

工事請負変更契約書

		年度	契約番号
		3	第10655号
1	工事の名称	やまと公園休憩所新築工事（電気設備）	
2	工事の場所	大和市中央一丁目地内	
3 変 更 事 項	請負代金額	請負代金額に対し271,700円増額する。 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額24,700円。	
	完成期日	「令和4年8月31日」を「令和4年9月14日」にする。	
	年割額又は 支払限度額	令和4年度の年割額又は支払限度額に対し、271,700円増額する。	
	出来高予定 額	年割額又は支払限度額に対応する令和4年度の出来高予定額に対し、 271,700円増額する。	
		以下余白	

令和3年12月21日付けで締結した工事請負契約の一部を上記のとおり変更する。
この契約を証するため、契約書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

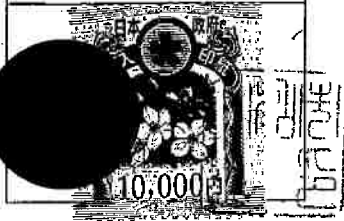
令和4年8月29日

発注者 住 所 大和市中鶴間一丁目1番1号
大和市長 大木 哲

受注者 住 所 神奈川県大和市鶴間一丁目2番20号
商号（名称） 湯山電設株式会社
氏 名 代表取締役 湯山 美

変更設計年月	令和 4 年 6 月	事業種別	工事(電気設備)
件名	やまと公園休憩所新築工事(電気設備)(設計変更)		
工事場所	大和市中央	丁目	地内
工期 (変更後)	令和 3 年 12 月 22 日 ~	令和 4 年 9 月 14 日まで	267 日間
変更概要・理由	変更理由		
	変更概要	1. 別途発注の家具工事との取り合いを調整したため 2. 別途発注の太陽光工事に事前に配管が必要となったため 3. 公園工事で設置する設備にて必要となったため 4. みんなのトイレが広くなったことに伴い、不要となったため 5. 施設が常駐管理になった場合にも対応できる設備を導入するため 6. 建築工事にて鉄骨の納期が遅れたため	
原設計金額	金 円也	変更設計金額	金 円也
当初契約金額	金 円也	変更契約金額	金 円也

収入印紙貼付欄



工事請負契約書

年 度	契 約 番 号
3	第10922号

1 工 事 の 名 称	やまと公園休憩所新築工事/(機械設備)									
2 工 事 の 場 所	大和市中央一丁目地内									
3 工 事 の 期 間	着 工 期 日	令和 3 年 12 月 25 日								
	完 成 期 日	令和 4 年 8 月 31 日 (工事着手の日から起算して 250 日間)								
4 請 負 代 金 額		¥	4	5	3	2	0	0	0	0
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (4,120,000 円) - 解体工事に要する費用等については別紙のとおり (注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。									
5 前 金 払	☒ する 請負代金額の40%以内 ☐ する 各会計年度の出来高予定額の40%以内 (ただし、__年度は除く。) ☐ する 契約締結会計年度及び翌会計年度の出来高予定額の40%以内 ☐ しない (第32条、33条、34条全文削除)									
6 中 間 前 金 払	☒ する ☐ しない									
7 部 分 払	☐ する (回) ☒ しない (第35条全文削除)									
8 契 約 保 証 金	☐ 現金 _____ 円 ☐ 有価証券の提供 _____ 円 ☒ 金融機関又は保証事業会社の保証 ☐ 公共工事履行保証証券 ☐ 履行保証保険 ☐ 無保証									
契約不適合責任期間	引渡しの日から起算して 2 年 0 箇月									
10 そ の 他	☐ 第6条 (A) 全文削除 ☒ 第6条 (B) 全文削除 ☐ 第36条の2全文削除 ☐ 第36条の3全文削除 ☐ 第39条 (A) 全文削除 ☒ 第39条 (B) 全文削除									
11 消費税について	☒ 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等に変動が生じる場合は、当該改正法等の施行日以降、各年度の予算の範囲内の限りにおいて、発注者は、この契約をなんら変更することなく、契約金額に相当額を加減して支払うことができるものとする。									

上記の工事について発注者と受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

契約年月日 令和 3 年 12 月 24 日

住 所 大和市下鶴間一丁目1番1号

発注者 大 和 市

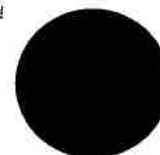
大 和 市 長 大 木



住 所 神奈川県大和市下鶴間2-5-39

受注者 商号(名称) 原設備工業株式会社

氏 名 代表取締役 原 宣幸



(経
第1
の
を
け
2
成

(工
第2
施
計

(関
第3
工
こ
な

(工
第4
に
限
2
認
3
に
4

(工
第5
に

○(契
第6
れ
証
(1
(2
(3

(4
(5
2
う
3
8
4
は

設計年月	令和 3 年 7 月	事業種別	工事(機械設備)	
件名	やまと公園休憩所新築工事(機械設備)			
工事場所	大和市中央一丁目	地	内	
工期	令和 3 年 12 月 25 日 ~ 令和 4 年 8 月 31 日まで	250	日間	
設計概要	やまと公園休憩所の機械設備工事一式 ・空調設備工事(空調機器設備、空調配管設備、換気機器設備、換気ダクト設備) ・衛生設備工事(衛生器具設備、給水設備、排水設備)			
設計金額	金		円也	
	(内消費税相当額)		円也)	

工事請負変更契約書

		年度	契約番号
		3	第10922号
1	工事の名称	やまと公園休憩所新築工事（機械設備）	
2	工事の場所	大和市中心一丁目地内	
3 変 更 事 項	請負代金額	請負代金額に対し55,000円減額する。 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額5,000円。	
	完成期日	「令和4年8月31日」を「令和4年9月14日」にする。	
	年割額又は 支払限度額	令和4年度の年割額又は支払限度額に対し、55,000円減額する。	
	出来高予定 額	年割額又は支払限度額に対応する令和4年度の出来高予定額に対し、 55,000円減額する。	
		以下余白	

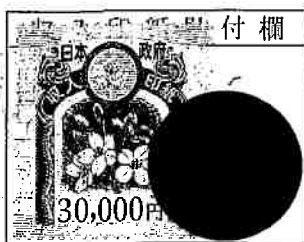
令和3年12月24日付けで締結した工事請負契約の一部を上記のとおり変更する。
この契約を証するため、契約書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年8月29日

発注者 住 所 大和市下鶴間一丁目1番1号
大和市
大和市長 大木 哲

受注者 住 所 〒242-0001 神奈川県大和市下鶴間2丁目5番30号
商号（名称） 原設備工業株式会社
氏 名 代表取締役 安池 哲也

変更設計年月	令和 4 年 7 月	事業種別	工事(機械設備)
件名	やまと公園休憩所新築工事(機械設備)(設計変更)		
工事場所	大和市中央丁地内		
工期 (変更後)	令和 3 年 12 月 25 日 ~ 令和 4 年 9 月 14 日まで	264 日間	
変更概要・理由	変更概要	変更理由	
	1. トイレの汚水、雑排水配管ルートを変更 2. 配管付属品の仕様、数量の変更 3. 換気ダクト用ペントキヤップに指定色塗装を追加 4. 多目的トイレに鏡を追加 5. ダクトルートの変更 6. 工期を延長	1. 公桟位置が変更となったため 2. 施工レベルで現場取り合いを検討し、必要と判断したため 3. 意匠的に塗装が必要と判断したため 4. 洗面器用に鏡が必要と判断したため 5. 施工レベルで現場取り合いを検討し、必要と判断したため 6. 建築工事にて鉄骨の納期が遅れたため	
	原設計金額	金 円也	
	当初契約金額	金 円也	



工事請負契約書

年度	契約番号
4	第2407号

1 工事の名称	やまと公園休憩所新築工事（太陽光発電設備工事）									
2 工事の場所	大和市中央一丁目地内									
3 工事の期間	着工期日	令和 4年 6月 2日 -								
	完成期日	令和 4年 12月 16日 (工事着手の日から起算して 198 日間)								
4 請負代金額		¥	7	4	2	2	8	0	0	0
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (¥ 6, 7 4 8, 0 0 0 円) 解体工事に要する費用等については別紙のとおり (注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。									
5 前金払	☒ する 請負代金額の40%以内									
	☐ する 各会計年度の出来高予定額の40%以内 (ただし、__年度は除く。)									
	☐ する 契約締結会計年度及び翌会計年度の出来高予定額の40%以内									
	☐ しない (第32条、33条、34条全文削除)									
6 中間前金払	☒ する ☐ しない									
7 部分払	☐ する (回) ☒ しない (第35条全文削除)									
8 契約保証金	☐ 現金 _____ 円									
	☐ 有価証券の提供 _____ 円									
	☒ 金融機関又は保証事業会社の保証									
	☐ 公共工事履行保証証券									
	☐ 履行保証保険									
9 契約不適合責任期間	☐ 無保証									
	引渡しの日から起算して 2年 0箇月									
10 その他	☐ 第6条(A)全文削除 ☒ 第6条(B)全文削除									
	☒ 第36条の2全文削除 ☒ 第36条の3全文削除									
	☐ 第39条(A)全文削除 ☒ 第39条(B)全文削除									
11 消費税について	■ 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等に変動が生じる場合は、当該改正法等の施行日以降、各年度の予算の範囲内の限りにおいて、発注者は、この契約をなんら変更することなく、契約金額に相当額を加減して支払うことができるものとする。									

上記の工事について発注者と受注者は、おののおの対等な立場における合意に基づいて、次の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

契約年月日 令和 4 年 6 月 1 日

住 所 大和市下鶴間一丁目1番1号

発注者 大 和 市

大 和 市 長 大 木 哲 印

住 所

受注者 商号(名称)

〒242-0003 大和市林間二丁目23番14号

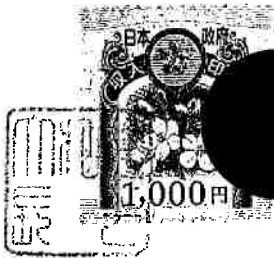
株式会社 東晃電機

代表取締役 森 吉 印

氏 名

設計年月	令和 4 年 3 月	事業種別	工事(電気設備)	
件名	やまと公園休憩所新築工事(太陽光発電設備工事)			
工事場所	大和市中央丁	地目	地内	
工期	令和 4 年 6 月 2 日 ~ 令和 4 年 12 月 16 日まで			198 日間
設計概要	◇(仮称)やまと公園休憩所の太陽光発電設備工事一式 太陽光発電設備工事 (構造・規模等) 構造:鉄骨造 規模:平屋建て、延床面積約525㎡、高さ7.3m 用途:休憩所 計画:休憩所、倉庫兼給湯室、トイレ、授乳室			
設計金額	金 円也			
	(内消費税相当額 円也)			

工事請負変更契約書



年度	契約番号
4	第2407号

1	工事の名称	やまと公園休憩所新築工事（太陽光発電設備工事）
2	工事の場所	大和市中心一丁目地内
3 変 更 事 項	請負代金額	請負代金額に対し4,953,300円増額する。 うち取引に係る消費税及び地方消費税450,300円。
		以下余白

令和4年6月1日付けで締結した工事請負契約の一部を、上記のとおり変更する。この契約を証するため、契約書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年12月6日

発注者

住 所
大 和 市
大 和 市 長

大和市下鶴間一丁目1番1号

大 木 哲



受注者

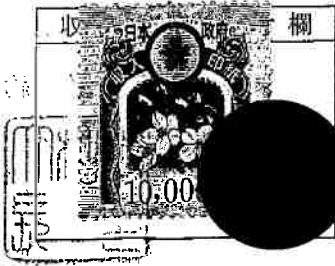
住 所
商号（名称）
氏 名

〒242-0003 大和市林間二丁目23番1号

株式会社 東晃電
代表取締役 森 吉

変更設計年月	令和 4 年 10 月	事業種別	工事(電気設備)
件名	やまと公園休憩所新築工事(太陽光発電設備工事)(設計変更)		
工事場所	大和市中央一丁目	地	内
工 期 (変更後)	令和 4 年 6 月 2 日 ~	令和 4 年 12 月 16 日まで	198 日間
変更概要・理由	変更概要	変更理由	
	1.太陽光設備について以下を変更 1-1.太陽光パネル容量の1枚当たりの発電容量が280W⇒370Wに変更 1-2.動力用パワーコンディショナーが非絶縁型に変更 1-3.変圧器盤(基礎工事含む)の追加 1-4.上記1-1,1-2,1-3の変更に伴うケーブル、接続箱等の付属設備の数量 2.仮設工事について、以下を変更 2-1.昇降用足場を4か所から1か所に変更 2-2.仮囲いの取り止め 2-3.敷き鉄板の数量を追加	1.太陽光発電設備メーカーの仕様変更があったため 2.公園工事(やまと公園大規模改修工事)との施工範囲や工程の取り合いが生じたため	
原設計金額	金 円也	変更設計金額	金 円也
当初契約金額	金 円也	変更契約金額	金 円也

工事請負契約書



年 度	契 約 番 号
4	第24/10号

1 工事の名称	やまと公園休憩所新築工事(外構工事)									
2 工事の場所	大和市中央一丁目地内									
3 工事の期間	着工期日	令和 4 年 6 月 2 日								
	完成期日	令和 4 年 11 月 1 日 (工事着手の日から起算して 153 日間)								
4 請負代金額		¥	4	9	2	8	0	0	0	0
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (4, 480, 000 円) 解体工事に要する費用等については別紙のとおり (注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。									
5 前 金 払	☒ する 請負代金額の40%以内 ☐ する 各会計年度の出来高予定額の40%以内 (ただし、____年度は除く。) ☐ する 契約締結会計年度及び翌会計年度の出来高予定額の40%以内 ☐ しない (第32条、33条、34条全文削除)									
6 中間前金払	☒ する ☐ しない									
7 部 分 払	☐ する (回) ☒ しない (第35条全文削除)									
8 契約保証金	☐ 現金 _____ 円 ☐ 有価証券の提供 _____ 円 ☒ 金融機関又は保証事業会社の保証 ☐ 公共工事履行保証証券 ☐ 履行保証保険 ☐ 無保証									
9 契約不適合責任期間	引渡しの日から起算して 2 年 0 箇月									
10 そ の 他	☐ 第6条(A)全文削除 ☒ 第6条(B)全文削除 ☒ 第36条の2全文削除 ☒ 第36条の3全文削除 ☐ 第39条(A)全文削除 ☒ 第39条(B)全文削除									
11 消費税について	☒ 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等に変動が生じる場合は、当該改正法等の施行日以降、各年度の予算の範囲内の限りにおいて、発注者は、この契約をなんら変更することなく、契約金額に相当額を加減して支払うことができるものとする。									

上記の工事について発注者と受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

契約年月日 令和 4 年 6 月 1 日

住 所 大和市下鶴間一丁目1番1号

発注者 大和市

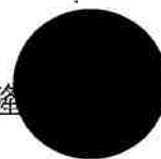
大和市長 大 木



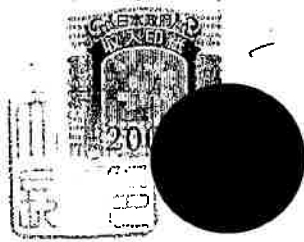
住 所 大和市上草柳七丁目10番38-2号

受注者 商号(名称) 修 都 株 式 会 社

氏 名 代表取締役 尾 上 和 隆



設計年月	令和 4 年 3 月	事業種別	工事(建築)	
件名	やまと公園休憩所新築工事(外構工事)			
工事場所	大和市中央一丁目地内			
工期	令和 4 年 6 月 2 日 ~ 令和 4 年 11 月 1 日まで			153 日間
設計概要	やまと公園休憩所の外構工事(ウッドデッキ、防災倉庫) 上記に伴う電気工事、衛生工事			
設計金額	金 円也 (内消費税相当額 円也)			



工事請負変更契約書

		年度	契約番号
		4	第2410号
1	工事の名称	やまと公園休憩所新築工事 (外構工事)	
2	工事の場所	大和市中心一丁目地内	
3 変更 事項	完成期日	「令和4年11月1日」を「令和4年11月30日」にする。	
		以下余白	

令和4年6月1日付けで締結した工事請負契約の一部を上記のとおり変更する。
この契約を証するため、契約書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年10月5日

発注者

住所
大和市
大和市長

大和市下鶴間一丁目1番1号

大木 哲



受注者

住所
商号(名称)
氏名

〒242-0029 神奈川県大和市上草柳 7-10-38-2

修都株式会社

代表取締役 尾上 和隆

工事請負変更契約書

		年度	契約番号
		4	第2410号
1	工事の名称	やまと公園休憩所新築工事（外構工事）	
2	工事の場所	大和市中心一丁目地内	
3 変 更 事 項	請負代金額	請負代金額に対し518,100円減額する。 うち取引に係る消費税及び地方消費税47,100円。	
		以下余白	

令和4年6月1日付け及び令和4年10月5日付けで締結した工事請負契約の一部を、上記のとおり変更する。この契約を証するため、契約書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年11月21日

発注者

住 所
大 和 市
大 和 市 長

大和市下鶴間一丁目1番1号

大 木

哲

受注者

住 所
商号（名称）
氏 名

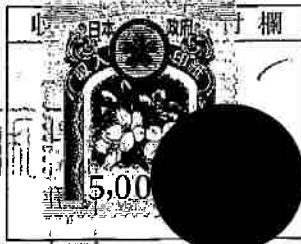
〒242-0029 神奈川県大和市上草柳 7-10-38-2

修 都 株 式 会 社

代表取締役 尾 上 和 隆

変更設計年月	令和 4 年 11 月	事業種別	工事(建築)
件名	やまと公園休憩所新築工事(外構工事)(設計変更)		
工事場所	大和市中央一丁目地内		
工期 (変更後)	令和 4 年 6 月 2 日 ~ 令和 4 年 11 月 30 日まで	182 日間	
変更概要・理由	変更概要	変更理由	
	1.ウッドデッキ階段手摺の仕様の変更(リン酸処理→DP塗装) 2.ウッドデッキ階段の位置、数の変更(階段数3→4か所) 3.ウッドデッキ階段手摺の一部中止(3か所→2か所) 4.防災倉庫の位置の変更 5.防災倉庫表示デザインの変更(アイコン表示の追加) 6.ウッドデッキ端部の開閉器の取り止め及びコンセントの仕様変更	1.休憩所西側出入口外階段手摺と色合いを合わせるため。 2.北側(芝生広場)からウッドデッキへ上がりやすくなるため。 3.ウッドデッキ北東側をステージ利用する際の、公園からの視線に配慮したため。 4.やまと公園改修工事と調整をした結果、位置の変更が必要となったため。 5.公園全体のイメージと合わせるため。 6.意匠性を考慮したため。	
原設計金額	金 円也	変更設計金額	金 円也
当初契約金額	金 円也	変更契約金額	金 円也

工事請負契約書



年 度	契 約 番 号
4	第 4063 号

1 工 事 の 名 称	やまと公園休憩所新築工事/(家具工事)									
2 工 事 の 場 所	大和市中央一丁目地内									
3 工 事 の 期 間	着 工 期 日	令和 4 年 7 月 6 日								
	完 成 期 日	令和 4 年 12 月 5 日 (工事着手の日から起算して 153 日間)								
4 請 負 代 金 額		¥	9	8	8	9	0	0	0	
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (899,000 円) 解体工事に要する費用等については別紙のとおり (注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。									
5 前 金 払	☒ する 請負代金額の40%以内 ☐ する 各会計年度の出来高予定額の40%以内 (ただし、__年度は除く。) ☐ する 契約締結会計年度及び翌会計年度の出来高予定額の40%以内 ☐ しない (第32条、33条、34条全文削除)									
	6 中 間 前 金 払 ☒ する ☐ しない									
7 部 分 払	☐ する (回) ☒ しない (第35条全文削除)									
8 契 約 保 証 金	☐ 現金 _____ 円									
	☐ 有価証券の提供 _____ 円									
	☒ 金融機関又は保証事業会社の保証									
	☐ 公共工事履行保証証券									
	☐ 履行保証保険									
9 契 約 不 適 合 責 任 期 間	☐ 無保証									
	引渡しの日から起算して 2 年 0 箇月									
10 そ の 他	☐ 第6条(A)全文削除 ☒ 第6条(B)全文削除									
	☒ 第36条の2全文削除 ☒ 第36条の3全文削除									
	☐ 第39条(A)全文削除 ☒ 第39条(B)全文削除									
11 消 費 税 に つ い て	☒ 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等に変動が生じる場合は、当該改正法等の施行日以降、各年度の予算の範囲内の限りにおいて、発注者は、この契約をなんら変更することなく、契約金額に相当額を加減して支払うことができるものとする。									

上記の工事について発注者と受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

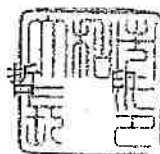
この契約の証として契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

契約年月日 令和 4 年 7 月 5 日

住 所 大和市下鶴間一丁目1番1号

発注者 大 和 市

大 和 市 長 大 木



住 所 大和市上草柳七丁目10番38-2号

受注者 商号(名称) 修 都 株 式 会 社

氏 名 代表取締役 尾 上 和 隆

令和4年度

やまと公園休憩所新築工事（家具工事）

設計書

設計年月	令和4年3月	事業種別	工事(建築)	
件名	やまと公園休憩所新築工事(家具工事)			
工事場所	大和市中央丁地内			
工期	令和4年7月6日～令和4年12月5日まで	153	日間	
設計概要	やまと公園休憩所に設ける家具の設置工事 ・休憩室内の家具設置 ・東面カーテンウォールへのロールスクリーン設置			
設計金額	金 円也 (内消費税相当額 円也)			

担 当	主幹・係長	課 長	部 長

令和2年8月4日みどり公園課

市長説明

1. 日 時 令和2年8月4日(火) 11:00~12:15
2. 場 所 政策会議室にて
3. 対応者 環境農政部長、みどり公園課長、公共建築課長
休憩所実施設計コンサルタント(株)環研氏が同席
4. 内 容 やまと公園改修整備に係る休憩所の屋根デザイン、平面図素案について

1) 屋根デザインA~C案について ※資料P1

課長が資料説明、氏が補足説明

市長・それでは、皆さんの意見を聞きたい。

・B案かC案でどちらか決めかねている。

・B案かC案で模型を見るとC案が良いと思います。B案は屋根の部分が大きく見えるので重く感じました。

・隣接する公私連携保育所に近いことから、建物単体で見ればC案だが、建物の連続性を考え異なったデザインのA案も良いと思います。どちらかといえばA案。

市長・公私連携保育所はお城のようなデザイン。

・木は劣化が早い。新築から3年位はいいと思うが、建物としてのオーラは消える。

・木造建築はシンプルなものはいいが、木でデザイン性のあるものは、経年劣化をどう防ぐかが課題となる。それに比べガラスは年を取らないし飽きがこないの、シリウスやボラリスでガラスを採用した。

・さん、さんは神様でデザインコンクールや写真映りのいい建物が得意で凝りすぎているものが多いと感じており、個人的だが、人の使う動線が悪すぎる。そういう点では評価していない。

・休憩所の話に戻るが、車窓からの目線と地上からの目線はちがう。

・A案はどこにでもある屋根、B案はこの中では一番インパクトがある。C案は木造のイメージ。

選定の視点としては、①車窓からの景色としてどうかと②建物的に飽きがこないかの2つ。

車窓の特に上りの電車からどのように見えるのか高さや距離の資料を元にイメージしたい。

・C案は建物に入りやすいイメージ。B案はシンボリックなイメージでどちらも存在感のある施設になります。

市長・例えるならB案がヨーロッパ風でC案が日本風庭園のイメージか。

・いずれにしてもこの3案からは決められない。A案は無しでもいいが、B案、C案の改良案を屋根の角度とか色とか検討した上で選びたい。

・私は上野公園によく行くが、噴水のそばにあるカフェがお洒落で気に入っている。あの建物は人を惹きつけるエネルギーを持っている。たしか先生の関わった作品と聞いている。

・屋根デザインはいつまでに決定すればいいのか？

・この3案から選べるのであれば、お盆明けで考えていました。

市長・期間が短すぎる。それならもっと早く提案してほしかった。

・11月迄に建設工事費を把握する必要があるため、8月末を目途にB案、C案の改良案の検討を進めます。

2) 平面図素案について ※資料P 2

市長・北側カウンター側の空間を広く取りたいので倉庫とトイレを南壁に寄せた配置案にして下さい。

■・車いすの通路はどうしますか？

市長・実際、車いす利用は少数であり配慮はするが、一般の利用者を優先したい。トイレの向きも変えて下さい。

■・素案の通路の窓から防球ネット側を見られますが、車いすは北西側の出入口で対応可能であり効率的と良い案だと思います。

市長・トイレは重要。トイレが綺麗な施設は良い施設。汚れが目立たず掃除がしやすいようにしてほしい。公園のトイレは危ない、危険というイメージがあり、休憩所の中に配置した。

・トイレの便数は、いくつですか？

■・公園実施設計委託の便数は男女2基ずつと身障者用の1基です。

市長・便数はこれで大丈夫でしょう。

■・近隣公園の規模から見ても十分と考えます。

市長・水栓は自動式でもよいが、停電時には使えないのでレバー式がいい。但し、蛇口の長さが短いものがデザインの多く手が洗いにくいので、蛇口は長めのものがいい。

■・検討します。

市長・天井や照明は別の機会に検討したい。

・やはり入口に風除室はあった方がいい。傘置きも必要。

・中央林間図書館やボラリスでは鏡を多用し市民から好評を得ている。女性は鏡が好きで、室内を広く見せることができるし、素材として齢を取らない。■さんにも参考のため見ておいてほしいので、課長、連れて行ってあげて下さい。

■・了解しました。

市長・カウンターテーブルは取り外しでき、将来的に動かせるような工夫をしてほしい。

・また、カウンターテーブルで勉強している人と親子連れの利用空間をうまく分けることを考えたい。

■・床の素材をコンクリートに変えることで分けるのはどうでしょうか？

市長・出入口が多く配置されているが、ここまではいらないのではないか？

■・避難口として配置してあります。

市長・了解。避難路も踏まえ西側カウンターをどうするかを考えた上で再考したい。

市長・将来的に使い方を変えるかもしれないので、床は同じ素材でいい。別のアイデアを考えてほしい。

・この公園を改修整備することで物騒なイメージを払拭したいのでよろしくお願いしたい。

以上

担 当	主 持 者	課 長	部 長

令和2年11月13日みどり公園課

市長説明

1. 日 時 令和2年11月12日(木) 16:00~17:00
2. 場 所 政策会議室にて
3. 対応者 環境農政部長、みどり公園課長、公共建築課長
休憩所実施設計コンサルタント(株)環研 氏が同席
4. 内 容 工程表、休憩室内レイアウト案1~4、主要仕上げに関する資料 一式
(屋根、外壁、フローリング、鏡張り、天井、照明、トイレ)
デッキ部照明案、フロアコンセント配置案、御土居配置検討資料

【工程表】

・工程表に本日を線引きしてあります。本日は、休憩室1、2、3の仕切り方の案と屋根の張り方の案、模型も用意しましたので、資料について説明させていただきます。

市長・休憩室1と休憩室2の南側にある通路は、真っすぐにしたい。ガラスの間仕切壁の位置を、南側外壁面と同じ位置にしてほしい。それを修正した上で、休憩室の間仕切りは3案でいきましょう。

【カウンターテーブル】

市長・カウンターテーブルは、シリウスと同じ幅のものにして下さい。ポラリスのカウンターテーブルは幅が広がったように感じている。シリウスと同じ幅でも飛沫防止の間仕切りもできる。また、休憩室2のカウンターテーブルは、コの字型にしてほしい。さらに、中央部についても、中央林間図書館と同様にカウンターを配置したい。休憩室2で50人程度が使用できるようにしたい。

・市民からの手紙には、コロナの状況でシリウスが使いなくなることが心配で、今後もシリウスで子どもが勉強を続けられるようにしてほしいと書いてありました。やはり需要はあるのでやまと公園にも勉強の場を設けておく必要があります。テーブル配置については、中央林間図書館を参考にして下さい。

【トイレ】

市長・トイレは豪華にいきたいので横浜市の中野街にあるロイヤルホール横浜の1階トイレを参考にして下さい。小便器については、跳ね返りも無く、床面が衛生的できれいであった。また、小便器と小便器の間の間仕切り板についても、床面から顔位の高さまであり、プライバシーも確保できて、非常に良い。男子トイレの便器の数はいくつか？

⇒大便器は2個、小便器が2個である。基準よりも多く計画している。(氏)

市長・3個設置することは可能か？

⇒建物の面積が決まっており、3個置くと、小便器の間隔が狭くなってしまう。(氏)

市長・ポラリスのトイレの数はいくつか？

⇒大便器2個、小便器2個です。この設計業務でもポラリスを参考にしている。(氏)

市長・物理的に難しければ致し方ない。この建物は、ロイヤルホール横浜と違い、トイレ利用時間帯が集中することはないので、2個でも大丈夫であろう。子ども用のトイレはあるのか？

⇒子ども用のトイレはないが、幼児用として、多目的トイレを設置している。(氏)

【自販機】

市長・自販機の料金収入が財源確保になるので公園内と休憩所内の両方に配置しましょう。1つは東側エントランスを入ってすぐの場所で擬木テラスの北側。のこりは休憩所内で南東の入口付近も設置可能ではないか。トイレ近くの風除室内にも設置は可能ではないか。今後、配置については検討していきたい。

⇒西面や南面の壁沿いも設置は可能です。(氏)

【キッチンカーなどのカフェを配置することについて】

市長・休憩室付近にキッチンカーなどを置かせて、公園利用者に販売することはできないか？

・イベント時の公園内のキッチンカーは問題ないが、防衛補助要件で休憩所内での販売行為は難しい。※防衛からは自販機設置は支障なしと聞いている。

⇒実施出来たら面白いが・・・(市長)

【内部[天井]】

・前回、指示があったので模型を用意しました。空調の効率を良くするために、休憩室3の防音対策として天井を張り、天井高は3m、休憩室1・2はルーバーで天井高4.5mとしましたが、かなり天井が高く感じられると思います。すべての部屋の天井をルーバーにしてみようと単調になってしまう。変化を持たす意味でも、休憩室3にも天井を張った方が良いと思います。

・すべてルーバーにするより、コスト的にも天井を張った方が費用を抑えられます。

市長・ポラリスの高さはいくつかな？

⇒3.5mです。今回は4mなので更に50cm高くなります。(氏)

・雨が降った際、天井があった方が、休憩室3の室内への雨音の影響が抑えられます。

市長・休憩室3には、天井を張ることとします。抑えたコストについては、トイレ整備に充てるようにお願いします。

【外部仕上げ】

・屋根は資料のイメージになります。また、南側、西側のガラスを張らないところは、色は黒を基調にしますが、資料の赤い壁材で幅の広いタイプを使いたいと考えています。

市長・黒色が良いでしょう。(※鋼板縦ハゼ葺きで良い)

【フローリング】

・床材については、提案資料にいくつか材料を提示していますが、傷がつきにくく、劣化をしにくい再生木(擬木材)を中心に検討を進めたい。

市長・材料については、汚れにくく、シミにならないものが良い。

・コルクは、たばこの火などを考えると止めた方がいいです。コーラーやコーヒーをこぼしたシミが残らない材料が好ましく、そういった意味では再生材がありますが、材料の選択枝が少なくなります。

市長・メンテを考えると汚れに強い再生材になりますね。

・室内とデッキで材料を分けることや張り方を変えることで見せ方を変えることは可能です。

市長・室内は東西方向、デッキは南北方向という考えもあるが、シリウスとは異なり、カウンター近くも含め、全面同じ方向で床を張りましょう。また、内外部で床の色を変えた方が良くもしません。

・了解しました。それでは、次回の打合せに製品カタログを用意します。

【内部〔壁〕】

※次回、再度、打合せ

(室内照明灯)

■・休憩所室内やデッキの照明灯の検討資料になります。

天井面のダウンライトは、光が広がるタイプではなくストレートにすることも可能です。

市長・カウンターテーブルの照明は、シリウスと同様に、デスクライトにすること。

休憩室3のペンダントライトは面白い。その他、休憩室やウッドデッキの照明については、提案資料のとおりで良いと思う。

※次回、再度、打合せ

【屋根ライトアップ】

■・休憩所のライトアップ案になります。屋根の張り出し部分を照らすことで建物を浮かび上がらせます。

市長・提案資料の良いと思います。

【コンセント・弱電通信】

■・フロアコンセントは、テーブル配置の案となっており、カウンター及び丸テーブルの下に設ける予定です。また、壁面にもコンセントを多く設置します。

市長・カウンターテーブルは将来的に移動させることもあるので、カウンターテーブルには設置せず、このままでも良いです。

【雨だれ】

市長・軒の張り出しはどれくらいですか？

■・前回の打ち合わせを踏まえ、40cm伸ばして、2.6mまで伸ばしました。

市長・雨だれは、錆がでるとみずばらしいので、この建物で錆が目立つ場所がありますか？

■・庇（軒）も長く張り出しており、やまと防災パークの休憩所とは構造が違うので問題ないと考えます。

市長・これだけ張り出していれば、雨除けになりますね。

【御土居の南面勾配検討資料】

■・御土居の勾配に合わせた平面図を用意しましたので、検討の参考にして下さい。

市長・了解。

以上

令和2年11月26日みどり公園課

担 当	主幹・係長	課 長	部 長
			

市長説明

1. 日 時 令和2年11月26日(木) 10:40~11:20
2. 場 所 市長室にて
3. 対応者  みどり公園課長、 公共建築課長
4. 内 容 休憩所の天井資材の選定結果について

【カウンターの幅】

市長・天井の件の前に1点、指示事項があります。カウンターの幅ですがポラリスは広いのでシリウスの2階と4階のカウンターと同じ幅にして、コロナもあるので仕切り板もつけて下さい。

 ・了解しました。

【天井の仕上げ】

市長・天井については、ルーバーではない方でいきます。理由としては、埃がたまり落ちてくると、ルーバーは最初見栄えはいいが飽きが来るので飽きの来ない天井を貼ることにしました。

・天井の色は休憩所3と休憩所1、2は若干違っていいが同系色でいきましょう。

・ちなみに天井を貼ることに決める際の判断の割合としては天井55対ルーバー45でした。

【太陽光発電】

市長・太陽光発電で休憩所の電気はどれくらい賄えますか？

 ・30kw位の発電があり、今のところ、エアコンも含め賄える容量と考えています。照明設備やコンセントなどの利用では、十分対応できるだけの容量であり、発電量にも余裕があります。

 ・天井を貼ることになりましたので空調設備も天井裏まで冷やす必要がなくなり、空調設備の仕様も変わりますので速やかにコンサルに検討させます。

【トイレ】

 ・トイレの仕様についてですが、シリウスの「みんなのトイレ」の手洗いは、温水が出るようになっており、休憩所のトイレも同じ仕様でよいでしょうか？

市長・シリウスと同じでいいです。

 ・了解しました。

【鏡張り】

市長・休憩室3の西側壁面の鏡張りについては、子どもの利用があるので全面に貼るのはダイレクトにぶつくと危険なので下の方は張らないようにしたい。

※市長室の窓側の窓下部分の高さは70cmあった。

市長・高さは70cm程度あればいい。その部分に窓際と同じように張り出しを設け、何か置けるようにしてはどうか？収納スペースにして親子が腰掛けて、座ったりできるようにしてはどうか？

 ・いいアイデアだと思います。

市長・休憩所1の南側壁面と西側壁面も同様の鏡張りとする。※全面は貼らない。

【腰掛収納】

市長・休憩所3西側壁面の収納高は大人が70cm、子どもが45cmとか変化をつけてはどうか？

デザイン的に真ん中が凹んでいる方が見栄えがいい。

棚の奥行としては、大きな絵本が入る位は欲しい。※市長室の本棚の奥行は34cmと45cm

・休憩所1の南側壁面については、凸凹のアクセントはなく大人用でいい。※高さはフラット

・休憩所1の西側壁面については、設置を決めかねている。

- ・休憩所3の北面壁面に収納を設置するとテーブル席に近く圧迫感がある。
- ・組み合わせ式のテーブルを4人から2人に配置すれば少し空間はできます。
- 市長・狭いので休憩所3北側への収納の設置は止めにします。
- ・収納配置場所には鉄骨の支柱があり、支柱間にうまく配置すれば見栄えも良いかと思います。
- ・この件については、コンサルに検討させます。

以上

令和2年12月1日みどり公園課

担 当	主幹・係長	課 長	部 長
			

市長説明

1. 日 時 令和2年12月1日（火）11:00~12:05
2. 場 所 政策会議室にて
3. 対応者  環境農政部長、 みどり公園課長、 公共建築課長
休憩所実施設計コンサルタント（株）環研  氏が同席

4. 内 容

1. やまと公園改修整備について

休憩所 1.2 天井、壁前ベンチ、カウンターデスク、公園改修整備イメージパース、忠義桜樹名板
【休憩所 1.2 天井】

- ・資料の室内のイメージは西側出入口側から東側を見た絵になります。天井を貼り、照明の配置案は左上の絵が東西方向、左下が南北方向に配置した絵になります。また、シンプル過ぎる場合、右上の絵の丸の部分がアクセントの照明となります。

市長・照明は右下の南北方向の方がいいですね。東西方向は食堂みたいにみえる。

- ・次に仕上げ材ですが、A案はシナ合材で木目を生かした自然な風合いになります。色も付けられ明るくしたり暗くすることも可能です。B案のボードは1番ポピュラーな資材です。
- ・空調吹き出し部は木製格子等で化粧してはどうでしょうか？
- ・休憩室3の入口はアクセントとして鏡ではなく木目調にしてはどうでしょうか？

市長・それでは、今回は空調吹き出し部を木目調にする案としない案の資料を用意して下さい。それを見てどちらにするか決めたいと思います。

- ・了解しました。

【壁前ベンチ】

- ・資料の左上の設置イメージは、直接鏡にあたることから、左下の設置イメージのように階段状に柵を設ける案も検討しました。

市長・どのくらい、前に出ますか？

- ・20 cm位前にするので左上の設置イメージでは50cm、左下の設置イメージでは70 cm位です。椅子の高さは、子どもが30 cm、おとなが40cm としました。大人の平均座高は90 cmあります。鏡に触れないように高さを変えますか？

市長・鏡の意味がなくなるのでこのままとします。案としては左下の設置イメージは幅を取りすぎるので左上の案でいきましょう。

- ・それでは手摺を設置し直接触れないようにしてはどうでしょうか？

市長・それはいい案ですね。

- ・それでは、次回に設置した案を用意してください。

- ・了解しました。

【カウンターデスク】

市長・この資料のカウンターは幅が広いですね。

- ・シリウスの資料を元に作成したものです。

市長・有料スペースのカウンターは広めにし、無料のスペースのカウンターは狭くしたので、もう一度測って狭い方にして下さい。

- ・確認します。

市長・コロナ対策の仕切り板を差し込む溝も幅78.5 cmは広いので70cm 前後で設けて下さい。

■・仕切り板は固定しておきますか？

市長・固定はしないで下さい。現在、シリウスで仕切り板の高さを大中小とどれがいいか検討しています。

■・材質はどうしますか？

市長・アクリル板で検討しています。2階4階5階は中を設置しますが6階は食事を取れるので安全性から大で行こうと思います。目的によって高さを変えたいので取り外し可能な溝を設けておいて下さい。

・またカウンターの照明は富士山型ではなく行燈^{あんどん}型にして下さい。

【公園改修整備イメージパース】

市長・よく出来ていますね。休憩所がよく描けている。

■・防衛補助申請協議と年頭の記者会見の資料として用意しました。

市長・休憩所の南側の芝生広場の部分ですが、3歳くらいの幼児が遊べる空間にしてはどうかと考えている。

■・いい案なので検討します。

市長・建物側から見て公園に何かこうあってほしい点とかありませんか？

■・インターロッキングとか凝りすぎると飽きがくるので、サインなどでアクセントを設けてはどうでしょうか？あとイベント時に観葉植物を置いてはどうでしょうか？

市長・業者に持ってきてもらおうと費用がえらく高いですね。

■・フードトラックはどうでしょうか？

市長・大和駅の場合、昼時にサラリーマンはいないので、土日位しか需要はありませんね。

■・夜のライトアップは重要と思います。

市長・そうですね、夜間照明は重要です。

市長・もう一つ何かがたりないと感じている。横浜はイメージで得している。大和市はイメージで損している。大和駅のイメージも悪い。

市長・南池袋公園はお洒落。インターロッキングは高くても同じものでグレー系を使いたい。それといろいろな高さの白い腰掛がいい。やまと公園にも置きたい。

池袋の建物は洋の世界。やまと公園は和の世界。

市長・西側エントランスの出入り口の幅が広く感じます。幅はいくつですか？

■・幅は6mありますが、ゲート式なのでゲートで狭く見せることも可能です。

■・災害時や救急車両が入る際を考えると6mあった方がよいと考えます。

※西側入口の幅は5mが正しく次回訂正を要する。

市長・風除室のガラス張りは、一部を半透明にした方がいい。

【忠義桜樹名板】

■・桜を漢字とひらがなとどちらにしますか？

市長・口座渋谷駅の枝垂れ桜は、どうでしたっけ？

■・確認します。

2. 花と緑のまちづくり全国首長会の役員改選について

■・資料のとおり、理事を再任することによろしいですか？

市長・了解しました。

3. 「スケートボードパーク供用開始」(仮) 企画について

■ 過去に中央林間図書館などのオープンの際に記事掲載を行った業者から神奈川新聞の湘南西湘版に標記の件で記事掲載してはとの話が来ております。

市長・場所はどこですか？

■ 上草柳処分場 N06 のふれあいの森スカイ広場です。地元要望を元にスケートボード場を整備しておりますが、古谷田議員からもスケードボード場については、ご意見を頂いた経過もありますので慎重な対応をすべきであり、今回の企画については辞退したいと考えます。

市長・わかりました。慎重な対応でいきましょう。

以上

公私連携型保育所等の整備及び運営の概要について

1 概要 : 大和市で初めてとなる公私連携型の低年齢児型保育所を整備し、本市独自の送迎ステーション事業と組み合わせることで、今後も見込まれる保育需要の増加に対し、幼稚園を活用しながら待機児童対策をより効果的に実施していきます。また、就労形態が多様化している中、一時預かり事業や休日保育事業のほか、地域子育て支援拠点事業を同施設内において実施することで、子育て支援のさらなる充実を図ります。

2 運営手法 : 公私連携型保育所（※別表参照）

3 所在地 : 旧青少年センター跡地（1,721㎡）



計画地（大和市中央一丁目）

2019年度
旧青少年センター解体予定

4 建物構造 : 1階建鉄骨造（約900～1,000㎡）

5 実施事業 : 低年齢児型保育所（60人）、送迎ステーション事業（60人）、一時預かり事業（20人）、休日保育事業、地域子育て支援拠点事業など

6 開所日 : 2021年4月

7 運営主体 : 公募により選定

【主な予定】

2019年8月～2019年9月 運営事業者の募集

2019年11月 運営事業者の決定

2019 年 11 月～2020 年 5 月 県との事前協議、建物設計に係る協議・調整
 2020 年 6 月～2021 年 3 月 協定締結、土地・建物賃貸借契約締結
 県への設置届出、開所に向けた準備
 2021 年 4 月 事業開始

8 整備手法：設計、施工及び施工監理一括発注のリース方式

9 整備主体：プロポーザル方式により選定

【主な予定】

2019 年 6 月～2019 年 7 月 整備事業者の募集

2019 年 10 月 整備事業者の決定（仮）

2019 年 10 月～2020 年 5 月 リース契約締結、設計業務

土地賃貸借契約締結

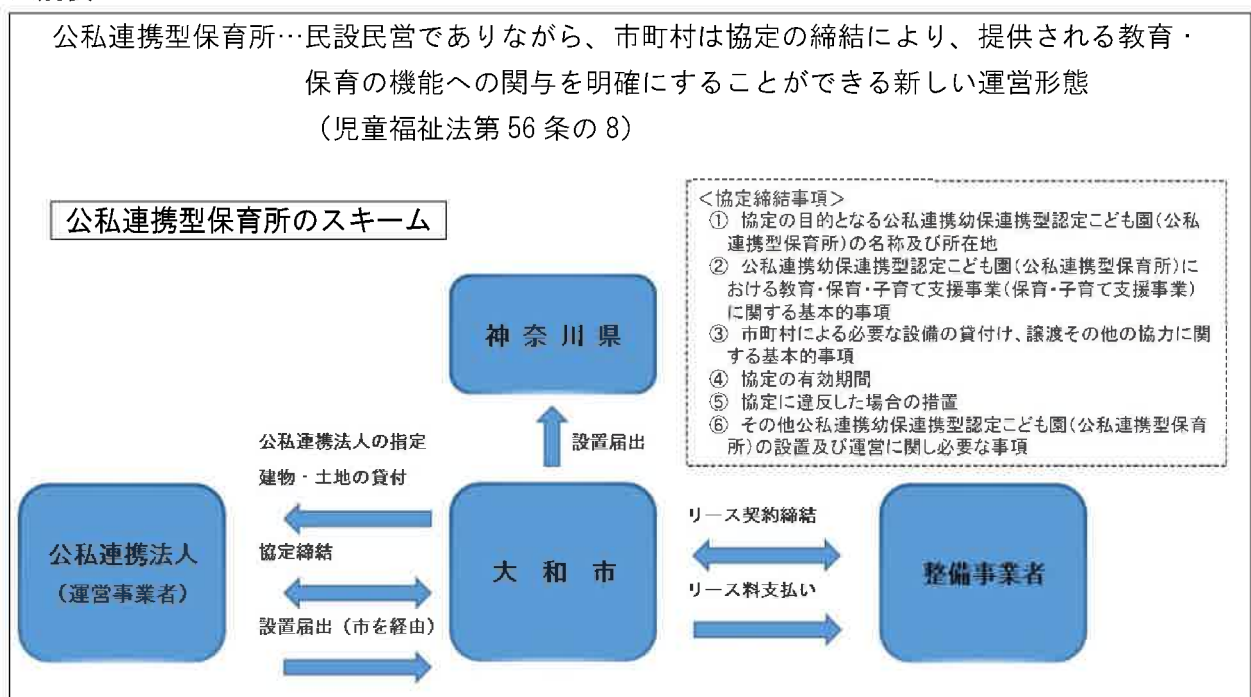
2020 年 6 月～2021 年 1 月 施工業務

2021 年 2 月～2031 年 3 月 リース料の支払い

10 財産所有：建物→整備事業者
 土地→大和市

11 その他：隣接するやまと公園について、子どもたちの遊び場としての機能を充実させるため、施設や遊具のリニューアルを行い、保育施設や芝生広場などと連携した活用を図ります。

※別表



事業概要

1. 業務の概要

(1) 事業名

「公私連携型保育所等整備事業」

※保育所等整備に係る設計、施工及び施工管理一括発注の122ヶ月間のリース方式とし、賃貸借契約満了後、公私連携型保育所等（以下、「施設」という。）の無償譲渡を受けるものとする。

※施設は発注者が指定した公私連携保育運営法人に転貸する。

(2) 事業の範囲

詳細は別添の「公私連携型保育所等整備事業仕様書」のとおりとする。

(3) 計画概要

① 設置場所 大和市中心1丁目5-14（旧青少年センター跡地）

② 敷地面積 約1,721㎡

③ 用途地域 近隣商業地域（準防火地域）

④ 建ぺい率/容積率

80%(角地緩和90%)/200%

⑤ その他 道路斜線制限、隣地斜線制限、日影規制

⑥ 設置施設概要

・施設規模 2階建て 900~1000㎡程度

・構造 鉄骨造

・設備 電気設備、機械設備等(空調・換気設備、給排水衛生設備)

その他施設運営

・付帯工事 外構、フェンス、舗装、外灯、遊具設置、植栽、駐車場、屋外園庭

※「(3)計画概要」の詳細は、別添「公私連携型保育所等整備事業仕様書」のとおり。

(4) 完成期限

令和3年1月31日

※計画敷地の建物解体工事(旧青少年センター)―別途工事

・工事期間：令和元年4月下旬から令和元年12月上旬（完了済）

・工事概要：鉄筋コンクリート造3階建て（杭基礎Φ300~450/14m/85本）
及び外構の解体

(5) 賃貸借期間

令和3年2月1日から令和13年3月31日

(6) リース料の支払い方法

消費税及び地方消費税を含んだ総額を上記賃貸借期間（122ヶ月）において、毎月の均等払いとする。生じた端数については、初回の支払いに含める。

(7) 募集要領等受注者提案内容の遵守

発注者及び受注者は、公私連携型保育所等整備事業にかかわるプロポーザル募集要領及び受注者の企画提案（令和元年8月23日に実施した公私連携型保育所等整備事業に係るプロポーザルのプレゼンテーション（以下、「プレゼンテーション」と言う。）の質疑応答の場において、対応できると発言したものを含む）の内容が、本契約に含まれることに合意する。受注者は本契約の規定に従って、善良なる管理者の注意義務をもって、本件業務を履行し、その他本件契約上の義務を履行する。

2. 土地の貸付について

土地の無償貸付の契約について受注候補者は、議会の議決後に締結する。また、施設の賃貸借契約については、土地の無償貸付が前提となるので、土地の無償貸付についての議決が得られない場合には本市は、受注者に対して、本件契約に係る対価の全部及び一部、違約金、損害賠償金その他一切の金銭の支払い義務を負うことなく契約解除を行う特約を付して契約を締結する。

3. プロポーザルのプレゼンテーションの場における質疑応答について

次の各号に掲げる事項については、プレゼンテーションの質疑応答の場において、企画提案時に提出した見積額521,800千円（消費税抜き）の範囲内で対応できると受注候補者が回答していることから、本契約の当初仕様に含めるものとし、企画提案時に提出した見積額の増加なく対応すること。

①送迎ステーション事業

雨の日のことを考え、（オーニングではなく、）サブエントランスや庇・樋を設置する。

②設備スペース（駐車場上部）

線路（電車内）側からの景観として、上部より機械設備が見えるため、本体とのバランスを考え、再度、提案額の範囲内で見直しすることとする。

③駐車場

アクセルの踏み間違えによる事故の危険性があるため、バリカーを設置することとする。

④ガードレール

安全性（強度）と、見栄え（小田急線からの外観）を含め、対応することとする。

⑤排水機能

近年における集中豪雨の状況を踏まえ、十分な雨量計算を行った上で、適切な排水処理計画を立てることとする。

⑥防音機能

屋上遊戯場での活動による音や振動が1階部分に影響しないよう、重量鉄骨造にコンクリートの床を施工し、スラブ（床構造）と芝の仕上げとする。

⑦屋上遊戯場

屋上遊戯場の芝について、人工芝（マウント部分については天然芝）を基本としつつ、メンテナンスのしやすさを含め、運営事業者との協議の上で決定することとする。

⑧2階物置

日常的に使用する物品と防災備蓄物品とを分けて管理できるよう設置することとする。

⑨その他

計画を進めていく中で、様々な意見や要望が出てくることが想定されるが、十分な協議を行った上で、提案額の範囲中で対応できるよう、代替案への変更も含め調整することとする。

公私連携型保育所等整備事業にかかわるプロポーザル実施要領

1. 趣旨

本市の子育て施策を象徴するようなデザインを取り入れた「公私連携型保育所等整備事業」の実施にあたっては、設計から施工までを一括で管理することによる高い品質、コストの縮減及び工期の短縮を確保する必要があります。これらを踏まえ、価格競争による業者決定方式ではなく、優れた企画・提案能力を有する事業者を選ぶため、公募型プロポーザル方式により、最も優れた計画案の提案者を本事業の受注候補者（以下、「候補者」という。）として選定するために必要な事項を、本要領に定めるものです。

2. 事業の目的

大和市で初めてとなる公私連携型の低年齢児型保育所を整備し、保育需要が集中する0歳児から2歳児の受入れを拡大しつつ、幼稚園を対象とした送迎ステーション事業と組み合わせることで、今後も見込まれる保育需要の増加に対応します。

また、就労形態が多様化している中、休日保育事業や一時預かり事業のほか、子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施するとともに、災害時を含め、子育て支援のさらなる充実を図ります。

3. 業務の概要

(1) 事業名

「公私連携型保育所等整備事業」

※保育所等整備に係る設計、施工及び施工管理一括発注の122月間のリース方式とし、賃貸借契約満了後、無償譲渡を受けるものとする。

(2) 事業の範囲

詳細は別添の「公私連携型保育所等整備事業仕様書」のとおりとする。

(3) 計画概要

① 設置場所 大和市中央1丁目5-14（旧青少年センター跡地）

② 敷地面積 約1,721㎡

③ 用途地域 近隣商業地域（準防火地域）

④ 建ぺい率／容積率

80%(角地緩和90%)／200%

⑤ その他 道路斜線制限、隣地斜線制限、日影規制

⑥ 設置施設概要

・施設規模 平屋建て(原則として) 900～1000㎡程度

・構造 鉄骨造

・設備 電気設備、機械設備等(空調・換気設備、給排水衛生設備)

その他施設運営

・付帯工事 外構、フェンス、舗装、外灯、遊具設置、植栽、駐車場、園庭

※「(3)計画概要」の詳細は、別添「公私連携型保育所等整備事業仕様書」のとおり。

(4) 完成期限

令和3年1月31日

※提案者との契約までの交渉期間（令和元年10月中旬から12月初旬）

※計画敷地の建物解体工事(旧青少年センター)―別途工事

・工事期間：令和元年6月初旬から令和元年10月下旬

・工事概要：鉄筋コンクリート造3階建て（杭基礎Φ300~450/14m/85本）
及び外構の解体

(5) 賃貸借期間

令和3年2月1日から令和13年3月31日

4. 業務上限額

574,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

総額を上記賃貸借期間（122ヶ月）において、毎月払いとする。

5. 候補者の決定方法

本業務は、本要領を元に別に定める募集要領に従って提案書の提出を求め、企画力、提案能力、実績、見積価格などを総合的に審査・評価し候補者を決定する。

6. 評価委員会の設置

候補者選定にかかわる評価は、評価委員会設置要領に定める評価委員会が行うものとする。

7. 候補者決定までの流れ

プロポーザルへの参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、指定期日までに市へ参加を申し込み、市から参加資格を有する旨の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。

市から通知を受けた者（以下、「参加者」という。）は、指定期日までに市へ企画提案書等を提出したのち、プレゼンテーションを行い、評価を受けるものとする。

市は、評価の結果、評点が上位1位となった者を「最優秀提案者」、上位2位となった者を「次点候補者」として選定し、まず、最優秀提案者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて具体的な条件等について交渉を行うものとする。

期間内に市と最優秀提案者との交渉が成立しない場合には、次点候補者と交渉を行う。個別の日程については、「16. 日程及び提出書類等」のとおりとする。

8. 企画提案書の募集方法

企画提案書の募集については、本要領を元に別途募集要領を定めて公表し、広く周知を図るものとする。

なお、公表は、ほいく課ホームページへの募集要領の掲載及びかながわ電子入札共同システム入札情報サービス「インフォメーション」の中にほいく課ホームページURLを掲載する方法で行うものとする。

9. 資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

事業所の要件	・一級建築士事務所の登録を受けていること。 ・一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
従事者の資格	・設計・監理に携わる者は、建築士法による一級建築士の資格を有すること。 ・工事の技術者は、工種に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有すること。 ※上記資格者は、募集要領の公表日時点において、入札参加者と直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係にあることとする。
入札参加資格	・大和市入札参加者名簿に、物品で「物件の借入れ」及びその細目として「建物・仮設建物」並びに工事で「建築一式」のいずれも登録をしている者であること。
入札参加停止措置	・参加申込をした日から候補者決定日までのいずれかの日において、大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領に基づき、停止措置処分を受けていない者であること。
業務実績	・本要領公表日から過去10年間に認可保育所(定員90名以上)の設計業務、建設業務及び工事監理業務を一括で受注していること。
経営の安定性	・2年以内に銀行又は手形交換所の取引停止処分を受けていないこと（ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者を除く）。 ・6月以内に手形又は小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る）がないこと（ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者を除く。）。 ・所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
その他	・その他公平な競争の妨げになる行為・事実がないこと

10. 質疑・回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- ・質問のある参加希望者は、ほいく課ホームページより質問票をダウンロードし、必要事項を記載のうえ電子メールに添付し、ほいく課宛に送信すること。メールの件名は「公私連携型保育所等整備事業に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。

- ・質疑に対する回答は、ほいく課のホームページにより、質疑とともに公開する。

※参加資格要件を満たさないことが明らかな参加希望者からの質疑について、市は、回答しないことができるものとする。

11. 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、ほいく課ホームページよりプロポーザル参加申込書（様式1-1）及び誓約書（様式2）等をダウンロードして必要事項を記入・代表者印を押印のうえ、その他必要書類を添えて市に提出すること。

提出後に変更が生じた場合は、プロポーザル参加申込書記載事項変更届出書（様式1-2）を市に提出すること。

必要書類：プロポーザル参加申込書（様式 1－1）

誓約書（様式 2）

業務実績表（様式 7－1）

業務実績実例写真（様式 7－2）

（２）提出方法

①提出先：神奈川県大和市鶴間 1 丁目 3 1－7 大和市保健福祉センター

大和市 こども部 ほいく課 保育指導係

②提出期限：令和元年 7 月 5 日（金） 17 時まで 必着（直接持参又は郵送）

（３）資格審査

市は、受け付けた参加申込書等により、参加希望者の資格要件を審査し、参加資格確認の結果について、7 月 12 日（金）までに、参加資格確認結果通知書（様式 4）により、参加希望者に通知するものとする。

参加希望者は、この決定について、通知日の翌日から起算して 3 日以内（開庁日に限る）に、市へ説明を求めることができる。

（４）参加を辞退する場合

参加申込をした者又は参加者が参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届出書（様式 3）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日の 17 時までにはほいく課まで提出するものとする。

12. 企画提案について

（１）企画提案書等の作成

参加者は、仕様書等に基づき、考え得る最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は、1 社につき 1 件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

① 企画提案書の提出について

企画提案書の提出について（様式 5）に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

② 企画提案書

別に定める企画提案書作成要領を参照のうえ、同要領に規定している項目順に作成すること。

③ 見積書

履行期間内に企画提案書の内容を実施するための費用を予算上限額の範囲内において作成する（代表者印押印）。金額は消費税及び地方消費税込みの金額を表記することとし、税抜金額と消費税等の内訳を明記すること。（様式 10）

※税率については、10%とする。

(2) 提出部数

(1) の①から③の書類を次のとおり提出するものとする。

①…正本を1部提出

②～③…②⇒③の順に綴じ込み、簡易製本とし、表紙に表題「公私連携型保育所等整備事業に係る企画提案書」及び社名を記載したものを次の部数提出すること。

- ・ 正本（見積書に要押印・表紙に「正本」と記載する。） 1部
- ・ 副本（見積書に押印のないもの又は写しで可。表紙に「副本」と記載する） 20部

(3) 提出期限・方法及び場所

日 時：令和元年8月7日（水）17時まで（ただし、土日祝日を除く）

方 法：直接持参のみとする。（郵送、電子メールでの提出は不可）

場 所：神奈川県大和市鶴間1丁目31-7

大和市保健福祉センター 2階 こども部 ほいく課

- ・ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。
- ・ 当日の公共交通機関のダイヤの乱れにより提出期限を過ぎたものは、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合のみ、遅延証明書の遅延時間範囲内の遅延に限り、受け付ける。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、参加者は、速やかに市へ回答するものとする。

(5) プレゼンテーションの実施

各参加者が提出した企画提案書等の内容を評価するにあたり、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

日 時：令和元年8月23日（金）（予定）

＊詳細な日時は、参加資格決定通知後に各社に別途連絡する。

場 所：神奈川県大和市鶴間1丁目31-7

大和市保健福祉センター 4階 講習室

時 間：準備5分、説明30分、質問15分、片付け5分を予定

※注意事項

- ・ プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書を使用して説明することとし、資料の差替え、追加は認めない。スクリーン等に投影して説明するパワーポイントなどの資料は、提出済の企画提案書にある内容の範囲とすること。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。
- ・ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者側で用意すること。ただし、プロジェクター及び投影スクリーンは市が用意する。
- ・ 参加者の出席者は5名以内とする。
- ・ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

13. 評価

評価については、別に定める評価要領のとおり行い、最優秀提案者及び次点候補者を決定する。なお、上位1位又は2位の者が同点で複数いる場合は、評価要領に定める基準により再評価を行い、順位づけを行うものとする。

14. 評価結果の通知

市は評価の結果について、10月15日（火）までに企画提案評価結果通知書（様式6）により参加者に通知するものとする。通知の際は、併せて次の内容を通知する。

ア 通知相手先の順位と総合点数及び各評価項目の点数

イ 最優秀提案者の名称と総合点数

ウ 全参加者の匿名の総合点数及び各評価項目の点数

なお、参加者は、評価結果に対して、通知の翌日から3日以内に市へ説明を求めることができるが、本プロポーザルによって選定した最優秀提案者との交渉及び契約手続の執行を妨げるものではない。

15. 契約締結に向けての交渉

（1）仕様等の確定について

市は、契約締結に向けて、期間を定め、最優秀提案者と交渉を行い、契約の仕様等を確定させる。なお、企画提案書等*をもとに交渉を進めるが、業務の契約の目的達成のため、必要に応じて、企画提案書の項目の追加や変更等を行うことができるものとする。

※企画提案書等とは、公私連携型保育所等整備事業の候補者を選定する際に作成した資料であり、平面図、配置図、立面図、仕上表及びその他の必要となる資料のことをいう。

（2）契約金額について

契約金額は、原則として、市に提出した見積書に記載された額を超えないこととする。ただし、交渉時に企画提案書等に記載された項目に追加があった場合はこの限りではない。

（3）契約の締結について

契約書は、市が用意したものを使用する。土地の無償貸付の契約については、議会の議決後に締結する。また、建物賃貸借契約については、土地の無償貸付が前提となるので、土地の無償貸付についての議決が得られない場合には本市は、受注者に対して、本件契約に係る対価の全部及び一部、違約金、損害賠償金その他一切の金銭の支払い義務を負うことなく契約解除を行う特約を付して契約を締結する。

16. 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和元年6月10日（月）から 令和元年7月5日（金）17時（必着）	様式1－1 様式2、必要書類	参加希望者 ⇒市

質疑締切	令和元年 7 月 5 日（金）17 時まで	質問票	参加希望者 ⇒市	
参加資格結果の 通知	令和元年 7 月 12 日（金）までに発送	様式 4	市⇒ 参加希望者	
質疑回答	令和元年 7 月 17 日（水）17 時まで	（ホームページで公開）	市⇒ 参加希望者	
企画提案書提出	令和元年 7 月 24 日（水）9 時から 令和元年 8 月 7 日（水）17 時	様式 5 企画提案書 見積書	製本して 正本 1 部 副本 20 部	参加者⇒市
プレゼン テーション	令和元年 8 月 23 日（金）（予定）	—		
評価結果等の 通知	令和元年 10 月 15 日（火） までに発送	様式 6 ほか	市⇒参加者	
最優秀提案者 との交渉	令和元年 11 月 29 日（金）まで	—	—	
次点候補者との 交渉※	令和元年 11 月 29 日（金）まで	—	—	
建物賃貸借 契約締結日	令和元年 12 月 2 日（月）（予定）	（契約書）	—	
業務の履行開始	令和元年 12 月 3 日（火）			
土地無償貸付 契約締結	令和 2 年 3 月（予定）	（契約書）		

※ 最優秀提案者との交渉が成立した場合は、市は、速やかに次点候補者に対して、交渉結果及び次点候補者との交渉を行わない旨を知らせる。

17. 参考日程：候補者との決定以降について

設計業務期間	建物賃貸借契約締結日～令和 2 年 5 月末日	—	—
工事期間	令和 3 年 1 月末日	—	—

18. 情報の公開等について

原則として、各参加者の名称及び評価結果を公表できるものとする。また、大和市情報公開条例に定める行政文書の公開請求があった場合においても同様に公開できるものとする。ただし、個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものについてはこれらの限りではない。

19. 問合せ先

大和市役所 こども部 ほいく課 保育指導係
 電話：046-260-5672
 FAX：046-264-0142
 e-mail：ko_hoiku@city.yamato.lg.jp

20. その他

- ・参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ◆提出書類の提出期限を過ぎた場合
 - ◆募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
 - ◆提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ◆募集要領に定める方法以外で市職員、評価委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - ◆その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- ・企画提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- ・市がプロポーザルの過程で得た情報等は、大和市に帰属し、調査手段等を含め公開・配布できるものとし（個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものを除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- ・受注者となった場合、業務実績として、大和市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、市の許可なく開示できないこととする。
- ・提出された企画提案書等は返却せず、市の所有物として組織内でコピー・配布を行う場合がある。
- ・本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、市が判断するものとする。
- ・プロポーザルの過程に重大な問題があり、続行又は候補者等を決定することが不適当と認めたときは、市は、その進捗に関わらずプロポーザルを中止することができるものとし、当該中止による参加者の損害については責めを負わないものとする。

以上

公私連携型保育所等整備事業にかかわるプロポーザル募集要領

1. 事業の目的

大和市で初めてとなる公私連携型の低年齢型保育所を整備し、保育需要が集中する0歳児から2歳児の受入れを拡大しつつ、幼稚園を対象とした送迎ステーション事業と組み合わせることで、今後も見込まれる保育需要の増加に対応します。

また、就労形態が多様化している中、休日保育事業や一時預かり事業のほか、子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施するとともに、災害時を含め、子育て支援のさらなる充実を図ります。

2. 事業の概要

(1) 事業名

「公私連携型保育所等整備事業」

※保育所等整備に係る設計、施工及び施工管理一括発注の122月間のリース方式とし、賃貸借契約満了後、無償譲渡を受けるものとします。

(2) 事業の範囲

詳細は別添の「公私連携型保育所等整備事業仕様書」のとおりとします。

(3) 計画概要

- ① 設置場所 大和市中心部1丁目5-14（旧青少年センター跡地）
 - ② 敷地面積 約1,721㎡
 - ③ 用途地域 近隣商業地域（準防火地域）
 - ④ 建ぺい率／容積率
80%(角地緩和90%)／200%
 - ⑤ その他 道路斜線制限、隣地斜線制限、日影規制
 - ⑥ 設置施設概要
 - ・施設規模 平屋建て(原則として) 900～1000㎡程度
 - ・構造 鉄骨造
 - ・設備 電気設備、機械設備等(空調・換気設備、給排水衛生設備)
その他施設運営
 - ・付帯工事 外構、フェンス、舗装、外灯、遊具設置、植栽、駐車場、園庭
- ※「(3)計画概要」の詳細は、別添「公私連携型保育所等整備事業仕様書」のとおり。

(4) 完成期限

令和3年1月31日

※提案者との契約までの交渉期間（令和元年10月中旬から12月初旬）

※計画敷地の建物解体工事(旧青少年センター)―別途工事

- ・工事期間：令和元年6月初旬から令和元年10月下旬
- ・工事概要：鉄筋コンクリート造3階建て（杭基礎－Φ300~450/14m/85本）
及び外構の解体

(5) 賃貸借期間

令和3年2月1日から令和13年3月31日まで

3. 業務上限額

574,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とします。

総額を上記賃貸借期間（122ヶ月）において、毎月払いとします。

4. 候補者の決定方法

本業務は、本募集要領に従って提案書の提出を求め、企画力、提案能力、実績、見積価格などを総合的に審査・評価し候補者を決定するものとします。

5. 評価委員会の設置

候補者選定にかかわる評価は、評価委員会設置要領に定める評価委員会が行います。

6. 候補者決定までの流れ

プロポーザルへの参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、指定期日までに市へ参加を申し込み、市から参加資格を有する旨の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとします。

市から通知を受けた者（以下、「参加者」という。）は、指定期日までに市へ企画提案書等を提出したのち、プレゼンテーションを行い、評価を受けるものとします。

市は、評価の結果、評点が上位1位となった者を「最優秀提案者」、上位2位となった者を「次点候補者」として選定し、まず、最優秀提案者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて具体的な条件等について交渉を行うものとします。

期間内に市と最優秀提案者との交渉が成立しない場合には、次点候補者と交渉を行う。個別の日程については、「14. 日程及び提出書類等」のとおりとします。

7. 資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たしていなければなりません。

事業所の要件	・一級建築士事務所の登録を受けていること。 ・一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
従事者の資格	・設計・監理に携わる者は、建築士法による一級建築士の資格を有すること。 ・工事の技術者は、工種に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有すること。 ※上記資格者は、募集要領の公表日時点において、入札参加者と直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係にあることとする。
入札参加資格	・大和市入札参加者名簿に、物品で、「物件の借入れ」及びその細目として「建物・仮設建物」並びに工事で「建築一式」のいずれにも登録をしている者であること。
入札参加停止措置	・参加申込をした日から候補者決定日までのいずれかの日において、大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領に基づき、停止措置処分を受けていない者であること。
業務実績	・本要領公表日から過去10年間に認可保育所(定員90名以上)の設計業務、建設業務及び工事監理業務を一括で受注していること。

経営の安定性	・2年以内に銀行又は手形交換所の取引停止処分を受けていないこと（ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者を除く）。 ・6月以内に手形又は小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る）がないこと（ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者を除く。）。 ・所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
そ の 他	・その他公平な競争の妨げになる行為・事実がないこと

8. 質疑・回答

質疑については、次のとおり行うこととします。

- ・質問のある参加希望者は、ほいく課ホームページより質問票をダウンロードし、必要事項を記載のうえ電子メールに添付し、ほいく課宛に送信すること。メールの件名は「公私連携型保育所等整備事業に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」としてください。
- ・質疑に対する回答は、ほいく課のホームページにより、質疑とともに公開します。

※参加資格要件を満たさないことが明らかな参加希望者からの質疑について、市は、回答しません。

9. 参加申込・資格審査

（1）参加申込

参加希望者は、ほいく課ホームページよりプロポーザル参加申込書（様式1-1）及び誓約書（様式2）等をダウンロードして必要事項を記入・代表者印を押印のうえ、その他必要書類を添えて市に提出してください。提出後に変更が生じた場合は、プロポーザル参加申込書記載事項変更届出書（様式1-2）を市に提出してください。

必要書類：プロポーザル参加申込書（様式1-1）

誓約書（様式2）

業務実績表（様式7-1）

業務実績実例写真（様式7-2）

（2）提出方法

①提出先：神奈川県大和市鶴間1丁目31-7 大和市保健福祉センター

大和市 こども部 ほいく課 保育指導係

②提出期限：令和元年7月5日（金） 17時まで 必着（直接持参又は郵送）

（3）資格審査

市は、受け付けた参加申込書等により、参加希望者の資格要件を審査し、参加資格確認の結果について、7月12日（金）までに、参加資格確認結果通知書（様式4）により、参加希望者に通知します。

参加希望者は、この決定について、通知日の翌日から起算して3日以内（開庁日に限る）に、

市へ説明を求めることができます。

(4) 参加を辞退する場合

参加申込をした者又は参加者が参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届出書（様式 3）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日の 17 時までにははいく課まで提出してください。

10. 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書等に基づき、考え得る最適な方策を企画提案書等により提案するものとします。企画提案は 1 社につき 1 件とし、以下の書類を提出してください。なお、企画提案書等に記載された内容については、③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなします。

① 企画提案書の提出について

企画提案書の提出について（様式 5）に必要事項を記入し、代表者印を押印してください。

② 企画提案書

別に定める企画提案書作成要領を参照のうえ、同要領に規定している項目順に作成してください。

③ 見積書

履行期間内に企画提案書の内容を実施するための費用を予算上限額の範囲内において作成してください（代表者印押印）。金額は消費税及び地方消費税込みの金額を表記することとし、税抜金額と消費税等の内訳を明記してください。（様式 10）

※税率については、10%としてください。

(2) 提出部数

(1) の①から③の書類を次のとおり提出してください。

①…正本を 1 部提出

②～③…②⇒③の順に綴じ込み簡易製本し、表紙に表題「公私連携型保育所等整備事業に係る企画提案書」及び社名を記載したものを次の部数提出してください。

- ・正本（見積書に要押印・表紙に「正本」と記載する。） 1 部
- ・副本（見積書に押印のないもの又は写しで可。表紙に「副本」と記載する） 20 部

(3) 提出期限・方法及び場所

日 時：令和元年 8 月 7 日（水）17 時まで（ただし、土日祝日を除く）

方 法：直接持参のみとする。（郵送、電子メールでの提出は不可）

場 所：神奈川県大和市鶴間 1 丁目 31-7

大和市保健福祉センター 2 階 こども部 はいく課

- ・提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けません。
- ・当日の公共交通機関のダイヤの乱れにより提出期限を過ぎたものは、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合のみ、遅延証明書の遅延時間範囲内の遅延に限り、受け付けます。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、参加者は、速やかに市へ回答するものとします。

(5) プレゼンテーションの実施

各参加者が提出した企画提案書等の内容を評価するにあたり、次のとおりプレゼンテーションを実施します。

日 時：令和元年8月23日（金）（予定）

＊詳細な日時は、参加資格決定通知後に各社に別途連絡します。

場 所：神奈川県大和市下鶴間1丁目31-7 大和市保健福祉センター 4階 講習室

時 間：準備5分、説明30分、質問15分、片付け5分を予定

※注意事項

- ・プレゼンテーションは企画提案書の提出順の逆順に実施します。
- ・プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書を使用して説明することとし、資料の差替え、追加は認めません。スクリーン等に投影して説明するパワーポイントなどの資料は、提出済の企画提案書にある内容の範囲内としてください。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えありません。
- ・プレゼンテーションに必要な機器は、参加者側で用意してください。ただし、プロジェクター及び投影スクリーンは市が用意します。必要な場合は事前にご連絡ください。
- ・参加者の出席者は5名以内とします。
- ・市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することとします。

11. 評価

評価については、別に定める評価要領のとおり行い、最優秀提案者及び次点候補者を決定します。なお、上位1位又は2位の者が同点で複数いる場合は、評価要領に定める基準により再評価を行い、順位づけを行うものとします。

12. 評価結果の通知

市は評価の結果について、10月15日までに企画提案評価結果通知書（様式6）にて参加者に通知します。通知の際は併せて次の内容を通知します。

ア 通知相手先の順位と総合点数及び各評価項目の点数

イ 選定した最優秀提案者の名称と総合点数

ウ 全参加者の匿名の総合点数及び各評価項目の点数

なお、参加者は、評価結果に対して通知の翌日から3日以内に市に説明を求めることができますが、本プロポーザルによって選定した最優秀提案者との交渉及び契約手続の執行を妨げるものではありません。

13. 契約締結に向けての交渉

(1) 仕様等の確定について

市は、契約締結に向けて、期間を定めたうえで、最優秀提案者と交渉を行い、契約の仕様等を確定することとします。なお、企画提案書等*をもとに交渉を進めますが、業務の契約の目的達成のため、必要に応じて、企画提案書の項目の追加や変更等を行うことができるものとします。

※企画提案書等とは、公私連携型保育所等整備事業の候補者を選定する際に作成した資料であり、平面図、配置図、立面図、仕上表及びその他の必要となる資料となります。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、市に提出した見積書に記載された額を超えないこととします。ただし、交渉時に企画提案書等に記載された項目に追加があった場合はこの限りではありません。

(3) 契約の締結について

契約書は、市が用意したものを使用します。土地の無償貸付の契約については、議会の議決後に締結します。また、建物賃貸借契約については、土地の無償貸付が前提となるので、土地の無償貸付についての議決が得られない場合には本市は、受注者に対して、本件契約に係る対価の全部及び一部、違約金、損害賠償金その他一切の金銭の支払い義務を負うことなく契約解除を行う特約を付して契約を締結します。

14. 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和元年 6 月 10 日（月）9 時から 令和元年 7 月 5 日（金）17 時（必着）	様式 1－1 様式 2、必要書類	参加希望者 ⇒市
質疑締切	令和元年 7 月 5 日（金）17 時まで	質問票	参加希望者 ⇒市
参加資格結果の 通知	令和元年 7 月 12 日（金）までに発送	様式 4	市⇒ 参加希望者
質疑回答	令和元年 7 月 17 日（水）17 時まで	（ホームページで公開）	市⇒ 参加希望者
企画提案書提出	令和元年 7 月 24 日（水）9 時から 令和元年 8 月 7 日（水）17 時（必着）	様式 5 企画提案書 見積書	製本して 正本 1 部 副本 20 部 参加者⇒市
プレゼンテー ション	令和元年 8 月 23 日（金）（予定）	—	
評価結果等の 通知	令和元年 10 月 15 日（火） までに発送	様式 6 ほか	市⇒参加者
最優秀提案者 との交渉	令和元年 11 月 29 日（金）まで	—	—

次点候補者との交渉	令和元年 11 月 29 日（金）まで※	—	—
建物賃貸借契約締結日	令和元年 12 月 2 日（月）（予定）	（契約書）	—
業務の履行開始	令和元年 12 月 3 日（火）	—	—
土地無償貸付契約締結	令和 2 年 3 月（予定）		

※ 最優秀提案者との交渉が成立した場合は、市は、速やかに次点候補者に対して、交渉結果及び次点候補者との交渉を行わない旨をお知らせします。

15. 参考日程：候補者との決定以降について

設計業務期間	建物賃貸借契約締結日～令和 2 年 5 月末日	—	—
工事期間	令和 3 年 1 月末日	—	—

16. 情報の公開等について

原則として、各参加者の名称及び評価結果を公表できるものとします。また、大和市情報公開条例に定める行政文書の公開請求があった場合においても同様に公開できるものとします。ただし、個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものについてはこれらの限りではないものとします。

17. 問合せ先

大和市役所 こども部 ほいく課 保育指導係

電話：046-260-5672

FAX：046-264-0142

e-mail：ko_hoiku@city.yamato.lg.jp

18. その他

- ・参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とします。
 - ◆提出書類の提出期限を過ぎた場合
 - ◆募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
 - ◆提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ◆募集要領に定める方法以外で市職員、評価委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - ◆その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- ・企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とします。
- ・市がプロポーザルの過程で得た情報等は、大和市に帰属し、調査手段等を含め公開・配布できるものとし（個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものを除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとします。

- ・受注者となった場合、業務実績として、大和市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、市の許可なく開示できないこととします。
- ・提出された企画提案書等は返却せず、市の所有物として組織内でコピー・配布を行う場合があります。
- ・本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、市が判断するものとします。
- ・プロポーザルの過程に重大な問題があり、続行又は候補者等を決定することが不適当と認めたときは、市は、その進捗に関わらずプロポーザルを中止することができるものとし、当該中止による参加者の損害については責めを負わないものとします。

以上

公私連携型保育所等整備事業仕様書

本仕様書は、公私連携型保育所等整備事業（以下「本業務」という。）に係る必要な事項について、次のとおり定める。

1. 一般事項

（１）総則

本業務については、本仕様書に基づき、市の承認を得たうえで、設計、申請手続き等を行い、施工するものとする。

（２）コンセプト

保育需要が集中する低年齢児の受入に特化した保育所を整備するとともに、幼稚園バスが立ち寄る送迎ステーション事業と組み合わせることで、幼稚園等を含めた待機児童対策をより効果的に実施していきます。また、就労形態が多様化している中、一時預かり事業や休日保育事業など、様々な事業を実施することで、施設が駅から近いという利便性を生かしながら、本市の子育て支援の拠点として、子育て施策のさらなる充実を図ります。具体的な取組としては、

- ① 低年齢児の受入に特化した保育所の運営（定員 60 名）
- ② 幼稚園等を対象とした送迎ステーション事業の実施（定員 60 名）
- ③ 理由を問わずに児童を預かる一時預かり事業の実施（定員 20 名）
- ④ 多様な就労形態に対応する休日保育事業の実施（定員 10 名）
- ⑤ 地域における子育て親子の交流促進や、子育てに関する相談事業等の実施を行います。ついては、このコンセプトに沿った取り組みが円滑に行えるよう、十分考慮したうえで、企画提案してください。

2. 本業務の業務範囲

本業務の業務範囲は、次に掲げる事項とする。

- ① 地盤調査業務（調査結果をもとに、設計に反映する）
- ② 地積測量業務（参考図として、敷地図 PDF を別紙添付）
- ③ 家屋調査業務（事前及び事後、範囲については別紙による）
- ④ 設計業務（基本設計及び実施設計）
- ⑤ 施設建設業務
- ⑥ 工事監理業務
- ⑦ 管理業務（保守点検並びに通常の使用による内外装の欠陥対応、設備機器の故障対応）
- ⑧ 諸経費（賃貸借期間内の公租公課、各種事業運営に必要な保険、金利相当額、その他必要と認められる経費）
- ⑨ その他、業務を実施する上で必要な関連業務

3. 遵守すべき法令及び許認可等

本業務の実施にあたり必要とされる次の関係法令（関係する施行令、施行規則、条例等を含む。）を遵守すること。

（１）法令

- ① 都市計画法
- ② 建築基準法
- ③ 消防法
- ④ 景観法
- ⑤ 駐車場法
- ⑥ 屋外広告物法
- ⑦ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑧ 建築物のエネルギー消費性能に関する法律
- ⑨ その他関連法令等

（２）条例等

- ① 大和市建築基準条例
- ② 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
- ③ 神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④ 神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ⑤ 大和市開発事業の手続及び基準に関する条例
- ⑥ 大和市景観条例
- ⑦ 大和市屋外広告物条例
- ⑧ 大和市火災予防条例
- ⑨ その他関連条例等

（３）適用する基準等

すべて最新版を用い、本事業期間中に改定された場合は、改定内容への対応等について協議を行うものとする。

- ① 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ② 公共建築工事標準仕様書（建築・電気設備・機械設備工事編）
- ③ 公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気設備・機械設備工事編）
- ④ 建築工事標準詳細図
- ⑤ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
- ⑥ 公共建築工事内訳書標準書式
- ⑦ 公共建築工事積算基準
- ⑧ 建築構造設計基準
- ⑨ 建築保全業務共通仕様書
- ⑩ 工事監理指針（建築・電気設備・機械設備）
※以上 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ⑪ 保育所設置認可に係る審査基準（神奈川県）

- ⑫ 保育所設置認可に係る行政指導指針（神奈川県）
- ⑬ その他関連基準等

4. 設置計画

（１）完成期限

令和３年１月３１日

期限までに保育所等を設計・施工（什器・備品の設置及び各種検査を含む。）し、確実に本事業を遂行すること。なお、期間中においては、必要に応じて市及び運営事業者との打合せを実施するとともに、定期的に市に対しての進捗状況報告を行うこと。その際、打合せ等に必要な資料及び議事録は、受注者が作成すること。

（２）賃貸借期間

令和３年２月１日～令和１３年３月３１日

期間中、正常に使用している場合において発生した破損、故障等については、自己の責任において修繕を行うこと。また、期間中の公租公課については、すべて受注者の負担とする。なお、期間満了後は市へ建物を無償譲渡することとし、その際には設計及び施工時に作成した図面等一式を市へ引き渡すものとする。

（３）計画概要

① 設置施設概要

本業務に関して、設置する施設及び実施する事業等については、別紙「施設概要説明書」を参照すること。

- ・ 施設規模 平屋建て(原則として) 900～1000㎡程度
- ・ 構造 鉄骨造
- ・ 設備 電気設備、機械設備等(空調・換気設備、給排水衛生設備)
その他施設運営
- ・ 付帯工事 外構フェンス、舗装、外灯、遊具設置、植栽、駐車場、屋外園庭
- ・ その他 別紙「施設概要説明書」の事項を遵守すること。

② 施設要求水準

（ア）配置、景観等に関する性能

- ◆ 北側に隣接するやまと公園と一帯的なつながりをもった、保育施設を計画とする。
- ◆ 大和市の子育て施策をPRする保育施設とし、特に小田急線や周辺道路からの景観に配慮した計画とする。
- ◆ 特に外観については、児童が楽しく感じるテーマパークにあるお城(洋風)のようなイメージをもった保育施設とし、屋根も含めてデザインすること。
- ◆ 東・南側道路面には、幅1.5～2.0mの歩道としての空間を設けること。
また、仕様については、周辺の状況に合わせたデザインとすること。

(イ) 環境保全に関する性能

・環境負荷低減に関する性能

◆ エネルギーコストの削減、CO₂排出量削減による環境負荷の低減を目指すし、省エネルギーを進めること。

◆ 各種メンテナンスや更新が行いやすい計画とし、補修、改修等により発生する廃棄物の低減を図ること。

・建物の熱負荷の抑制

省エネルギー化を図るため、窓・外壁・屋根・床などの断熱性の向上等を十分検討すること。

・設備システムの効率化

省エネルギー対策を積極的に取り入れた計画とすること。

・自然エネルギーの利用

自然採光、自然換気等の自然エネルギーを積極的に活用すること。

・水資源の有効利用

節水器具の採用などを行うこと。

(ウ) 防犯性に関する性能

施設の特徴を考慮し、防犯カメラの設置計画とすること。(内・外部共)

(エ) 防災性に関する性能

大規模な災害発生時にも施設機能を維持できるような設備を整えること。

(オ) 機能性に関する性能

・室内環境に関する性能

通風、採光、静けさ、温湿度、粉塵、臭気等の基準を満たした室内環境に配慮した計画とすること。

・経済性・長寿命化に関する性能

◆ 設備機器の選定に当たっては、点検のしやすさに留意するほか、標準品、汎用性のある部品を使用すること。

◆ 外部仕上げについては、使用材料や断熱方法等、工法を検討し経年劣化が少なく、耐久性の高いものとする。

◆ 外部に面して設置する金物は、防食性の高い材料を使用すること。

③ 施設別要求水準

(ア) 建築性能

◆ 配置計画として、北側のやまと公園とのつながりに配慮した計画とすること。

◆ 東側道路から出入り可能な駐車場(4台程度+車いす用1台)及び、南側道路から出入り可能な調理用食材搬入用の駐車場(1台)を設けること。

◆ 南側道路から出入り可能な幼稚園バス(送迎ステーション事業)の車寄せを設けること

◆ 施設利用者用(送迎)として、駐輪場(10台程度)を設けること。

◆ 敷地周囲には、必要に応じてフェンスを設けること。

- ◆ 保育室と園庭、隣接公園とのつながりに配慮し、プランニングを行うこと。
- ◆ 保育室等とその他事業の実施スペースとのゾーニングを適切に行うこと。
- ◆ 管理部門と一般利用部門との明確なゾーニングを行うこと。
- ◆ 玄関付近には、利用者用ベビーカー置き場を設けること。
- ◆ 屋外遊戯場(園庭)を設け、園庭には遊具等を設置すること。
- ◆ 屋外遊戯場(園庭)は、防犯・視認・安全性に配慮し、北側やまと公園に隣接することとし、公園の利用や繋がりを含めた配置計画とすること。また、東側道路からの見通しや出入りについても検討し、確保すること。
- ◆ 各所出入口は、児童が道路に飛び出しにくい配置、形状とし、鍵はこどもが操作出来ない高さや複数の鍵等の設置を検討すること。
- ◆ 調理室は、学校給食衛生管理基準のドライシステムを取り入れること。
- ◆ 保育所であることを考慮し、建具等の角面をとり、突起物にはガードを設置する等、また戸等には指はさみ防止措置など児童への安全性について十分配慮をすること。
- ◆ 通園した児童が、楽しめる室内空間とするため、室内遊具や壁面プレイウォールや壁面グラフィックシート、壁面身長計などの設置を検討すること。

【参考：大和市子育て支援施設 きらきらぼし】





(イ) 諸室計画

別紙「施設概要説明書」に基づいて計画すること。

什器及び備品等の設置についても、同様とし、施設利用を踏まえ適切に設けること。

(ウ) 耐震性能

「官庁施設の総合耐震基準」を遵守し、検討すること。

- ・ 構造体：Ⅱ類
- ・ 建築非構造部材：B類
- ・ 建築設備：乙類

(エ) 基礎計画

基礎構造は、建物の構造や既存地盤の状況を想定し、決定すること。

(オ) 電気設備に関する性能

以下の内容について配慮し、施設利用を踏まえ適切な設備を設けること。

- ・ 受変電設備
 - ◆ 受電方式は、省エネルギー性能を考慮すること。
 - ◆ 電力契約は、ランニングコストを検証し、経済的な契約内容とすること。
- ・ 電灯設備
 - ◆ 照明器具はLEDを使用すること。
 - ◆ 照明計画は、JIS規格に従い、推奨照度以上の照度を確保すること。
 - ◆ 外部は、防犯性や近隣や隣接するやまと公園に配慮した照明計画とし、自動・時間点滅が可能な方式とすること。
- ・ 構内情報通信設備

有線・無線LANを構築するのに必要とされる配管の工事を行うこと。
- ・ 電話設備
 - ◆ 必要箇所への配管・配線工事を行うこと。
 - ◆ 設置対象室は、施設利用を踏まえ適切な設備を設けること。

(災害時においては、子育て支援室に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を追加で設置予定)
- ・ テレビ共同受信設備
 - ◆ 地上波デジタル放送を受信できるテレビ共同受信設備を設置すること。
 - ◆ 設置対象室は、施設利用を踏まえ適切な設備を設けること。
- ・ 放送設備、コンセント設備、インターホン設備
 - ◆ 設置対象室は、施設利用を踏まえ適切な設備を設けること。
- ・ 緊急時呼び出しブザー設備
 - ◆ 設置対象室は、施設利用を踏まえ適切な設備を設けること。

ブザーの通知先は、事務室とすること。
- ・ 防犯カメラ設備
 - ◆ 設置箇所は、施設利用を踏まえ適切な設備を設けること。

レコーダー及びモニターは事務室に設置すること。

(カ) 機械設備に関する性能

- ・ 熱源設備
 - ◆ ランニングコスト、環境性能等を考慮すること。
- ・ 空調・換気設備
 - ◆ 設置対象室は、施設利用を踏まえ適切な設備を設けること。
- ・ 衛生設備
 - ◆ 衛生設備機器は、節水に配慮した器具等を選定すること。
- ・ 給排水設備
 - ◆ 受水槽を設置し、緊急時の飲用水確保のため緊急遮断弁設備を設けること。
 - ◆ 汚水と雑排水の屋内配管については、分流とし、屋外で合流させて公共下水に接続すること。
 - ◆ 停電時の対応として、最低1箇所水道直結水栓を設けること。
- ・ 給湯設備
 - ◆ 給湯方式は、ランニングコスト、環境性能等を考慮すること。
給湯設備の設置対象は、屋外も含めて給水設備設置場所の全てとすること。
- ・ 屋外散水設備
 - ◆ 園庭、植栽への散水、その他適切な位置に散水栓を設けること。
- ・ 消火設備
 - ◆ 関係法令等に則り、消火設備、消火器等必要な設備を設けること。

(キ) 植栽計画

植栽計画に当たっては、四季折々の花や葉の色づきを楽しむことができるよう、樹種をバランスよく計画すること。また、害虫のつきやすい樹木またはトゲのある樹木は避けること。

(ク) インフラ

上水道、汚水、雑排水、雨水、電力、電話・ガス等
各事業者等協議し、施設利用状況を踏まえ協議、選定すること。
また、設置に伴い必要となる費用についても負担をすること。

5. 建設業務・工事監理業務

(1) 業務の対象

自ら設計した内容に基づき、本施設の建設及びその工事監理業務を行うこと。業務の内容は建設工事、外構工事、工事監理の調整の他、それらに関連する各種申請業務から建築基準法等の検査済み証の取得、その他必要な各種手続き業務までを含むものとする。

(2) 業務の範囲

- ① 建設及び工事監理、各種什器及び備品等の整備を自己の責任において実施すること。

- ② 工事の遂行に当たり、関連法令等を遵守するとともに、近隣及び工事関係者の安全確保と環境確保、工事中に近隣に及ぼす影響についても十分に配慮すること。
- ③ 必要に応じて、建設工事に係る近隣住民への工事説明会を実施すること。
- ④ 施設整備期間中の工事用電力、水道等についても、工事費に含むものとする。
- ⑤ 市と協議の上、工事の着手前に工期を明示した施工計画書（工事全体工程を含む。）を作成し、その写しを市に提出すること。
- ⑥ 必要に応じて週 1 回程度、工事監理者が市に工事の進捗状況を報告するとともに、必要に応じて打ち合わせを実施すること。
- ⑦ 認可保育所の認可申請に係る神奈川県及び市との協議に同行すること。
- ⑧ 市は、工事の進捗状況及び内容について、随時賃貸者に確認できるものとする。
- ⑨ 敷地内の障害物等の撤去工事を行うものとする。

（３）業務の実施期間

令和 3 年 2 月 1 日から開設の準備作業ができるように工事を完了し、建築基準法の検査済証の取得等必要な手続きを行うこと。

（４）工事監理者

工事の着手前に工事監理者を選定し、工事監理体制、工事監理業務計画書の写しを市に提出すること。

工事監理者は、建築士法の定めに基づき業務を行い、市への完成確認報告は、工事監理者が行うこと。

（５）現場代理人等

現場代理人を設置すること。

建設業法第 2 6 条第 1 項に規定する主任技術者または同第 2 項に規定する監理技術者を専任で配置すること。

（６）工事に伴う留意事項

① 施工時間について

原則平日及び土曜日の 8 時から 1 7 時までとし、それ以外の夜間、日曜日に工事を行おうとする場合は、市と事前に協議を行うこと。

② 施工中の安全確保について

各種関係法令等に従い、仮設計画(安全)等を作成し、工事の安全に留意して現場管理を行い災害や事故の防止に努めること。

③ 近隣対策について

工事において発生する騒音、振動、粉塵の発生、交通渋滞等に配慮し工事を行うこと。

④ 室内環境について

工事に使用するホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の発散する建材等 F☆☆☆☆認定品を使用すること。また、揮発性有機化合物室内濃度測定（6 品目）を行うこと。

6. 維持管理業務

1 基本方針

賃貸者は、設置した全ての施設及び設備については、常に正常な状態に保つよう保守点検等を定期的に行い維持管理に努めること。

2 修繕等

(1) 賃貸借期間中、正常に使用している場合において発生した破損、故障等については賃貸者の責任において修繕を行うこと。

7. その他

本仕様書に明記のない部分でも賃貸借上必要となる付帯の工事（例：地上障害物の処理や地中障害物の処理、電波障害調査や対応など）及び備品は、すべて賃貸借の範囲内で施工すること。

以 上

施設概要説明書

1、一般的事項

本施設概要説明書は、神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び同施行規則、その他関係法令・ガイドライン等に定めるもののほか、当該施設において様々な事業を実施するために必要な施設・設備に関して、本市が要求する水準を示し、参加を希望する事業者の提案に対し具体的な指針となるよう示すものです。

2、必要諸室一覧

下記の表を参考に、具体的な仕様については、参加希望者が同等水準で提案すること。なお、(4)については、(1)～(3)とは別区画とし、必要な設備等に関しても、独立した配置とすること。

(1) 低年齢児型保育所…定員 60 名（0 歳 8 名、1 歳 24 名、2 歳 28 名）

0 歳児から 2 歳児の受入に特化した公私連携型保育所です。日曜・祝日において児童を預かる休日保育事業もあわせて実施します。

室 名	基 準	主 な 設 備	留 意 事 項
乳児室（0 歳児）	児童 1 人につき 3.3㎡	手洗い場、ロッカー、床暖房、壁付扇風機	他の年齢と合同保育する場合は、ベビーサークル等により区画
ほふく室（1 歳児）	児童 1 人につき 3.3㎡	手洗い場、ロッカー、床暖房、壁付扇風機	部屋を区画できるよう、可動間仕切り等を設置
保育室（2 歳児）	児童 1 人につき 1.98㎡	手洗い場、ロッカー、壁付扇風機、ステージ（壁面収納）	部屋を区画できるよう、可動間仕切り等を設置
便所	男子 20 人につき大便所及び小便所各 1 以上、女子 20 人につき 1 以上	手洗い場、汚物処理槽（蓋付き）、洗濯機パン	
職員用便所		手洗い場	男女別 温水洗浄便座
多目的便所		手洗い場、おむつ交換台	温水洗浄便座
沐浴室（または沐浴スペース）		沐浴設備、シャワー	便所内に設けることも可能
医務室（または医務スペース）	概ね 3.3㎡以上	収納ベット付戸棚	事務室内に設けることも可能（カーテン等で区画し、児童の安静を確保）
調乳室		流し台、熱湯給水機	乳児室（0 歳児）に隣接
調理室	搬入口を別に設け、前室を設置	食材保管庫、給食受渡しカウンター、直結水栓、床はドライシステム仕様、ステンレスシンク（3 層以上）、ガス台または IH、ステンレス調理台、スチームコンベクションオーブン、冷凍冷蔵庫、保存食用冷凍庫、食器洗浄機、熱風消毒保管庫、ステンレスラック	給食提供対象：児童 【（1）保育所・（2）送迎ステーション事業・（3）一時預かり事業・（4）休日保育事業】及び職員
調理員休憩室		ロッカー、畳、〈テレビ配線〉	
調理員専用便所		手洗い場	温水洗浄便座
事務室		手洗い場、スチール書庫、〈テレビ配線〉	各室に対し、最適な位置関係となるよう考慮
職員休憩室		手洗い場、畳、壁付扇風機、〈テレビ配線〉	
職員更衣室		ロッカー、壁付扇風機	男女別
玄関		下駄箱、掲示スペース、展示スペース、配架スペース、ベビーカー置き場	

多目的室		<テレビ配線>	主な用途は子育て相談や職員会議 子育て支援室（地域子育て支援拠点事業）に隣接
図書室（または図書スペース）		本棚	
用品保管庫			保育用品、清掃用品、防災用品等
屋外遊戯場（2～5歳児）	児童1人につき3.3㎡	下駄箱、手洗い場、足洗い場、シャワー、組み立て式プール、日よけ、遊具、物置	
駐車場			利用者の動線を考慮し、安全確保（柵等により区画）に留意
駐輪場			屋根を設ける
ゴミ置き場			
防災・避難設備		防災備蓄倉庫、非常用自家発電設備、非常用給水設備、太陽光発電設備	

※「（１）低年齢型保育所」の設備については、他事業と兼用することが想定されるため、効率的なレイアウトとなるよう設計すること。

（２）送迎ステーション事業…定員 60 名

幼稚園等における教育時間の前後に、一時的に児童を預かる事業です。施設間の移動は、幼稚園等の通園バスを利用します。

室 名	基 準	主 な 設 備	留 意 事 項
保育室（3～5歳児）	児童1人につき1.98㎡	手洗い場、ロッカー、壁付扇風機	部屋を区画できるよう、可動間仕切り等を設置
車寄せ（幼稚園バス2～3台分）			雨天時を含め、児童が待機できるスペースを設けること
便所	男子20人につき大便所及び小便所各1以上、女子20人につき1以上	手洗い場、汚物処理槽（蓋付き）、洗濯機パン	一時預かり事業と兼用

（３）一時預かり事業…定員 20 名

理由に関係なく、緊急・一時的に保育が必要となる児童を預かる事業です。

室 名	基 準	主 な 設 備	留 意 事 項
乳児室（0歳児）・ほふく室（1歳児）	児童1人につき3.3㎡	手洗い場、ロッカー、畳、床暖房、壁付扇風機	部屋を区画できるよう、可動間仕切り等を設置
保育室（2～5歳児）	児童1人につき1.98㎡	手洗い場、ロッカー、壁付扇風機	部屋を区画できるよう、可動間仕切り等を設置
便所	男子20人につき大便所及び小便所各1以上、女子20人につき1以上	手洗い場、汚物処理槽（蓋付き）、洗濯機パン	送迎ステーション事業と兼用

（４）地域子育て支援拠点事業…100 名程度／日

地域における子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談に関する事業を実施します。また、大規模な災害発生時には、乳児を災害から守る拠点スペースとして活用することを想定しています。

室 名	基 準	主 な 設 備	留 意 事 項
子育て支援室		手洗い場、床暖房、壁付扇風機、〈テレビ配線〉	必要面積（目安）：100㎡
多目的便所		手洗い場、おむつ交換台、沐浴設備、シャワー、シャワーユニット（大人用）	温水洗浄便座
授乳室・調乳室（または授乳・調乳スペース）		流し台、熱湯給水機	
飲食室（または飲食スペース）			

3、留意事項等

- （１）本市の子育て支援施策を象徴するようなデザインを取り入れた外観（屋根を含む）とすること。
- （２）内装については、「大和市屋内こども広場」や「大和市子育て支援施設」などと統一感のある仕様とすること。
- （３）将来的な市民ニーズの変動に対応しやすいなど、自由度のある室空間とすること。
- （４）児童や職員等が利用しやすく、様々な事業を実施する上で効率的かつ安全が確保された動線となるよう設計すること。
- （５）大規模な災害発生時にも施設機能を維持できるよう、防災設備を整えるとともに、建物自体の耐震性能や防火などの対策に加え、市民の安全を守る役割を果たす構造と機能を有する施設とすること。
- （６）近隣に及ぼす影響が最小限となるよう配慮しつつ、必要に応じて、近隣に対する事業説明会を開催する等、安全かつ円滑に業務を行う計画とすること。
- （７）採光や換気等、利用者の保健衛生に十分配慮した仕様とするため、適宜、窓や網戸等を設置すること。
- （８）消火器等の消火用具や非常警報器具など、非常災害に際して必要な設備を設けること。
- （９）事故防止のため、ドアや窓等に、指挟み防止・衝突防止・転落防止・ガラス飛散防止の措置を講ずるとともに、鍵やコンセントなどの数・位置等に配慮すること。
- （１０）建具等の角面をとり、突起物には保護材を設置するなど、安全に配慮すること。
- （１１）屋内・外の環境を良好に保つため、保育用品や清掃用品だけではなく、災害時の備蓄などのためにも、十分な収納スペースを設けること。
- （１２）防犯対策として、園庭の周囲にはフェンス・外灯等を設置し、出入口には門扉を設けるとともに、死角の少ない設計とすること。
- （１３）保育室等は、建築物の内法面積から固定された備品などの面積を控除して算定したものの有効面積が、「必要諸室一覧」に記載する面積基準を満たすこと。
- （１４）児童の生活リズムや使用目的に応じた空間活用ができるよう、適宜、可動間仕切り等を設置すること。
- （１５）北側に隣接するやまと公園についても、子どもたちの遊び場として施設や遊具のリニューアルを行うが、当該施設と一体的な計画となるよう努めること。
- （１６）待機児童等の状況に応じて、定員以上の利用ができるよう、保育室等は余裕をもった面積を確保すること。
- （１７）施設・設備に関して疑義が生じた場合には、原則、質疑期間内に指定の方法により確認を行うこと。
また、交渉期間以降にあっては、「２、必要諸室一覧」に示す事業が適切に実施できるよう、本市と誠意をもって協議すること。
- （１８）事業を実施するにあたり、関係する補助金の有効活用など、積極的なコスト削減に努めること。

公私連携型保育所等整備事業 企画提案書作成要領

1 目的

この要領は、公私連携型保育所等整備事業の候補者を選定するにあたり、企画提案書の作成方法について、必要事項を定めるものです。

2 提案書類

■ (1)～(3)に掲げる書類を揃えて、正本1部、副本20部を提出してください。

■ 正本については(1)(2)、副本については(2)とし、ファイリングをしてください。

※ 提出された書類は返却しません。

※ 提案書類の著作権は提案事業者に帰属しますが、市は提出された書類について、特に提案事業者の許可を得ず、無償で公表、使用することができることとします。

(1) 会社概要書(様式8)

添付書類

- ① 定款又は寄付行為(会社案内等で記載があるものの提出可)
- ② 決算報告書の写し(直近3事業年度分の決算諸表)
- ③ 登記事項証明書(商業登記簿謄本、現在全部事項証明書)
- ④ 事業所所在地の納税証明書原本(法人税、法人事業税、法人住民税、消費税・地方消費税)なお、未納がないことの証明でも可。
 - ※ 納税証明書については、過去3箇月以内に発行のもの
- ⑤ 設計企業の一級建築士事務所の登録を行っていることを確認できる書類等の写し
- ⑥ 建設企業の特定制造業の許可を受けた施工企業の経営事項審査の審査結果通知の写し

(2) 計画提案書(様式9)

添付書類(A3様式で10枚以内)

- ① 配置図
- ② 平面図
- ③ 立面図
- ④ 仕上表
- ⑤ パース(外部:北東面・南東面—各1枚/電車からの車窓イメージ—1枚
内部:主要な部分について—2枚)
- ⑥ 工程表

(3) 見積書(様式10)

3. 全般的な留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいては、提案事業者から提出された提案書等に基づき評価を行い、記載内容に応じて評価します。このため、貴社の提案内容がわかるように、考え方、根拠等を具体的に記載してください。
- (2) 当市の提示した内容と異なる場合は、特にその変更点を明確にするとともに、その背景、考え方等、変更の理由を明確に記載してください。
- (3) 提案書等は、それぞれの留意事項に従い作成してください。留意事項に従っていない提案書等（提案書のページ超過や記載漏れ、提出資料の部数の誤り等）は、評価せず無効とすることもあるので注意してください。
- (4) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とします。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合及びプレゼンテーションやヒアリングの内容に虚偽があった場合には、本件への参加並びに契約を無効とします。
- (6) プレゼンテーションやヒアリング内での質疑への回答についても、評価の対象となるため、発言した内容については、責任を持って実行していただきます。
- (7) 提出資料の他、大和市から追加資料を求められた場合には提出することとします。
- (8) その他、契約までの間にプロポーザルに係る参加資格要件を満たさなくなった場合、もしくは失格要件に該当した場合は、契約の相手方となりません。

4. 企画提案書作成上の留意事項

- (1) 提案書の様式は、原則日本工業規格 A3 サイズ用紙横型横書き左綴じ片面印刷としてください。また、日本語で表記してください。
- (2) 表紙、目次、あい紙等を除き 15 頁以内とし、ページ番号を付けてください。
- (3) 文字のサイズは、原則として 10 ポイント程度としてください。ただし、図面や表等については 8 ポイント程度でもかまいません。
- (4) 提案書は正本（要押印）1 部、副本（押印のないもの）20 部を作成してください。製本し、社名を表紙に記載してください。表題は「公私連携型保育所等整備事業に係る企画提案書」としてください。
- (5) 評価者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮してください。
- (6) 図面や表等に関連する事項が記載されている場合など、参照が必要な個所には、該当するページを記載してください。
- (7) 当市が提示した仕様書の全面コピー及び「仕様書のとおり」といった記述に終始しないでください。このような提案については、評価せず無効とすることもあるので注意してください。
- (8) 提案者の提案が評価委員に理解しやすいように、簡潔かつわかりやすい表現で記載してください。

以 上

公私連携型保育所等整備事業 事業者選考に関する評価要領

1. 基本的な考え方

本評価要領は、公私連携型保育所等整備事業の事業者を選定するにあたり、公私連携型保育所等整備事業に係るプロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）において、最も優れた提案者を選定するための方法及び審査の基準等を示したものです。

2. 参加資格審査

事業者は本プロポーザルへの参加を表明する場合、公私連携型保育所等整備事業に係るプロポーザル募集要領（以下、「募集要領」という。）に基づく参加申込を行うが、参加希望者が資格要件を満たしているかどうかについての審査（第1次審査）をほいく課（事務局）が行います。

事務局は提出された書類において、募集要領に定める資格要件に該当するかどうかを審査し、その結果を様式4（参加資格確認結果通知書）によって、7月12日（金）までに通知します。

3. 評価手順

参加資格要件に適合した参加者は、8月7日（水）17時までに企画提案書を提出し、8月23日（金）にプレゼンテーションを実施します。評価委員会は、この企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査し、最も優秀な事業者を選考のうえ決定することとします。

なお、参加者数によって、1日で全ての参加者のプレゼンテーション実施が困難と事務局が判断した場合は、予備日の9月6日（金）にもプレゼンテーションを実施することとします。

4. プレゼンテーションの方法

（1）順番

- ・募集要領に記載のとおり、「企画提案書」の提出順の逆順に実施します。つまり、1番遅くに提出した参加者からプレゼンテーションを開始することになります。

（2）周知

- ・プレゼンテーションの開始日時の周知は、文書を送付することとします。

（3）説明時間等

- ・準備5分、説明30分、質問15分、片付け5分を原則とします。ただし、質問時間は15分を超えても可とします。
- ・事前に周知したプレゼンテーションの設定時間に予告なく10分以上遅刻した場合は、辞退したものとみなします。
- ・基本の時間割は次のとおりとします。

参加者	プレゼンテーション時間割
①	8月23日（金）午前9時30分～10時25分
②	〃 午前10時35分～11時30分

③	〃	午後１２時４０分～１時３５分
④	〃	午後１時４５分～２時４０分
⑤	〃	午後２時５０分～３時４５分
⑥	〃	午後３時５５分～４時５０分

- ・評価委員会を８月２３日（金）の全プレゼンテーション終了後に行います。
- ・参加者が７社以上になった場合は、追加の時間設定及び予備日を使用します。予備日の時間割も基本的には上表と同様とします。

（４）説明方法

- ・募集要領及び企画提案書作成要領の内容に沿った説明であれば、その方法は問いません。

（５）採点方法

下記「評価基準」に基づき、評価委員全員が採点を行い、合計得点を算出します。

- ① 業務の実施体制については、同程度の実績数１件につき１０点とし、合計３件以上は３０点とします。
- ② 見積額については、最も金額の少ない参加者に１００点を与えます。金額の少ない２番目以降の参加者については、順位毎に１０点を１００点からマイナスした点数を与えます。ただし、０点以下は全て０点とします。
- ③ 企画提案書と④取り組み姿勢の評価点の採点については、次のランクをもとにします。

A：大変評価できる	（１０点・２０点・４０点）
B：評価できる	（７点・１５点・３０点）
C：普通である	（５点・１０点・２０点）
D：求める水準に不足している	（３点・５点・１０点）
E：求める水準に大幅に不足している	（０点・０点・０点）

（６）採点による候補者決定

- ・評価委員の評価点及び見積額における得点を合計して、最も高い点数を得た参加者を最優秀提案者とし、次に高い点数を得た参加者を次点候補者として選定します。
- ・得点が高点の場合は、見積額の安価な者から順位付けを行います。

（７）結果の通知

- ・選考結果については、募集要領に定めた期日までに郵送等で通知します。

5. 評価基準

〔評価表〕

①業務の実施体制について（様式7-1、7-2）

区分	記載項目	評価ポイント	評価点
事業者の実績	能力を評価する	実績の種類、規模、件数について評価する。 （評価点） ・同程度の実績数1件につき10点。 合計3件以上は30点。	配点30点

②見積額（様式10）

区分	記載項目	評価ポイント	評価点
見積額	見積書	- 見積金額は募集要領に示した金額の範囲内か。 - 算定根拠は明確か。 ※小数点以下切捨て	配点100点

③企画提案書

区分	記載項目	評価ポイント	評価点
設計に関する提案	①業務実施方針について	【コンセプトと業務理解度】 - 低年齢児型保育所や送迎ステーション事業等について理解した設計を行っているか - 必要な定員数や要求条件を満たしているか 【技術提案の独創性】 - 優れた技術の企画提案をしているか - 提案に独自性が感じられるか 【設計上の配慮事項】 ＊環境保全性能 - 環境負荷の低減に努めているか - 建物の省エネルギー化対策を行っているか - 自然エネルギーの利用を考慮しているか ＊防犯性 - 防犯性の高い施設計画となっているか - 防犯カメラの設置など侵入対策は適切か ＊防災性 - 大規模災害発生時に施設機能を維持できるような設備があるか ＊機能性 - 室内環境は適切か（通風、採光、換気など）	配点20点 ×8人 =160点

設計に関する 提案		・経済性、長寿命化などに配慮しているか	
	②施設配置プラン提案について	【建物配置】 ・やまと公園とのつながりに配慮した計画か 【道路からのアクセス】 ・東、南側道路から各種施設出入口や駐車場へのアクセスは適切か 【施設内外のつながり】 ・屋外施設と室内配置の関係は適切か 【特殊な敷地形状】 ・敷地形状を活かした計画となっているか	配点40点 ×8人 ＝320点
	③外壁(景観)計画について	【子育て施策が伝わる特色のある外観】 ・小田急線や周辺道路からの景観に配慮しているか ・児童が楽しく感じるお城の様な保育施設となっているか ・隣接するやまと公園に配慮したデザインとなっているか	配点40点 ×8人 ＝320点
	④適切なゾーニング	【動線の分離、各種事業の繋がり】 ・利用者と施設管理者の動線が明確になっているか ・各種事業の繋がりを考慮したゾーニングとなっているか ・保育室の通風や採光などは良好か ・児童たちの避難経路は、安全に配慮しているか ・将来的な市民ニーズの変動に対応しやすい自由度のある室空間となっているか	配点20点 ×8人 ＝160点
	⑤施設デザイン	【施設内観デザイン、室内外の遊具】 ・児童が楽しめる、室内空間となっているか ・室内外の遊具等が適切に設置されているか ・児童の目線に配慮しているか ・児童の安全性に配慮した計画となっているか	配点20点 ×8人 ＝160点
評価点合計			1120点

④取組み姿勢（プレゼンテーションにおける適切な説明等）

区分	記載項目	評価ポイント	評価点
プレゼンテーション		【説明、表現力・事業取り組みへの姿勢】 ・説明は、わかり易いものであったか ・やる気を感じるプレゼンテーションであったか	配点10点 ×8人 ＝80点

6. 評価点合計について

【業務の実施体制について】

事業者の実績：30点（2.3%）

【見積額】

見積額：100点（7.5%）

【企画提案書】

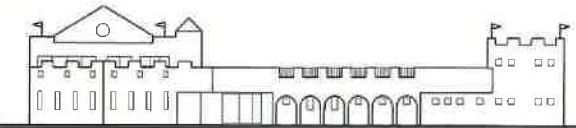
設計に関する課題：1120点（84.2%）

【プレゼンテーション】

（5）プレゼンテーション：80点（6.0%）

*総合計：1330点

公私連携型保育所等整備事業に係る企画提案書



計 画 提 案 書

1. 市のコンセプトを踏まえ、事業者としての事業実施のコンセプトについて

大きく和する 天空の城

私たちは、本事業のコンセプトを、“大きく和する 天空の城”と設定しました。

「大きく和する」は、大和市の名前の由来といわれています。その由来にあやかり、5つの要素が互いに作用し、児童を見守る大きな和となるよう願いを込め、設定しました。

その5つの要素とは…

1. 「低年齢児型保育所」「一時預かり事業」

「送迎ステーション」「地域子育て支援拠点」が和する

2. 「児童」と「自然」が和する

3. 「地域」と「施設」が和する

4. 「親子」と「地域」が和する

5. 「公」と「私」が和する

であり、これらすべてが大きな和となり、そして大和市の未来をつくるものと考えます。

また、貴市の求める「児童が楽しく感じる、テーマパークにあるお城のようなイメージ」を実現するために、児童にとってのお城とは何かを考えました。児童にとってのお城とは、児童がワクワク感を抱き、「知りたい」「触れてみたい」「行ってみたい」などの知的好奇心を刺激し、自発的な行動を引き出すことができる空間であると考えます。

ゆえに、私たちは、当施設のイメージを“天空の城”とし…

“光と風”という自然環境を身近に感じることができ、まるで天空にいるような空間の創出を実現します。

私たちは、本コンセプトにふさわしい施設を実現するため、県内保育施設の設計施工実績豊富な弊社技術部門に加え、弊社同様数多くの保育実績を誇る株式会社コア建築設計工房と株式会社ポーネルンドを協力企業とする体制で、スペシャリストの知見を集結した設計施工をおこないます。

「大きく和する天空の城」をコンセプトとした本事業は、貴市の市政である、「やまと子育て応援プラン」を象徴し、これからの貴市の子育て施策を強力に後押しします。

(様式9)

計 画 提 案 書

2. 技術提案において、優れている点、独自性や特色がある点について

大空を掴め！天空の庭

「児童にとってのお城とは何か？」それは、前述のように、児童に「自発的な行動を引き出すことができる空間」であると考えます。

そのため、敷地・建物空間を最大限に活かすことで、児童が思いっきり身体を動かし、自ら考えて行動するきっかけづくりをおこないます。

本計画で最も注力したのは、「限られた敷地でどうしたら児童がのびのびとあそぶことができる空間となるか」という点です。そこで、屋上を屋外遊技場「天空の庭」とし、地上面だけでは不可能である大規模なあそび空間を実現しました。児童は大空のもと、光と風を肌で感じながら、のびのびとあそび、電車内からも児童の楽しそうな様子を目にすることができます。また、屋上とする事で、不審者や危険運転自動車から児童を守ります。一般的に地上に配置することが多い園庭を屋上に配置した立体的な回遊動線こそが、本計画の最大の特徴です。

- ・ 登園してきた児童を大きなエントランスや美しい植栽が出迎え。
- ・ 広々とした開放的な保育室で学び。
- ・ 遊びの時間になったら、内玄関から日光がやさしく降り注ぐ光の庭へ。
- ・ そして、心地よい風と一体になる風の遊歩道があり。
- ・ 遊歩道を抜けた先には、冒険心をくすぐる天空への塔が現れ。
- ・ 塔を上ると目の前には冒険のラストスパート天空の庭へ繋がる橋が…。
- ・ その橋を渡れば、広々とした草原と青空の待つ天空の庭へ。
- ・ 天空の庭で遊んだ後は、地上に降りる光の階段で光の庭へ戻ります。

『いかがですか？大人でもワクワクしませんか？』自然を感じながら思いっきりあそべる環境は、児童の「〇〇したい」という知的好奇心を刺激し、育みます。私たちの提案では園庭を屋上へ配置したことにより、児童は建物を立体的に利用してあそぶ事が出来ます。単に地上の園庭であそぶのでは得ることの出来ない、ワクワク感を得ることができます。

さらに、屋外遊具・屋内壁面プレイアートなどにポーネルド社の製品を採用します。ポーネルド社の製品・児童に向き合う姿勢は保育業界に高い評価を得ております。設計段階から積極的に意見交換をおこない、児童の知育を促進させるお城を実現します。本計画において、私たちはポーネルド社との連携体制を確立しております。

(様式 9)

計 画 提 案 書

3. 施設配置・景観等における提案内容について

安全性を重視した配置

計画地周辺において交通量調査(※)を実施した結果、敷地東側道路(線路側)の 7 時～10 時の交通量は南側道路(法務局前)の 21 倍、17 時～20 時では 8 倍となっております。この結果より、東側道路の事故発生リスクは、南側道路の 8～21 倍と判断します。この数値に基づき仕様書の配置レイアウトを以下のように変更し、ご提案します。(※)2019 年 6 月 13 日当社調べ 天候:晴

1. 駐車場を敷地南側(法務局前道路側)へ配置

利用者の駐車による渋滞や歩行者との事故リスクを防ぐため、駐車場は歩行者の少ない法務局前南側道路側へ配置しました。

2. エントランスを敷地東側(線路側)へ配置

エントランス前の空間を広く確保しています。これにより施設内外のつながりを緩やかに計画し、児童の道路への飛び出しリスクを低減します。

3. エントランスの前には連続したガードレールの設置

交通量の多い敷地東側へエントランスを配置したため、歩道と道路の境界にはガードレールを連続して設置し、車両事故へ巻き込まれるリスクを低減します。また、歩道は「やまと公園」と連続性を持たせ、周囲の方にとっても安全な通行を可能としています。

4. 敷地角に配置したバス乗降場を配置

角地の特性を活かして、視認性が高く通り抜けできるバス乗降場としました。待機スペースはオーニングを設置し、雨天時にも傘をささずにバスへの乗降ができます。

人の動きを立体的に感じる

シンボリックな施設となるように、周囲からの視認性を意識した計画としました。

電車からはテラスで談笑し情報交換する市民や屋外遊技場で元気にあそぶ子供の様子、その先の橋や塔に人が行き来する様子が立体的に見渡せます。

前面道路からは石調のお城を醸し出す外装に加え、トンネルのような回廊を親子が通園する様子、屋上の覗き窓から電車を覗く子供の様子といった、明るさと奥行きを際立たせます。

児童が毎日通って学んだ園舎が「大きな楽しいお城」であった事は、その子の成長の一端で生涯残る楽しい記憶となり、親子2世代、3世代に渡って通いたくなるお城を計画します。

また「やまと公園」との一体性を最大限に引き出すため、随所に緑化やベンチを設けることで、施設利用者のみならず周辺利用者へも配慮した「お城」としており、言わばお城にある広大な庭園が「やまと公園」とすることで、公共施設の外観を一体的に表現します。

計 画 提 案 書

4. 設計上の配慮事項（環境保全性能・防犯性・機能性）に関する提案内容について

自然との共存

本計画は、自然の中にある保育園と公園が共存する計画であり、環境負荷の大きな機械設備ではなく、自然エネルギーを最大限に活用します。

1. 連続した大きな2面開口と吹抜けを多用

保育室には自然採光、自然換気を取り込むための大開口を設けることで、従来にはない明るく開放的な空間を実現します。

2. 西向き保育室

中間期は空調なしで運用し、夏場の直射日光を受けず、柔らかな日差しを取り込みます。

3. 暗くなりがちな中廊下

トップライトを用いることで、光と風を施設全体へ取り込みます。

4. 最も遮熱による影響を受ける屋上

緑化された園庭とし、直射日光を遮断することで断熱効果を最大限に引き出します。

5. 床フローリングは神奈川県産材を利用

児童が毎日触れる床材には、機能性豊かな木質を使用する事で心身ともに健康的な保育が可能となります。※「木造施設整備、内装木質化等に対する助成」の有効活用

地域との共存

本計画では児童と地域の安全を確保し、市民の“あんしん拠点”としての機能を保持します。

1. 建物への直接的な負荷を軽減

自家発電設備や燃料等、重量のある大規模設備を搭載することは地震や火災時の大きなリスクとなります。よって本計画では別棟に設備エリアを設け、リスクを排除します。

2. 緊急時の施設機能維持

緊急時には外部より設備エリアへ直接入れることで、施設運営への影響なく緊急対応が可能です。また平常時も、点検やメンテナンスの作業効率が良い計画とします。

3. 災害対策機能

外部に非常用コンセントを設けることで、災害時には外部より電源供給が可能となり、照明利用や炊出し等にも利用することができます。

4. 防犯・安全性を確保

外部からの来訪者確認は自動ドア位置にて認証(電子錠)を行います。スイッチ式の自動ドアとすることで、内部からの児童飛び出し抑止にもなり、万が一、自動ドアから飛び出した場合、門扉により道路への飛び出しを防ぎます。また、利用者が集中する時間も、エントランス前を広く確保することで、周辺利用の歩行者や車両との接触を最小限に抑えます。

計 画 提 案 書

5. ゾーニングや施設内観デザインについて

“あんしん”で“あかるい”空間設計

いくつかの機能が複合した施設は、利便性がある反面、利用者の属性也多岐にわたります。施設ご利用の皆さまが、安心して利用できる、明るい空間を創出します。

1. 事務室にて一元管理

「低年齢児型保育所」「送迎ステーション事業」「一時預かり事業」「地域子育て支援拠点」の各出入口を一か所にまとめ、人の出入りを一元管理できる計画とします。

2. 広範囲に見渡せる窓

本建物の管理機能を置く事務室からは、外部側(ウェルカムガーデン)と内部側(エントランス)を広角に見渡すことができ、防犯抑止力を高めます。

3. ゾーン(利用目的)に合わせた配置

2階の子育て支援室は、保育施設を横切らずに利用できる専用エレベータ・階段を設置します。これにより、施設の利用目的が異なる利用者の動線を仕分けし、混雑緩和と防犯性能を向上します。

4. 自然採光の活用

エントランスの正面には、上部が吹き抜け構造となっている“光の庭”を設置します。光の庭は単に光を取り込むだけでなく、低年齢児エリアと一時保育エリア、送迎保育エリアを緩やかに区画しながらも交流を促す中間領域にもなっています。また、図書スペースは児童目線の低い本棚を設置し、エントランスから入ってくると、光の庭から注ぐ優しい光あふれる空間が際立って見えます。

室内空間デザイン

全保育室を要求面積より平均 122 % (最大 162 %) 広く設計し、環境変化における対応も含め、余裕のある空間を実現します。

1. 大開口スパンを採用

鉄骨造の特性を活かし、大開口の 12m スパンを用いることで室内(保育室内)に柱を出さないデザインとし、将来的な間取り変更など、自由度が高い計画とします。

2. 壁面デザイン

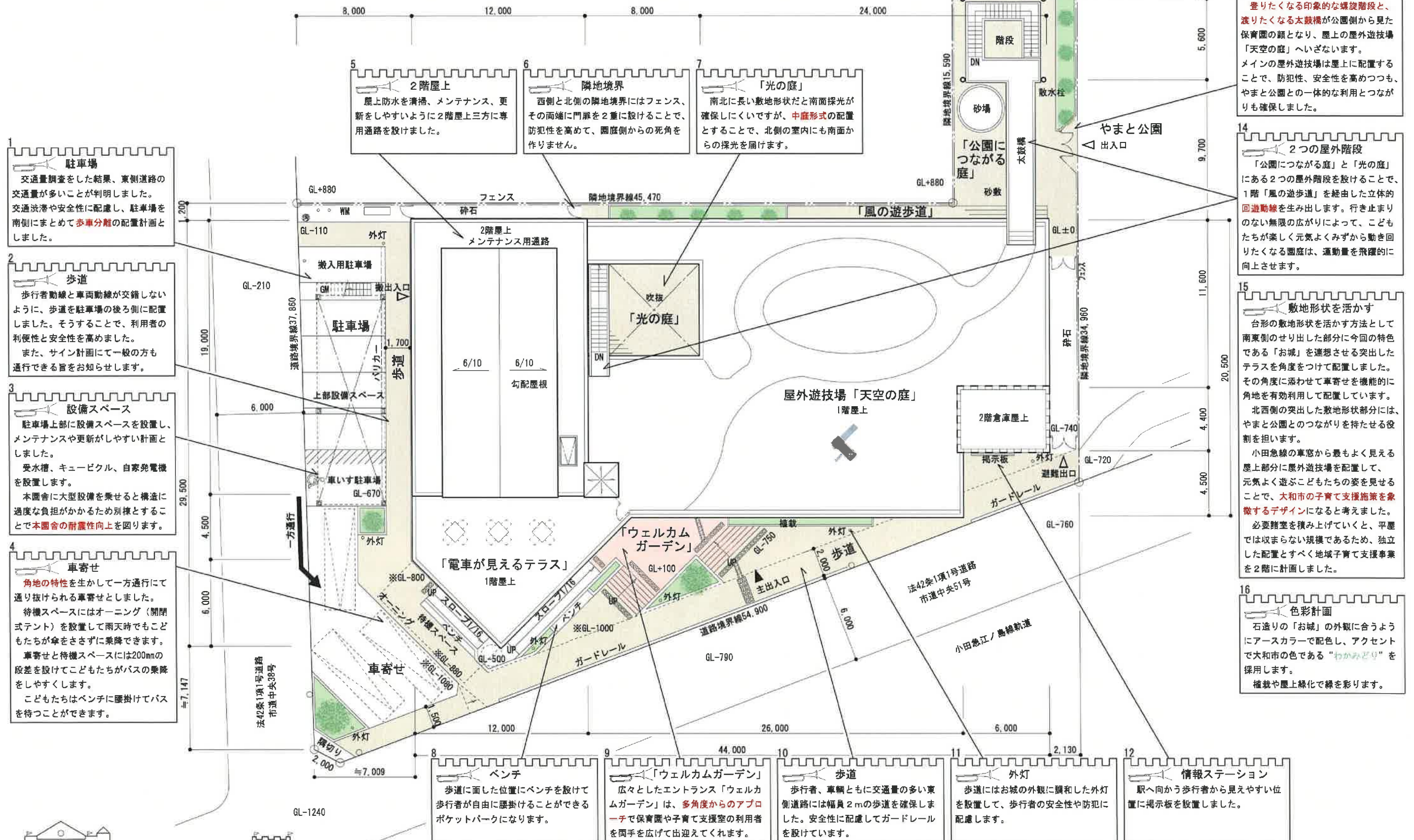
壁面にはボーネルンド社製のプレイウォールや身長計などを設置します。デザインをボーネルンド社と共同でおこない、児童にとって最適な空間計画とします。

3. 回遊動線の採用

建物全体を回遊動線とし、「天空の城」そのものが1つの大きな「遊具」と考えます。こども達が「遊具」であそび、「輪」を描くことは、児童と天空の城の「和」となり、6 つ目の要素となります。更に大きな「和」を作ることで、大和市の今後の未来を創造する計画とします。

大きく和する 天空の城

自発的な行動を引き出すワクワク感の詰まった「こどもの城」



■面積表				
敷地面積	約1,721㎡			
建築面積	937.83㎡	54.49%	< 90%	
1階床面積	741.57㎡			
2階床面積	256.22㎡			
延べ面積	997.79㎡	57.98%	< 200%	

	必要面積	定員外の余剰面積	合計面積	内法面積
0歳児室	8人×3.3=26.4㎡	5人×3.3=16.5㎡	42.90㎡	< 44.71㎡
1歳児室	24人×3.3=79.2㎡	4人×3.3=13.2㎡	92.40㎡	< 93.29㎡
2歳児室	28人×1.98=55.44㎡	2人×1.98=3.96㎡	59.40㎡	< 59.91㎡
一時保育室	15人×3.3+5人×1.98=59.4㎡			< 63.12㎡
送迎保育室	60人×1.98=118.8㎡	2人×1.98=3.96㎡	122.76㎡	< 123.93㎡



調理室が見えるカウンターイメージ



一時保育室イメージ (写真提供ポネルンド)



図書スペースから「光の庭」を見たイメージ



図書スペースのイメージ

調理室
食材保管庫、受渡しカウンター、直結水栓、ドライ床、SUSシンク、ガス台、SUS調理台、スチコン、冷凍冷蔵庫、保存食用冷凍庫、食器洗浄機、熱風消毒保管庫、SUSラックを備えます。

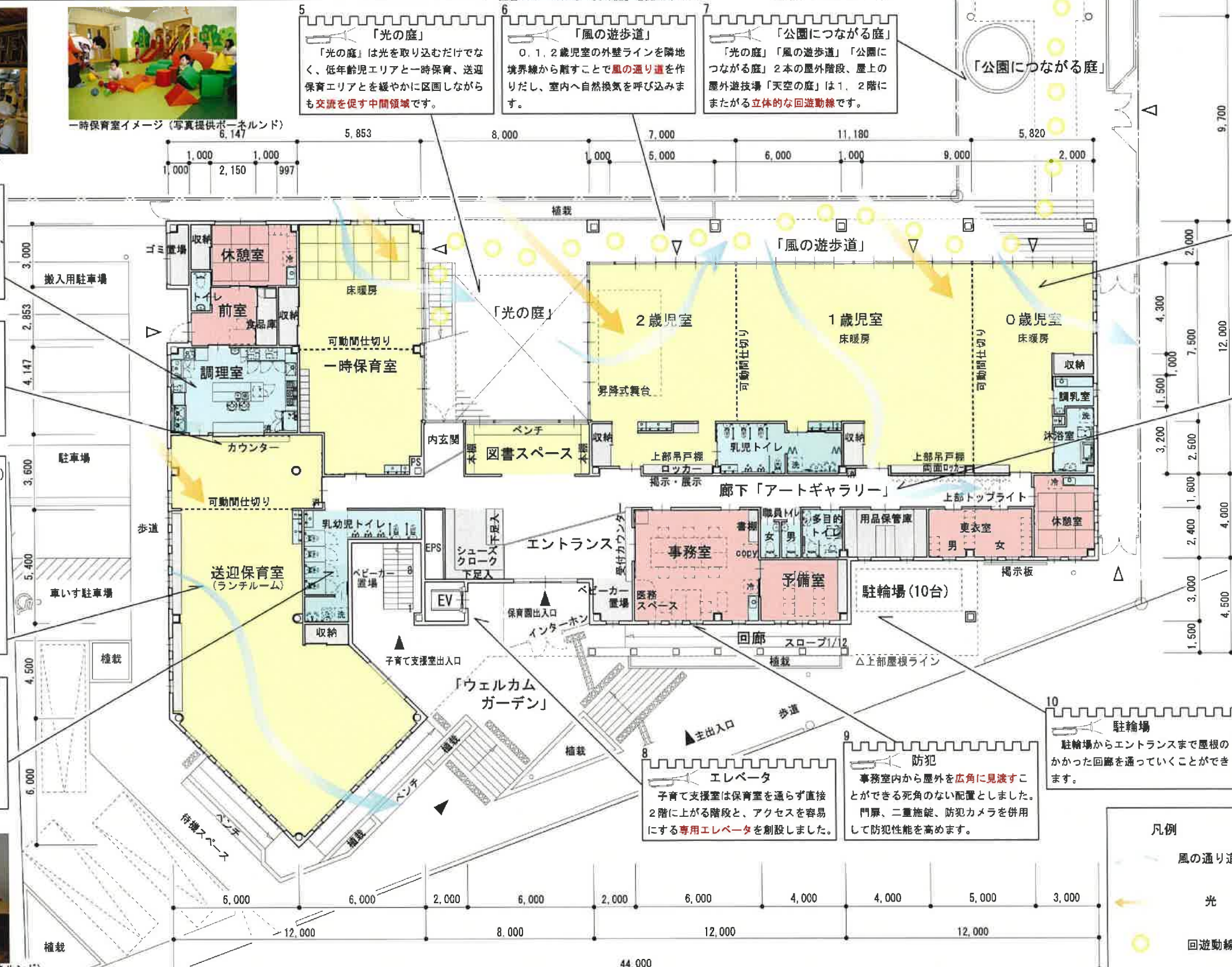
受渡しカウンター
調理室内部の様子を見ることができる受渡しカウンター。
こどもたちが食に関心をもち、食べたいという気持ちを育てます。

送迎保育室(ランチルーム)
低年齢型保育所とエントランスを共用して入退室管理は一元的に行うことができますが、送迎保育室は独立した配置にしました。
壁面には**プレイウォール**、**身長計**を設置します。
朝と夕方に3～5歳児が使用する送迎保育室は、空室になるお昼ごろに1、2歳児のランチルームとしても利用できる配置にしました。

乳幼児トイレ
一時保育室と共用する乳幼児トイレ。L型の室形状にて低年齢児と高年齢児を分散配置とし、こどもたちにも分かりやすく使いやすいものにしました。
掃除用流しを設置して、清掃しやすい環境は清潔を保ちます。



ランチルームイメージ (写真提供ポネルンド)



0・1・2歳児室
可動間仕切りを開け放つと発表会などの際は1室にして利用することができます。
各保育室には自然採光、自然換気を取り込むための**大きな開口部**を設けて明るく開放的な空間になります。
想定**の定員以上**の児童を受け入れることができる面積を確保しました。
0、1歳児室は、廊下側からも出し入れできる**両面ロッカー**にて使い勝手を向上させ、上部の吊戸棚にて収納量を確保しました。
開口部が多く壁が少ないので舞台は**昇降式**を採用しました。
壁面には**プレイウォール**、**身長計**を設置します。
静けさを確保するために、東側道路から遠ざけて保育室を配置しました。
乳児トイレは想定よりも多い台数の便器を設置しています。汚物流しのほかに掃除用流しを設けて清掃しやすい環境を整えます。

廊下「アートギャラリー」
廊下の壁面にはこどもたちの**作品**を展示できるピクチャーレール、壁面を照らすダウンライトを設置します。
廊下の北側端部に吹抜けを設けて、自然採光を取り入れ、自然換気の抜け道となります。

明確な動線計画
低年齢型保育所、送迎ステーション事業、一時預かり事業は「**ウェルカムガーデン**」を共用しながら、室内でエントランスの左右に各保育室を配置して**分かりやすい動線**を考慮しました。
エントランスを入ると正面に図書スペース、その先に「**光の庭**」が見え、こどもたちが**楽しく感じられる**ような空間で訪れる全ての人を迎えます。
また、園庭に遊びに行く際にはシューズクロークより靴をもって内玄関より外出するので遊び用の靴を別に用意する必要はありません。

管理者動線
エントランス横に受付カウンターのある事務室で来客者をすぐに確認できます。
また、**予備室**を創設して、応接室、相談室、職員会議室など多目的な利用ができます。
休憩室、更衣室、用品保管庫、職員トイレをひとまとめに配置して効率的な管理者動線となります。



内部仕上表

室名	床	巾木	壁	廻縁	天井	天井高	備考
玄関、内玄関	磁器質タイル	木製H=60	防汚ビニルクロス	塩ビ製	ビニルクロス+石膏ボードt=12.5	2,320	下足入
廊下、図書スペース、事務室、予備室	フローリングt=15	"	"	"	"	2,300	本棚、ベンチ、掲示板、展示スペース、書棚、流し台、TV、受付カウンター
用品保管庫、職員トイレ、多目的トイレ、更衣室、休憩室	ビニル床シートt=2、一部スライロ畳t=30	ビニル製H=60	"	"	化粧石膏ボードt=9.5	"	棚、おむつ台、ロッカー、流し台、扇風機、TV
0・1・2歳児室、一時保育室、送迎保育室	フローリングt=15、一部スライロ畳t=30	木製H=60	"	"	ビニルクロス+石膏ボードt=12.5	"	床暖房、昇降式舞台、扇風機、ロッカー、吊戸棚、流し台
沐浴室、調乳室、乳児トイレ、幼児トイレ	ビニル床シートt=2	ビニル製H=60	"	"	化粧石膏ボードt=9.5	"	沐浴槽、おむつ台、汚物流し、洗濯バサミ、掃除流し、流し台、熱湯給水機
調理室	防滑ビニル床シートt=2.5	床材巻上げH=200	化粧タイル板t=6	"	タイル板t=GEP	2,400	冷凍冷蔵庫、ガス台、スリッパ、食洗器、消毒保管庫、配膳カウンター
前室、トイレ、休憩室	ビニル床シートt=2、一部スライロ畳t=30	ビニル製H=60	防汚ビニルクロス	"	化粧石膏ボードt=9.5	2,100	検食用冷蔵庫、流し台、ロッカー、TV
子育て支援室、多目的室、授乳・調乳スペース	フローリングt=15	木製H=60	"	"	ビニルクロス+石膏ボードt=12.5	2,400	床暖房、扇風機、TV、流し台、熱湯給水機
飲食スペース	ビニル床タイルt=2	ビニル製H=60	"	"	"	"	カウンター
多目的トイレ、トイレ、倉庫	ビニル床シートt=2	"	"	"	化粧石膏ボードt=9.5	2,300	沐浴槽、おむつ台、シャワーブース、ベビーベッド、掃除流し
物置、防災備蓄倉庫	"	"	"	"	"	"	



子育て支援室イメージ（写真提供ボーネルンド）

子育て支援室
イベントやサークル活動など広く市民に利用されるように独立した配置とした子育て支援室。インターホンを設置し、施設として利用することも想定しています。
専用の倉庫を併設し、机、いすなどの備品を収納できます。

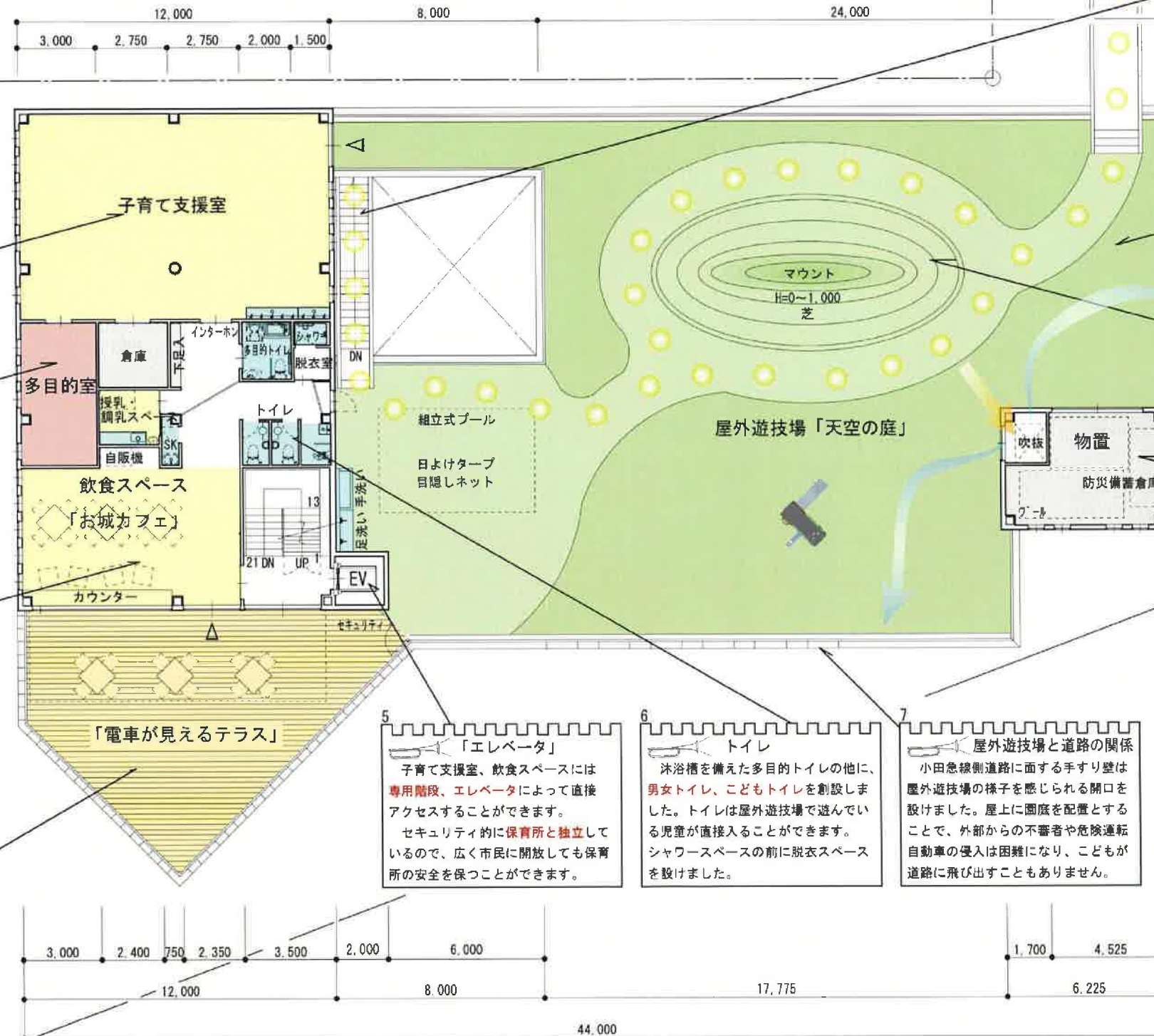
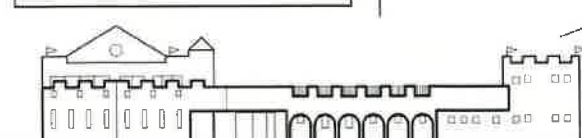
多目的室
子育て支援室に隣接する多目的室。相談室、職員会議室の利用ができます。

飲食スペース「お城カフェ」
100名の利用を想定する子育て支援室に入る前のホワイエの空間（土足エリア）とすることで、入退室の混雑緩和を図ります。
緊急時飲料提供ベンダー自動販売機、災害時用公衆電話を設置できるスペースを設けました。



飲食スペース「お城カフェ」イメージ

「電車が見えるテラス」
飲食スペースから直接屋外に出ることができる「電車が見えるテラス」。子育て支援室にきた市民がくつろぎながら、子どもたちはのぞき窓から電車を見ることができます。



2つの屋外階段
「公園につながる庭」と「光の庭」にある2つの屋外階段を設けることで、1階「風の遊歩道」を経由した立体的回遊動線を生み出します。行き止まりのない無限の広がりによって、子どもたちが楽しく元気にみずから動き回りたくなる園庭は、運動量を飛躍的に向上させます。

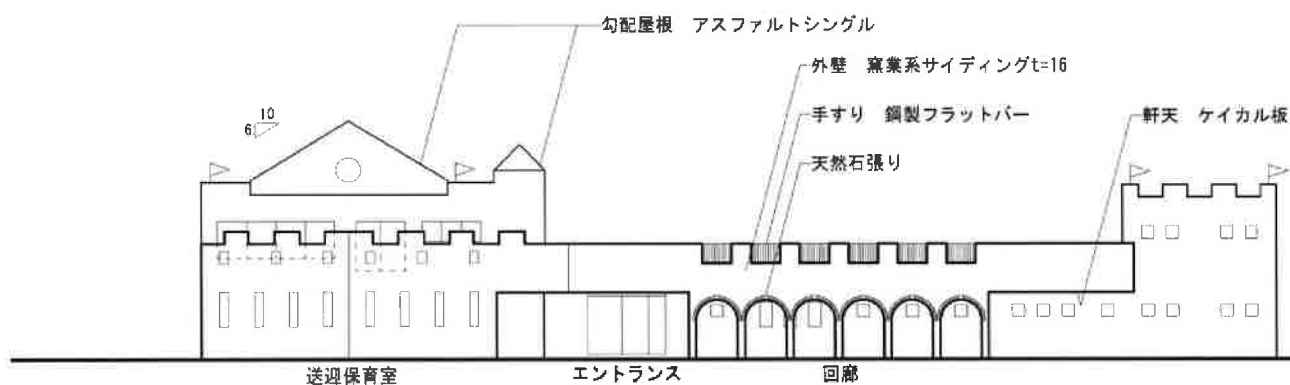
屋外遊技場「天空の庭」
草原をイメージした屋外遊技場「天空の庭」。広々とした草原と青空のもと、子どもたちが自発的に何かしたいと感じられ、心の赴くまま思いっきり遊ぶことができます。そんな空間こそが、『こどもの城』であると考えます。
緑化した庭は、やま公園と連続した関係を築きます。
空をも含む「天空の庭」こそがこの園最大の特色です。

マウント
子どもたちが自然と集まりたいくなる求心力のあるマウント。
登った高きから周囲を見渡せる視線の変化が子どもたちの好奇心を引き出します。

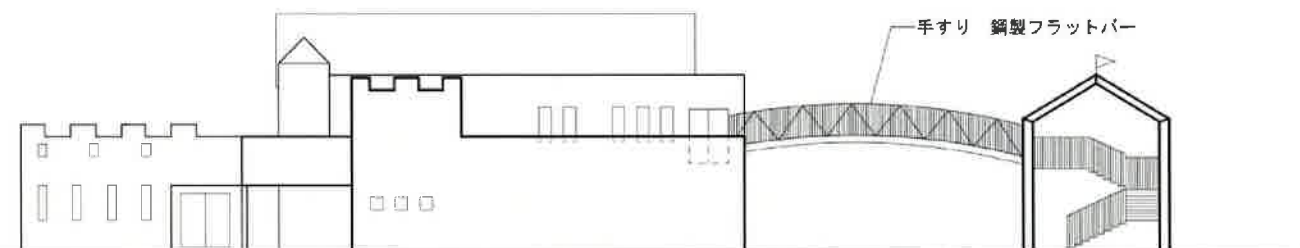
物置・防災備蓄倉庫
園庭で使う遊具、組立式プール、防災備蓄品を収納できる物置を設けました。
角の吹抜けは、1階廊下へ光を届け、自然換気を促す。光と風の通り道です。



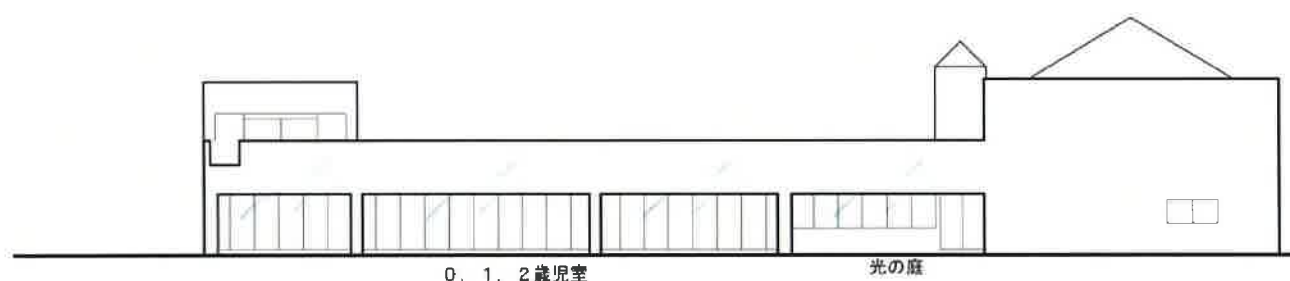
屋上園庭イメージ（写真提供ボーネルンド）



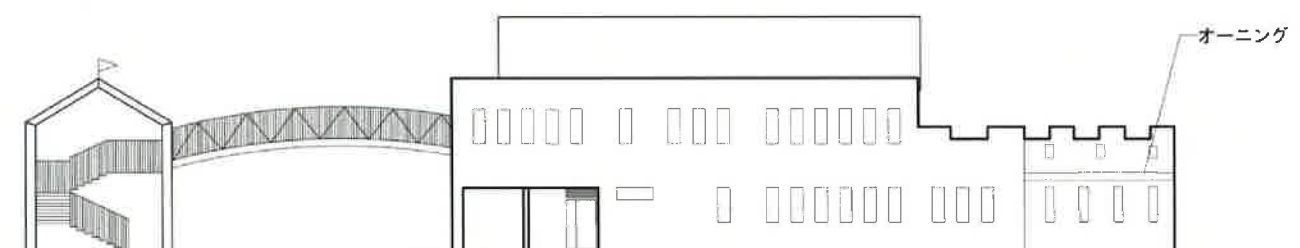
東側立面図 1/300



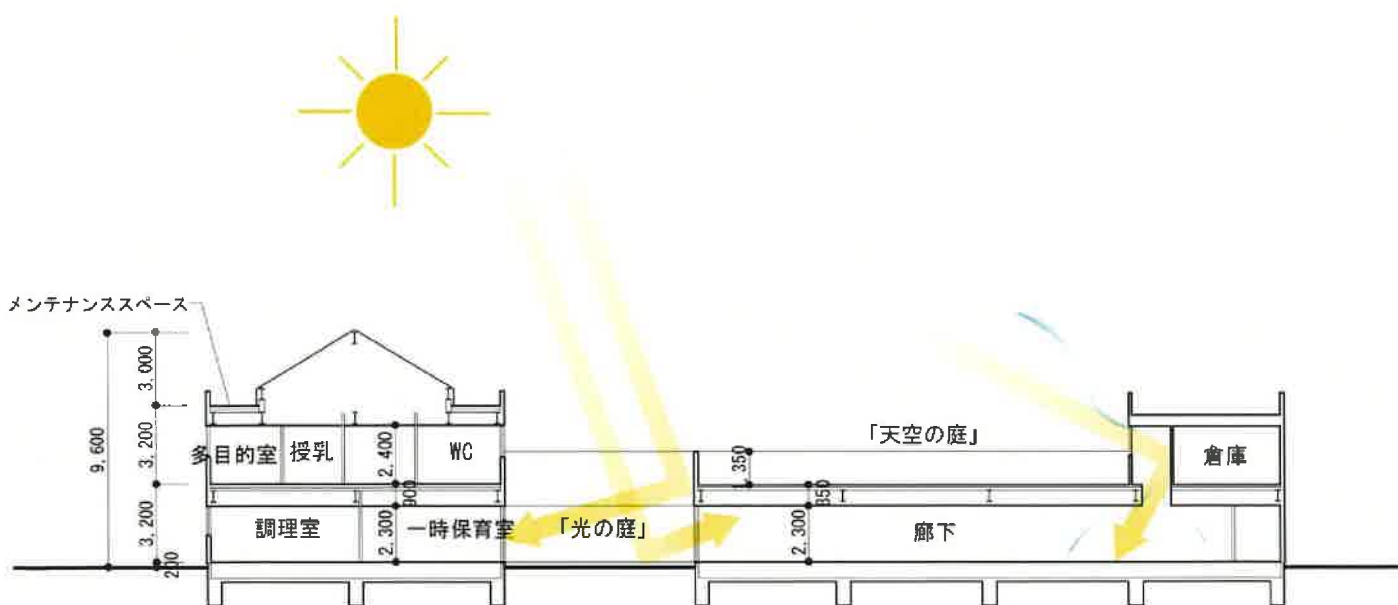
北側立面図 1/300



西側立面図 1/300



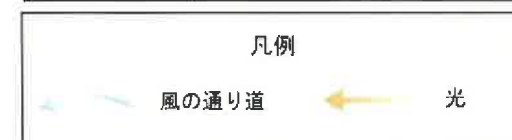
南側立面図 1/300



断面図 1/300

■外部仕上表

基礎	外周部立上り コンクリート補修+塗布防水	ウェルカムガーデン	磁器質タイル
外壁	窯業系サイディングt=16、一部石張り	スロープ	ノンスリップシート張り
開口部	1時間耐火仕様	歩道	アスファルト舗装 (カラー)
開口部	アルミサッシ	車寄せ・駐車場	アスファルト舗装
勾配屋根	アスファルトシングル	北・西側通路部	砕石
陸屋根	FRP防水	公園につながる庭	砂舗装
軒天	ケイカル板t=6 EP	光の庭	シート張り
ドレン	FRP製ルーフドレン	風のテラス	"
堅とい	VUφ100	電車が見えるテラス	"
笠木	アルミ製	屋外遊技場	マウント 天然芝 スタイロ下地H=0~1,000
太鼓橋・	手すり 鋼製フラットバー	「天空の庭」	平場 人工芝
屋外階段	床 防滑ビニル床シート	日よけタープ	
オーニング	出幅3,500	目隠しネット	
門扉	ロートアルミ製	ガードレール	





南東面からの外観イメージ



北東面からの外観イメージ



電車からの車窓イメージ



0,1,2歳児室内観イメージ



送迎保育室内観イメージ

公私連携型保育所等整備事業

[illegible]

令和元年 8月 7日

御 見 積 書

大和市長 様

工事名称 公私連携型保育所等整備事業

下記の通りお見積申し上げます。何卒御用命くださるようお願いいたします。

工事金額	¥521,800,000-
消費税額 (10%)	¥52,180,000-
税込み金額	¥573,980,000-

神奈川県横浜市区北幸2丁目1番10号
株式会社内藤建設
支店長
TEL 045-534-6540
FAX 045-534-6541

工事場所：神奈川県大和市中央1丁目5-14

工事期間：令和2年6月～令和3年1月

支払条件：毎月均等払い(122ヵ月)

支 店 長	課長補佐	担 当

大和市保育所整備事業（プロポーザル）

No	名 称	品 種 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	<内訳総括表>						
A	共通仮設工事		1	式		11,500,000	
B	建築工事		1	式		235,900,000	
C	電気設備工事		1	式		55,000,000	
D	機械設備工事		1	式		72,600,000	
E	厨房器具工事		1	式		5,300,000	
F	昇降機設備工事	(3人乗り、1～2F、1台)	1	式		5,600,000	
G	外構工事		1	式		35,800,000	
H	室内空気環境測定	(パッシブ工法 11ヶ所 7物質)	1	式		350,000	
I	サイン工事	(館銘板・施設案内板) (標識板・室名札)	1	式		2,000,000	
J	地盤調査費	(ボーリング調査・平板載荷試験)	1	式		421,000	
K	設計費		1	式		23,300,000	
L	保守点検・維持管理費	(EL設備・電気設備・機械設備) (雨水・植栽等)	1	式		3,900,000	
M	諸経費	(現場管理費・一般管理費)	1	式		70,129,000	公租公課・金利共 火災・労災保険共
	総 合 計					521,800,000	

大和市保育所整備事業（プロポーザル）

No	名 称	品 種 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
B	建築工事						
1	直接仮設工事		1	式		11,400,000	
2	山留工事		1	式		5,600,000	
3	基礎工事		1	式		38,100,000	
4	地業工事		1	式		9,400,000	
5	鉄骨工事		1	式		52,300,000	
6	屋根工事		1	式		2,900,000	
7	外壁工事		1	式		11,200,000	
8	金属工事		1	式		3,700,000	
9	防水工事		1	式		10,700,000	
10	タイル・石工事		1	式		3,200,000	
11	左官工事		1	式		5,100,000	
12	金属製建具工事		1	式		13,800,000	
13	ガラス工事		1	式		4,400,000	
14	LGS・ボード工事		1	式		11,900,000	
15	木工事		1	式		16,700,000	
16	木製建具工事		1	式		9,100,000	
17	家具工事		1	式		8,400,000	
18	塗装工事		1	式		1,200,000	

B. 合計

No. 3

大和市保育所整備事業（プロポーザル）

No	名 称	品 種 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
C	電気設備工事						
1	引込受変電設備工事	キュービクル、コン柱	1	式		8,500,000	
2	幹線設備工事	警報盤、分電盤	1	式		4,400,000	
3	動力設備工事		1	式		700,000	
4	電灯設備工事	外灯共	1	式		12,350,000	
5	非常灯・誘導灯設備工事		1	式		1,000,000	
6	コンセント設備工事		1	式		1,950,000	
7	電話配管・LAN配管設備工事		1	式		850,000	
8	TV共聴設備工事	TVアンテナ	1	式		350,000	
9	業務/非常放送設備工事	非常放送用アンプ、卓上マイク、スピーカー	1	式		5,000,000	
10	インターホン設備工事	カメラ付アホン	1	式		900,000	
11	トイレ呼出表示設備工事	呼出表示器、廊下灯、復旧呼出ボタン	1	式		400,000	
12	防犯カメラ設備工事	ITV機器、室内カメラ、室外カメラ	1	式		4,850,000	
13	自動火災報知設備工事		1	式		1,300,000	
14	自家用発電機設備工事	電灯分電盤、非常発電機	1	式		12,100,000	二次側を含む
15	警備配管工事	配線管	1	式		350,000	配線・機器別途
	C. 合 計					55,000,000	

No	名 称	品 種 ・ 寸 法	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
D	機械設備工事						
1	衛生器具設備工事		1	式		9,250,000	
2	給水設備工事		1	式		15,900,000	
3	給湯設備工事		1	式		4,550,000	
4	排水通気設備工事		1	式		10,100,000	
5	ガス設備工事		1	式		1,800,000	
6	空調機器設備工事		1	式		9,500,000	
7	空調配管設備工事		1	式		5,000,000	
8	換気設備工事		1	式		9,850,000	
9	床暖房設備工事		1	式		5,600,000	
10	消防設備工事		1	式		1,050,000	
	D 合 計					72,600,000	

平 成 3 1 年 度

各 会 計 予 算 書

大 和 市

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
民生費	1 社会福祉費	松風園防音設備整備事業	194,582	平成31年度	35,601
				平成32年度	158,981
土木費	4 都市計画費	街区公園等整備事業	149,600	平成31年度	28,000
				平成32年度	121,600
教育費	2 小学校費	大野原小学校防音設備整備事業	87,373	平成31年度	34,949
				平成32年度	52,424

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事項		期間	限度額
1	大和市土地開発公社に融資した金融機関に対する債務保証	平成31年度以降	100,000千円及びその利子(遅延利子を含む)
2	議会報作成業務委託料	平成32年度	1,059
3	広報車リース料(再リース)	自 平成32年度 至 平成33年度	608
4	広報誌等配布業務委託料	平成32年度	2,035
5	バス運行業務委託料	平成32年度	8,555
6	市公共施設一般廃棄物収集運搬業務委託料	平成32年度	1,733
7	入力データ作成業務委託料	自 平成32年度 至 平成34年度	31,667千円に法制度の変更及び入力データ予定数の大幅な増減に伴い算定した増加額を加算した額
8	コンビニエンスストア収納業務委託料	自 平成32年度 至 平成34年度	30,574
9	督促状等発送業務委託料	平成32年度	1,925
10	電話案内(催告)業務委託料	平成32年度	1,983

事 項		期 間		限 度 額
11	特別徴収納入書等発行業務委託料	平成 32 年度		9,100
12	普通徴収納税通知書等発行業務委託料	平成 32 年度		4,100
13	窓口業務委託料	自 至	平成 32 年度 平成 34 年度	314,002
14	戸籍総合システム保守委託料	自 至	平成 32 年度 平成 36 年度	32,148
15	戸籍総合システムソフトリース料	自 至	平成 32 年度 平成 36 年度	21,822
16	松風園仮設空調賃借料	平成 32 年度		1,744
17	松風園仮設園舎賃借料	平成 32 年度		28,000
18	緊急通報システム事業設置及び管理委託料	自 至	平成 32 年度 平成 34 年度	42,070
19	公私連携型保育所等賃借料	自 至	平成 32 年度 平成 42 年度	594,008
20	緑野保育園調理業務委託料	自 至	平成 32 年度 平成 34 年度	49,500
21	福田保育園調理業務委託料	自 至	平成 32 年度 平成 34 年度	51,810
22	24 時間健康相談業務委託料	自 至	平成 32 年度 平成 35 年度	79,580
23	業務用生ごみ処理機保守点検委託料	平成 32 年度		725
24	つきみ野駅前公衆便所清掃業務委託料	平成 32 年度		330
25	家庭系有料指定ごみ袋製造保管配送業務委託料	自 至	平成 32 年度 平成 34 年度	276,132
26	容器包装プラ中間処理設備運転業務委託料	自 至	平成 32 年度 平成 33 年度	85,792
27	事業系有料指定ごみ袋製造保管配送業務委託料	自 至	平成 32 年度 平成 34 年度	3,411

貸 貸 借 契 約 書



年 度	契 約 番 号
元	第12118号

1 契 約 の 名 称	公私連携型保育所等賃貸借（債務負担行為）
2 物 件 の 内 容	別紙のとおり
3 物件の設置場所	大和市中心一丁目5-14
4 契 約 期 間	令和元年12月26日から令和13年3月31日まで
5 賃 貸 借 期 間	令和3年2月1日から令和13年3月31日まで
6 契 約 金 額	¥573,980,000円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（¥52,180,000円） （注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等に変動が生じる場合は、当該改正法等の施行日以降、各年度の予算の範囲内の限りにおいて、発注者は、この契約をなんら変更することなく、契約金額に相当額を加減して支払うことができるものとする。
7 内 払	☒ する（別紙支払内訳書のとおり） ☐ しない
8 契 約 保 証 金	☐ 現 金 _____ 円 ☒ 免 除 ☐ 有価証券 _____ 円 ☐ ※ 契約代金額の100分の10
9 添 付 書 類	☒ 仕様書等 ☐ 無
10 そ の 他	

上記の賃貸借契約について、発注者と受注者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の約款によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

契約年月日 令和元年12月26日

住 所 大和市中鶴間一丁目1番1号

発 注 者

大 和 市

大 和 市 長 大 木 哲

印



住 所 神奈川県横浜市西区 15-1 横浜ビル

受 注 者

商号（名称）（株）内藤ハウス

氏 名 支店長

支払内訳書

(円単位)

回	業務実施月	税抜き金額	税分	税込み合計
1	令和3年 2月分	4,278,160	427,816	4,705,976
2	令和3年 3月分	4,277,040	427,704	4,704,744
令和2年度 計		8,555,200	855,520	9,410,720
3	令和3年 4月分	4,277,040	427,704	4,704,744
4	令和3年 5月分	4,277,040	427,704	4,704,744
5	令和3年 6月分	4,277,040	427,704	4,704,744
6	令和3年 7月分	4,277,040	427,704	4,704,744
7	令和3年 8月分	4,277,040	427,704	4,704,744
8	令和3年 9月分	4,277,040	427,704	4,704,744
9	令和3年10月分	4,277,040	427,704	4,704,744
10	令和3年11月分	4,277,040	427,704	4,704,744
11	令和3年12月分	4,277,040	427,704	4,704,744
12	令和4年 1月分	4,277,040	427,704	4,704,744
13	令和4年 2月分	4,277,040	427,704	4,704,744
14	令和4年 3月分	4,277,040	427,704	4,704,744
令和3年度 計		51,324,480	5,132,448	56,456,928
15	令和4年 4月分	4,277,040	427,704	4,704,744
16	令和4年 5月分	4,277,040	427,704	4,704,744
17	令和4年 6月分	4,277,040	427,704	4,704,744
18	令和4年 7月分	4,277,040	427,704	4,704,744
19	令和4年 8月分	4,277,040	427,704	4,704,744
20	令和4年 9月分	4,277,040	427,704	4,704,744
21	令和4年10月分	4,277,040	427,704	4,704,744
22	令和4年11月分	4,277,040	427,704	4,704,744
23	令和4年12月分	4,277,040	427,704	4,704,744
24	令和5年 1月分	4,277,040	427,704	4,704,744
25	令和5年 2月分	4,277,040	427,704	4,704,744
26	令和5年 3月分	4,277,040	427,704	4,704,744
令和4年度 計		51,324,480	5,132,448	56,456,928

支払内訳書

(円単位)

回	業務実施月	税抜き金額	税分	税込み合計
27	令和5年 4月分	4,277,040	427,704	4,704,744
28	令和5年 5月分	4,277,040	427,704	4,704,744
29	令和5年 6月分	4,277,040	427,704	4,704,744
30	令和5年 7月分	4,277,040	427,704	4,704,744
31	令和5年 8月分	4,277,040	427,704	4,704,744
32	令和5年 9月分	4,277,040	427,704	4,704,744
33	令和5年 10月分	4,277,040	427,704	4,704,744
34	令和5年 11月分	4,277,040	427,704	4,704,744
35	令和5年 12月分	4,277,040	427,704	4,704,744
36	令和6年 1月分	4,277,040	427,704	4,704,744
37	令和6年 2月分	4,277,040	427,704	4,704,744
38	令和6年 3月分	4,277,040	427,704	4,704,744
令和5年度 計		51,324,480	5,132,448	56,456,928
39	令和6年 4月分	4,277,040	427,704	4,704,744
40	令和6年 5月分	4,277,040	427,704	4,704,744
41	令和6年 6月分	4,277,040	427,704	4,704,744
42	令和6年 7月分	4,277,040	427,704	4,704,744
43	令和6年 8月分	4,277,040	427,704	4,704,744
44	令和6年 9月分	4,277,040	427,704	4,704,744
45	令和6年 10月分	4,277,040	427,704	4,704,744
46	令和6年 11月分	4,277,040	427,704	4,704,744
47	令和6年 12月分	4,277,040	427,704	4,704,744
48	令和7年 1月分	4,277,040	427,704	4,704,744
49	令和7年 2月分	4,277,040	427,704	4,704,744
50	令和7年 3月分	4,277,040	427,704	4,704,744
令和6年度 計		51,324,480	5,132,448	56,456,928

支払内訳書

(円単位)

回	業務実施月	税抜き金額	税分	税込み合計
51	令和7年 4月分	4,277,040	427,704	4,704,744
52	令和7年 5月分	4,277,040	427,704	4,704,744
53	令和7年 6月分	4,277,040	427,704	4,704,744
54	令和7年 7月分	4,277,040	427,704	4,704,744
55	令和7年 8月分	4,277,040	427,704	4,704,744
56	令和7年 9月分	4,277,040	427,704	4,704,744
57	令和7年 10月分	4,277,040	427,704	4,704,744
58	令和7年 11月分	4,277,040	427,704	4,704,744
59	令和7年 12月分	4,277,040	427,704	4,704,744
60	令和8年 1月分	4,277,040	427,704	4,704,744
61	令和8年 2月分	4,277,040	427,704	4,704,744
62	令和8年 3月分	4,277,040	427,704	4,704,744
令和7年度 計		51,324,480	5,132,448	56,456,928
63	令和8年 4月分	4,277,040	427,704	4,704,744
64	令和8年 5月分	4,277,040	427,704	4,704,744
65	令和8年 6月分	4,277,040	427,704	4,704,744
66	令和8年 7月分	4,277,040	427,704	4,704,744
67	令和8年 8月分	4,277,040	427,704	4,704,744
68	令和8年 9月分	4,277,040	427,704	4,704,744
69	令和8年 10月分	4,277,040	427,704	4,704,744
70	令和8年 11月分	4,277,040	427,704	4,704,744
71	令和8年 12月分	4,277,040	427,704	4,704,744
72	令和9年 1月分	4,277,040	427,704	4,704,744
73	令和9年 2月分	4,277,040	427,704	4,704,744
74	令和9年 3月分	4,277,040	427,704	4,704,744
令和8年度 計		51,324,480	5,132,448	56,456,928

支払内訳書

(円単位)

回	業務実施月	税抜き金額	税分	税込み合計
75	令和9年 4月分	4,277,040	427,704	4,704,744
76	令和9年 5月分	4,277,040	427,704	4,704,744
77	令和9年 6月分	4,277,040	427,704	4,704,744
78	令和9年 7月分	4,277,040	427,704	4,704,744
79	令和9年 8月分	4,277,040	427,704	4,704,744
80	令和9年 9月分	4,277,040	427,704	4,704,744
81	令和9年10月分	4,277,040	427,704	4,704,744
82	令和9年11月分	4,277,040	427,704	4,704,744
83	令和9年12月分	4,277,040	427,704	4,704,744
84	令和10年 1月分	4,277,040	427,704	4,704,744
85	令和10年 2月分	4,277,040	427,704	4,704,744
86	令和10年 3月分	4,277,040	427,704	4,704,744
令和9年度 計		51,324,480	5,132,448	56,456,928
87	令和10年 4月分	4,277,040	427,704	4,704,744
88	令和10年 5月分	4,277,040	427,704	4,704,744
89	令和10年 6月分	4,277,040	427,704	4,704,744
90	令和10年 7月分	4,277,040	427,704	4,704,744
91	令和10年 8月分	4,277,040	427,704	4,704,744
92	令和10年 9月分	4,277,040	427,704	4,704,744
93	令和10年10月分	4,277,040	427,704	4,704,744
94	令和10年11月分	4,277,040	427,704	4,704,744
95	令和10年12月分	4,277,040	427,704	4,704,744
96	令和11年 1月分	4,277,040	427,704	4,704,744
97	令和11年 2月分	4,277,040	427,704	4,704,744
98	令和11年 3月分	4,277,040	427,704	4,704,744
令和10年度 計		51,324,480	5,132,448	56,456,928

支払内訳書

(円単位)

回	業務実施月	税抜き金額	税分	税込み合計
99	令和11年 4月分	4,277,040	427,704	4,704,744
100	令和11年 5月分	4,277,040	427,704	4,704,744
101	令和11年 6月分	4,277,040	427,704	4,704,744
102	令和11年 7月分	4,277,040	427,704	4,704,744
103	令和11年 8月分	4,277,040	427,704	4,704,744
104	令和11年 9月分	4,277,040	427,704	4,704,744
105	令和11年10月分	4,277,040	427,704	4,704,744
106	令和11年11月分	4,277,040	427,704	4,704,744
107	令和11年12月分	4,277,040	427,704	4,704,744
108	令和12年 1月分	4,277,040	427,704	4,704,744
109	令和12年 2月分	4,277,040	427,704	4,704,744
110	令和12年 3月分	4,277,040	427,704	4,704,744
令和11年度 計		51,324,480	5,132,448	56,456,928
111	令和12年 4月分	4,277,040	427,704	4,704,744
112	令和12年 5月分	4,277,040	427,704	4,704,744
113	令和12年 6月分	4,277,040	427,704	4,704,744
114	令和12年 7月分	4,277,040	427,704	4,704,744
115	令和12年 8月分	4,277,040	427,704	4,704,744
116	令和12年 9月分	4,277,040	427,704	4,704,744
117	令和12年10月分	4,277,040	427,704	4,704,744
118	令和12年11月分	4,277,040	427,704	4,704,744
119	令和12年12月分	4,277,040	427,704	4,704,744
120	令和13年 1月分	4,277,040	427,704	4,704,744
121	令和13年 2月分	4,277,040	427,704	4,704,744
122	令和13年 3月分	4,277,040	427,704	4,704,744
令和12年度 計		51,324,480	5,132,448	56,456,928

事業概要

1. 業務の概要

(1) 事業名

「公私連携型保育所等整備事業」

※保育所等整備に係る設計、施工及び施工管理一括発注の122月間のリース方式とし、賃貸借契約満了後、公私連携型保育所等（以下、「施設」という。）の無償譲渡を受けるものとする。

※施設は発注者が指定した公私連携保育運営法人に転貸する。

(2) 事業の範囲

詳細は別添の「公私連携型保育所等整備事業仕様書」のとおりとする。

(3) 計画概要

① 設置場所 大和市中心部1丁目5-14（旧青少年センター跡地）

② 敷地面積 約1,721㎡

③ 用途地域 近隣商業地域（準防火地域）

④ 建ぺい率／容積率

80％（角地緩和90％）／200％

⑤ その他 道路斜線制限、隣地斜線制限、日影規制

⑥ 設置施設概要

・施設規模 2階建て 900～1000㎡程度

・構造 鉄骨造

・設備 電気設備、機械設備等（空調・換気設備、給排水衛生設備）

その他施設運営

・付帯工事 外構、フェンス、舗装、外灯、遊具設置、植栽、駐車場、屋外園庭

※「(3)計画概要」の詳細は、別添「公私連携型保育所等整備事業仕様書」のとおり。

(4) 完成期限

令和3年1月31日

※計画敷地の建物解体工事（旧青少年センター）－別途工事

・工事期間：令和元年4月下旬から令和元年12月上旬（完了済）

・工事概要：鉄筋コンクリート造3階建て（杭基礎Φ300～450/14m/85本）
及び外構の解体

(5) 賃貸借期間

令和3年2月1日から令和13年3月31日

(6) リース料の支払い方法

消費税及び地方消費税を含んだ総額を上記賃貸借期間（122ヶ月）において、毎月の均等払いとする。生じた端数については、初回の支払いに含める。

(7) 募集要領等受注者提案内容の遵守

発注者及び受注者は、公私連携型保育所等整備事業にかかわるプロポーザル募集要領及び受注者の企画提案（令和元年8月23日に実施した公私連携型保育所等整備事業に係るプロポーザルのプレゼンテーション（以下、「プレゼンテーション」と言う。）の質疑応答の場において、対応できると発言したものを含む）の内容が、本契約に含まれることに合意する。受注者は本契約の規定に従って、善良なる管理者の注意義務をもって、本件業務を履行し、その他本件契約上の義務を履行する。

2. 土地の貸付について

土地の無償貸付の契約について受注候補者は、議会の議決後に締結する。また、施設の賃貸借契約については、土地の無償貸付が前提となるので、土地の無償貸付についての議決が得られない場合には本市は、受注者に対して、本件契約に係る対価の全部及び一部、違約金、損害賠償金その他一切の金銭の支払い義務を負うことなく契約解除を行う特約を付して契約を締結する。

3. プロポーザルのプレゼンテーションの場における質疑応答について

次の各号に掲げる事項については、プレゼンテーションの質疑応答の場において、企画提案時に提出した見積額521,800千円（消費税抜き）の範囲内で対応できると受注候補者が回答していることから、本契約の当初仕様に含めるものとし、企画提案時に提出した見積額の増加なく対応すること。

①送迎ステーション事業

雨の日のことを考え、（オーニングではなく、）サブエントランスや庇・樋を設置する。

②設備スペース（駐車場上部）

線路（電車内）側からの景観として、上部より機械設備が見えるため、本体とのバランスを考え、再度、提案額の範囲内で見直しすることとする。

③駐車場

アクセルの踏み間違えによる事故の危険性があるため、バリカーを設置することとする。

④ガードレール

安全性（強度）と、見栄え（小田急線からの外観）を含め、対応することとする。

⑤排水機能

近年における集中豪雨の状況を踏まえ、十分な雨量計算を行った上で、適切な排水処理計画を立てることとする。

⑥防音機能

屋上遊戯場での活動による音や振動が1階部分に影響しないよう、重量鉄骨造にコンクリートの床を施工し、スラブ（床構造）と芝の仕上げとする。

⑦屋上遊戯場

屋上遊戯場の芝について、人工芝（マウント部分については天然芝）を基本としつつ、メンテナンスのしやすさを含め、運営事業者との協議の上で決定することとする。

⑧2階物置

日常的に使用する物品と防災備蓄物品とを分けて管理できるよう設置することとする。

⑨その他

計画を進めていく中で、様々な意見や要望が出てくるのが想定されるが、十分な協議を行った上で、提案額の範囲中で対応できるよう、代替案への変更も含め調整することとする。

公私連携型保育所等整備事業仕様書

本仕様書は、公私連携型保育所等整備事業（以下「本業務」という。）に係る必要な事項について、次のとおり定める。

1. 一般事項

（１）総則

本業務については、本仕様書に基づき、市の承認を得たうえで、設計、申請手続き等を行い、施工するものとする。

（２）コンセプト

保育需要が集中する低年齢児の受入に特化した保育所を整備するとともに、幼稚園バスが立ち寄る送迎ステーション事業と組み合わせることで、幼稚園等を含めた待機児童対策をより効果的に実施していきます。また、就労形態が多様化している中、一時預かり事業や休日保育事業など、様々な事業を実施することで、施設が駅から近いという利便性を生かしながら、本市の子育て支援の拠点として、子育て施策のさらなる充実を図ります。具体的な取組としては、

- ① 低年齢児の受入に特化した保育所の運営（定員 60 名）
- ② 幼稚園等を対象とした送迎ステーション事業の実施（定員 60 名）
- ③ 理由を問わずに児童を預かる一時預かり事業の実施（定員 20 名）
- ④ 多様な就労形態に対応する休日保育事業の実施（定員 20 名）
- ⑤ 地域における子育て親子の交流促進や、子育てに関する相談事業等の実施を行います。

2. 本業務の業務範囲

本業務の業務範囲は、次に掲げる事項とする。

- ① 地盤調査業務（調査結果をもとに、設計に反映する）
- ② 地積測量業務（参考図として、敷地図 PDF を別紙添付）
- ③ 家屋調査業務（事前及び事後、範囲については別紙による）
- ④ 設計業務（基本設計及び実施設計）
- ⑤ 施設建設業務
- ⑥ 工事監理業務
- ⑦ 管理業務（保守点検並びに通常の使用による内外装の欠陥対応、設備機器の故障対応）
- ⑧ 諸経費（賃貸借期間内の公租公課、各種事業運営に必要な保険、金利相当額、その他必要と認められる経費）
- ⑨ その他、業務を実施する上で必要な関連業務

3. 遵守すべき法令及び許認可等

本業務の実施にあたり必要とされる次の関係法令（関係する施行令、施行規則、条例等を含む。）を遵守すること。

（1）法令

- ① 都市計画法
- ② 建築基準法
- ③ 消防法
- ④ 景観法
- ⑤ 駐車場法
- ⑥ 屋外広告物法
- ⑦ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑧ 建築物のエネルギー消費性能に関する法律
- ⑨ その他関連法令等

（2）条例等

- ① 大和市建築基準条例
- ② 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
- ③ 神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④ 神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ⑤ 大和市開発事業の手続及び基準に関する条例
- ⑥ 大和市景観条例
- ⑦ 大和市屋外広告物条例
- ⑧ 大和市火災予防条例
- ⑨ その他関連条例等

（3）適用する基準等

すべて最新版を用い、本事業期間中に改定された場合は、改定内容への対応等について協議を行うものとする。

- ① 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - ② 公共建築工事標準仕様書（建築・電気設備・機械設備工事編）
 - ③ 公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気設備・機械設備工事編）
 - ④ 建築工事標準詳細図
 - ⑤ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
 - ⑥ 公共建築工事内訳書標準書式
 - ⑦ 公共建築工事積算基準
 - ⑧ 建築構造設計基準
 - ⑨ 建築保全業務共通仕様書
 - ⑩ 工事監理指針（建築・電気設備・機械設備）
- ※以上 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ⑪ 保育所設置認可に係る審査基準（神奈川県）

- ⑫ 保育所設置認可に係る行政指導指針（神奈川県）
- ⑬ その他関連基準等

4. 設置計画

（１）完成期限

令和３年１月３１日

期限までに保育所等を設計・施工（什器・備品の設置及び各種検査を含む。）し、確実に本事業を遂行すること。なお、期間中においては、必要に応じて市及び運営事業者との打合せを実施するとともに、定期的に市に対しての進捗状況報告を行うこと。その際、打合せ等に必要な資料及び議事録は、受注者が作成すること。

（２）賃貸借期間

令和３年２月１日～令和１３年３月３１日

期間中、正常に使用している場合において発生した破損、故障等については、自己の責任において修繕を行うこと。また、期間中の公租公課については、すべて受注者の負担とする。なお、期間満了後は市へ建物を無償譲渡することとし、その際には設計及び施工時に作成した図面等一式を市へ引き渡すものとする。

（３）計画概要

① 設置施設概要

本業務に関して、設置する施設及び実施する事業等については、別紙「施設概要説明書」を参照すること。

- ・ 施設規模 ２階建て ９００～１０００㎡程度
- ・ 構造 鉄骨造
- ・ 設備 電気設備、機械設備等(空調・換気設備、給排水衛生設備)
その他施設運営
- ・ 付帯工事 外構、フェンス、舗装、外灯、遊具設置、植栽、駐車場、屋外園庭
- ・ その他 別紙「施設概要説明書」の事項を遵守すること。

② 施設要求水準

（ア）配置、景観等に関する性能

- ◆ 北側に隣接するやまと公園と一帯的なつながりをもった、保育施設を計画とする。
- ◆ 大和市の子育て施策をPRする保育施設とし、特に小田急線や周辺道路からの景観に配慮した計画とする。
- ◆ 特に外観については、児童が楽しく感じるテーマパークにあるお城(洋風)のようなイメージをもった保育施設とし、屋根も含めてデザインすること。
- ◆ 東・南側道路面には、幅１.５～２.０mの歩道としての空間を設けること。
また、仕様については、周辺の状況に合わせたデザインとすること。

(イ) 環境保全に関する性能

・環境負荷低減に関する性能

- ◆ エネルギーコストの削減、CO₂排出量削減による環境負荷の低減を目指し、省エネルギーを進めること。
- ◆ 各種メンテナンスや更新が行いやすい計画とし、補修、改修等により発生する廃棄物の低減を図ること。

・建物の熱負荷の抑制

省エネルギー化を図るため、窓・外壁・屋根・床などの断熱性の向上等を十分検討すること。

・設備システムの効率化

省エネルギー対策を積極的に取り入れた計画とすること。

・自然エネルギーの利用

自然採光、自然換気等の自然エネルギーを積極的に活用すること。

・水資源の有効利用

節水器具の採用などを行うこと。

(ウ) 防犯性に関する性能

施設の特徴を考慮し、防犯カメラの設置計画とすること。(内・外部共)

(エ) 防災性に関する性能

大規模な災害発生時にも施設機能を維持できるような設備を整えること。

(オ) 機能性に関する性能

・室内環境に関する性能

通風、採光、静けさ、温湿度、粉塵、臭気等の基準を満たした室内環境に配慮した計画とすること。

・経済性・長寿命化に関する性能

- ◆ 設備機器の選定に当たっては、点検のしやすさに留意するほか、標準品、汎用性のある部品を使用すること。
- ◆ 外部仕上げについては、使用材料や断熱方法等、工法を検討し経年劣化が少なく、耐久性の高いものとする。
- ◆ 外部に面して設置する金物は、防食性の高い材料を使用すること。

③ 施設別要求水準

(ア) 建築性能

- ◆ 配置計画として、北側のやまと公園とのつながりに配慮した計画とすること。
- ◆ 東側道路から出入り可能な駐車場(4台程度+車いす用1台)及び、南側道路から出入り可能な調理用食材搬入用の駐車場(1台)を設けること。
- ◆ 南側道路から出入り可能な幼稚園バス(送迎ステーション事業)の車寄せを設けること
- ◆ 施設利用者用(送迎)として、駐輪場(10台程度)を設けること。
- ◆ 敷地周囲には、必要に応じてフェンスを設けること。

- ◆ 保育室と園庭、隣接公園とのつながりに配慮し、プランニングを行うこと。
- ◆ 保育室等とその他事業の実施スペースとのゾーニングを適切に行うこと。
- ◆ 管理部門と一般利用部門との明確なゾーニングを行うこと。
- ◆ 玄関付近には、利用者用ベビーカー置き場を設けること。
- ◆ 屋外遊戯場(園庭)を設け、園庭には遊具等を設置すること。
- ◆ 屋外遊戯場(園庭)は、防犯・視認・安全性に配慮し、北側やまと公園に隣接することとし、公園の利用や繋がりを含めた配置計画とすること。また、東側道路からの見通しや出入りについても検討し、確保すること。
- ◆ 各所出入口は、児童が道路に飛び出しにくい配置、形状とし、鍵はこどもが操作出来ない高さや複数の鍵等の設置を検討すること。
- ◆ 調理室は、学校給食衛生管理基準のドライシステムを取り入れること。
- ◆ 保育所であることを考慮し、建具等の角面をとり、突起物にはガードを設置する等、また戸等には指はさみ防止措置など児童への安全性について十分配慮をすること。
- ◆ 通園した児童が、楽しめる室内空間とするため、室内遊具や壁面プレイウォールや壁面グラフィックシート、壁面身長計などの設置を検討すること。

【参考：大和市子育て支援施設 きらきらぼし】





(イ) 諸室計画

別紙「施設概要説明書」に基づいて計画すること。

什器及び備品等の設置についても、同様とし、施設利用を踏まえ適切に設けること。

(ウ) 耐震性能

「官庁施設の総合耐震基準」を遵守し、検討すること。

- ・構造体：Ⅱ類
- ・建築非構造部材：B類
- ・建築設備：乙類

(エ) 基礎計画

基礎構造は、建物の構造や既存地盤の状況を想定し、決定すること。

(オ) 電気設備に関する性能

以下の内容について配慮し、施設利用を踏まえ適切な設備を設けること。

- ・受変電設備
 - ◆ 受電方式は、省エネルギー性能を考慮すること。
 - ◆ 電力契約は、ランニングコストを検証し、経済的な契約内容とすること。
- ・電灯設備
 - ◆ 照明器具はLEDを使用すること。
 - ◆ 照明計画は、JIS規格に従い、推奨照度以上の照度を確保すること。
 - ◆ 外部は、防犯性や近隣や隣接するやまと公園に配慮した照明計画とし、自動・時間点滅が可能な方式とすること。
- ・構内情報通信設備

有線・無線LANを構築するのに必要とされる配管の工事を行うこと。
- ・電話設備
 - ◆ 必要箇所への配管・配線工事を行うこと。
 - ◆ 設置対象室は、施設利用を踏まえ適切な設備を設けること。
(災害時においては、子育て支援室に災害時用公衆電話(特設公衆電話)を追加で設置予定)
- ・テレビ共同受信設備
 - ◆ 地上波デジタル放送を受信できるテレビ共同受信設備を設置すること。
 - ◆ 設置対象室は、施設利用を踏まえ適切な設備を設けること。
- ・放送設備、コンセント設備、インターホン設備
 - ◆ 設置対象室は、施設利用を踏まえ適切な設備を設けること。
- ・緊急時呼び出しブザー設備
 - ◆ 設置対象室は、施設利用を踏まえ適切な設備を設けること。
ブザーの通知先は、事務室とすること。
- ・防犯カメラ設備
 - ◆ 設置箇所は、施設利用を踏まえ適切な設備を設けること。
レコーダー及びモニターは事務室に設置すること。

(カ) 機械設備に関する性能

・熱源設備

- ◆ ランニングコスト、環境性能等を考慮すること。

・空調・換気設備

- ◆ 設置対象室は、施設利用を踏まえ適切な設備を設けること。

・衛生設備

- ◆ 衛生設備機器は、節水に配慮した器具等を選定すること。

・給排水設備

- ◆ 受水槽を設置し、緊急時の飲用水確保のため緊急遮断弁設備を設けること。
- ◆ 汚水と雑排水の屋内配管については、分流とし、屋外で合流させて公共下水に接続すること。
- ◆ 停電時の対応として、最低1箇所水道直結水栓を設けること。

・給湯設備

- ◆ 給湯方式は、ランニングコスト、環境性能等を考慮すること。
給湯設備の設置対象は、屋外も含めて給水設備設置場所の全てとすること。

・屋外散水設備

- ◆ 園庭、植栽への散水、その他適切な位置に散水栓を設けること。

・消火設備

- ◆ 関係法令等に則り、消火設備、消火器等必要な設備を設けること。

(キ) 植栽計画

植栽計画に当たっては、四季折々の花や葉の色づきを楽しむことができるよう、樹種をバランスよく計画すること。また、害虫のつきやすい樹木またはトゲのある樹木は避けること。

(ク) インフラ

上水道、汚水、雑排水、雨水、電力、電話・ガス等

各事業者等協議し、施設利用状況を踏まえ協議、選定すること。

また、設置に伴い必要となる費用についても負担をすること。

5. 設計業務

(1) 設計業務について

整備事業仕様書、事業者提案等に記載されている事項に従って、設計業務を行うこと。

(2) 業務計画について

業務の実施にあたり、市の指定書式により設計業務計画書の提出を行うこと。

(3) 完成時の確認について

業務の完成時には、設計図書、工事内訳書等の提出を行い、市の確認(検査)を受けること。

(4) 変更について

設計業務の期間中に発生した内容の変更については、書面等により互いの承諾の上、変更契約を行うものとする。

6. 建設業務・工事監理業務

(1) 業務の対象

自ら設計した内容に基づき、本施設の建設及びその工事監理業務を行うこと。業務の内容は建設工事、外構工事、工事監理の調整の他、それらに関連する各種申請業務から建築基準法等の検査済み証の取得、その他必要な各種手続き業務までを含むものとする。

(2) 業務の範囲

- ① 建設及び工事監理、各種什器及び備品等の整備を自己の責任において実施すること。
- ② 工事の遂行に当たり、関連法令等を遵守するとともに、近隣及び工事関係者の安全確保と環境確保、工事中に近隣に及ぼす影響についても十分に配慮すること。
- ③ 必要に応じて、建設工事に係る近隣住民への工事説明会を実施すること。
- ④ 施設整備期間中の工事用電力、水道等についても、工事費に含むものとする。
- ⑤ 市と協議の上、工事の着手前に工期を明示した施工計画書（工事全体工程を含む。）を作成し、その写しを市に提出すること。
- ⑥ 必要に応じて週1回程度、工事監理者が市に工事の進捗状況を報告するとともに、必要に応じて打ち合わせを実施すること。
- ⑦ 認可保育所の認可申請に係る神奈川県及び市との協議に同行すること。
- ⑧ 市は、工事の進捗状況及び内容について、随時賃貸者に確認できるものとする。
- ⑨ 敷地内の障害物等の撤去工事も行ふものとする。

(3) 業務の実施期間

令和3年2月1日から開設の準備作業ができるように工事を完了し、建築基準法の検査済証の取得等必要な手続きを行うこと。

(4) 工事監理者

工事の着手前に工事監理者を選定し、工事監理体制、工事監理業務計画書の写しを市に提出すること。

工事監理者は、建築士法の定めに基づき業務を行い、市への完成確認報告は、工事監理者が行うこと。

(5) 現場代理人等

現場代理人を設置すること。

建設業法第26条第1項に規定する主任技術者または同第2項に規定する監理技術者を専任で配置すること。

(6) 工事に伴う留意事項

① 施工時間について

原則平日及び土曜日の8時から17時までとし、それ以外の夜間、日曜日に工

事を行おうとする場合は、市と事前に協議を行うこと。

② 施工中の安全確保について

各種関係法令等に従い、仮設計画(安全)等を作成し、工事の安全に留意して現場管理を行い災害や事故の防止に努めること。

③ 近隣対策について

工事において発生する騒音、振動、粉塵の発生、交通渋滞等に配慮し工事を行うこと。

④ 室内環境について

工事に使用するホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の発散する建材等F☆☆☆☆認定品を使用すること。また、揮発性有機化合物室内濃度測定(6品目)を行うこと。

(7) 完成時の確認について

工事の完成時には、市の工事書類等を参考に書類をまとめ、市の確認(検査)を受けること。

(8) 変更について

工事期間中の協議において発生した内容の変更については、書面等により互いの承諾の上、設計業務の完成時の設計図書、工事内訳書等をもとに、契約の変更を行うものとする。

7. 維持管理業務

1 基本方針

受注者は、設置した全ての施設及び設備については、常に正常な状態に保つよう保守点検等を定期的に行い維持管理に努めること。

2 修繕等

(1) 賃貸借期間中、正常に使用している場合において発生した破損、故障等については受注者の責任において修繕を行うこと。

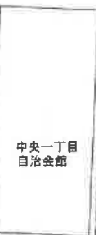
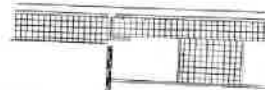
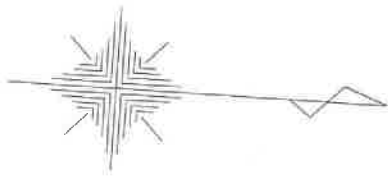
8. その他

本仕様書に明記のない部分でも賃貸借上必要となる付帯の工事(例:地上障害物の処理や地中障害物の処理、電波障害調査や対応など)及び備品は、すべて賃貸借の範囲内で施工すること。

以 上



家屋調査対象範囲を示す

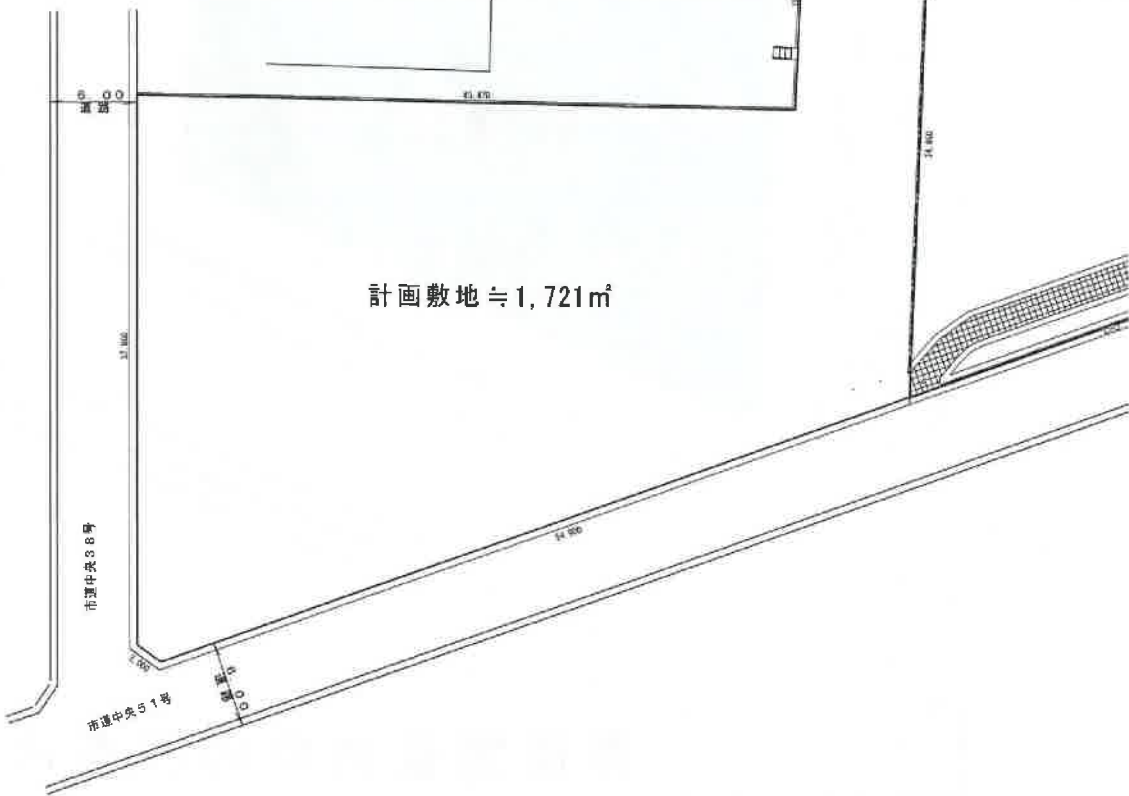


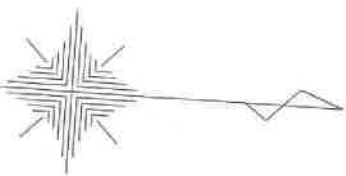
神奈川厚木警察福祉
事務所大和センター

横浜地方送局
大和出張所

やまと公園

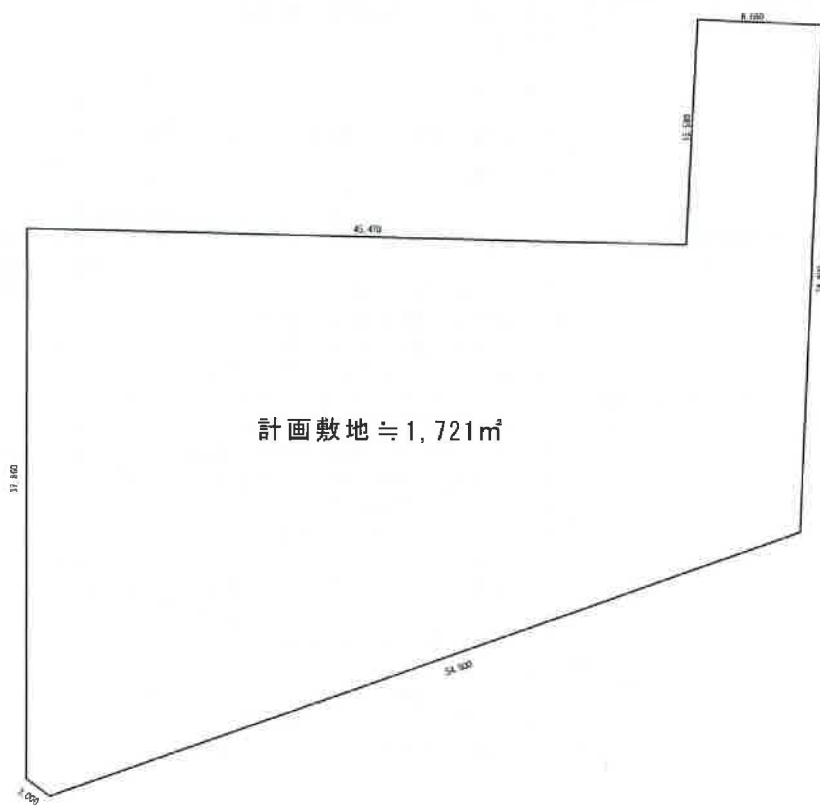
計画敷地 $\approx 1,721\text{m}^2$





横浜地方方法務局
大和出張所

やまと公園



施設概要説明書

1、一般的事項

本施設概要説明書は、神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び同施行規則、その他関係法令・ガイドライン等に定めるもののほか、当該施設において様々な事業を実施するために必要な施設・設備に関して、本市が要求する水準を示し、参加を希望する事業者の提案に対し具体的な指針となるよう示すものです。

2、必要諸室一覧

下記の表を参考に、具体的な仕様については、参加希望者が同等水準で提案すること。なお、(4)については、(1)～(3)とは別区画とし、必要な設備等に関しても、独立した配置とすること。

(1) 低年齢児型保育所…定員 60 名（0 歳 8 名、1 歳 24 名、2 歳 28 名）

0 歳児から 2 歳児の受入れに特化した公私連携型保育所です。日曜・祝日において児童を預かる休日保育事業もあわせて実施します。

室 名	基 準	主 な 設 備	留 意 事 項
乳児室（0 歳児）	児童 1 人につき 3.3㎡	手洗い場、ロッカー、床暖房、壁付扇風機	他の年齢と合同保育する場合は、ベビーサークル等により区画
ほふく室（1 歳児）	児童 1 人につき 3.3㎡	手洗い場、ロッカー、床暖房、壁付扇風機	部屋を区画できるよう、可動間仕切り等を設置
保育室（2 歳児）	児童 1 人につき 1.98㎡	手洗い場、ロッカー、壁付扇風機、ステージ（壁面収納）	部屋を区画できるよう、可動間仕切り等を設置
便所	男子 20 人につき大便所及び小便所各 1 以上、女子 20 人につき 1 以上	手洗い場、汚物処理槽（蓋付き）、洗濯機パン	
職員用便所		手洗い場	男女別 温水洗浄便座
多目的便所		手洗い場、おむつ交換台	温水洗浄便座
沐浴室（または沐浴スペース）		沐浴設備、シャワー	便所内に設けることも可能
医務室（または医務スペース）	概ね 3.3㎡ 以上	収納ベット付戸棚	事務室内に設けることも可能（カーテン等で区画し、児童の安静を確保）
調乳室		流し台、熱湯給水機	乳児室（0 歳児）に隣接
調理室	搬入口を別に設け、前室を設置	食材保管庫、給食受渡しカウンター、直結水栓、床はドライシステム仕様、ステンレスシンク（3 層以上）、ガス台または IH、ステンレス調理台、スチームコンベクションオーブン、冷凍冷蔵庫、保存食用冷凍庫、食器洗浄機、熱風消毒保管庫、ステンラック	給食提供対象：児童 【（1）保育所・（2）送迎ステーション事業・（3）一時預かり事業・（4）休日保育事業】及び職員
調理員休憩室		ロッカー、畳、〈テレビ配線〉	
調理員専用便所		手洗い場	温水洗浄便座
事務室		手洗い場、スチール書庫、〈テレビ配線〉	各室に対し、最適な位置関係となるよう考慮
職員休憩室		手洗い場、畳、壁付扇風機、〈テレビ配線〉	
職員更衣室		ロッカー、壁付扇風機	男女別
玄関		下駄箱、掲示スペース、展示スペース、配架スペース、ベビーカー置き場	

多目的室		<テレビ配線>	主な用途は子育て相談や職員会議 子育て支援室（地域子育て支援拠点事業）に隣接
図書室（または図書スペース）		本棚	
用品保管庫			保育用品、清掃用品、防災用品等
屋外遊戯場（2～5歳児）	児童1人につき3.3㎡	下駄箱、手洗い場、足洗い場、シャワー、組み立て式プール、日よけ、遊具、物置	
駐車場			利用者の動線を考慮し、安全確保（柵等により区画）に留意
駐輪場			屋根を設ける
ゴミ置き場			
防災・避難設備		防災備蓄倉庫、非常用自家発電設備、非常用給水設備、太陽光発電設備	

※「（1）低年齢児型保育所」の設備については、他事業と兼用することが想定されるため、効率的なレイアウトとなるよう設計すること。

（2）送迎ステーション事業…定員 60 名

幼稚園等における教育時間の前後に、一時的に児童を預かる事業です。施設間の移動は、幼稚園等の通園バスを利用します。

室 名	基 準	主 な 設 備	留 意 事 項
保育室（3～5歳児）	児童1人につき1.98㎡	手洗い場、ロッカー、壁付扇風機	部屋を区画できるよう、可動間仕切り等を設置
車寄せ（幼稚園バス2～3台分）			雨天時を含め、児童が待機できるスペースを設けること
便所	男子20人につき大便所及び小便所各1以上、女子20人につき1以上	手洗い場、汚物処理槽（蓋付き）、洗濯機パン	一時預かり事業と兼用

（3）一時預かり事業…定員 20 名

理由に関係なく、緊急・一時的に保育が必要となる児童を預かる事業です。

室 名	基 準	主 な 設 備	留 意 事 項
乳児室（0歳児）・ほふく室（1歳児）	児童1人につき3.3㎡	手洗い場、ロッカー、畳、床暖房、壁付扇風機	部屋を区画できるよう、可動間仕切り等を設置
保育室（2～5歳児）	児童1人につき1.98㎡	手洗い場、ロッカー、壁付扇風機	部屋を区画できるよう、可動間仕切り等を設置
便所	男子20人につき大便所及び小便所各1以上、女子20人につき1以上	手洗い場、汚物処理槽（蓋付き）、洗濯機パン	送迎ステーション事業と兼用

（4）地域子育て支援拠点事業…100名程度／日

地域における子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談に関する事業を実施します。また、大規模な災害発生時には、乳児を災害から守る拠点スペースとして活用することを想定しています。

室 名	基 準	主 な 設 備	留 意 事 項
子育て支援室		手洗い場、床暖房、壁付扇風機、〈テレビ配線〉	必要面積（目安）：100㎡
多目的便所		手洗い場、おむつ交換台、沐浴設備、シャワー、シャワーユニット（大人用）	温水洗浄便座
授乳室・調乳室（または授乳・調乳スペース） 飲食室（または飲食スペース）		流し台、熱湯給水機	

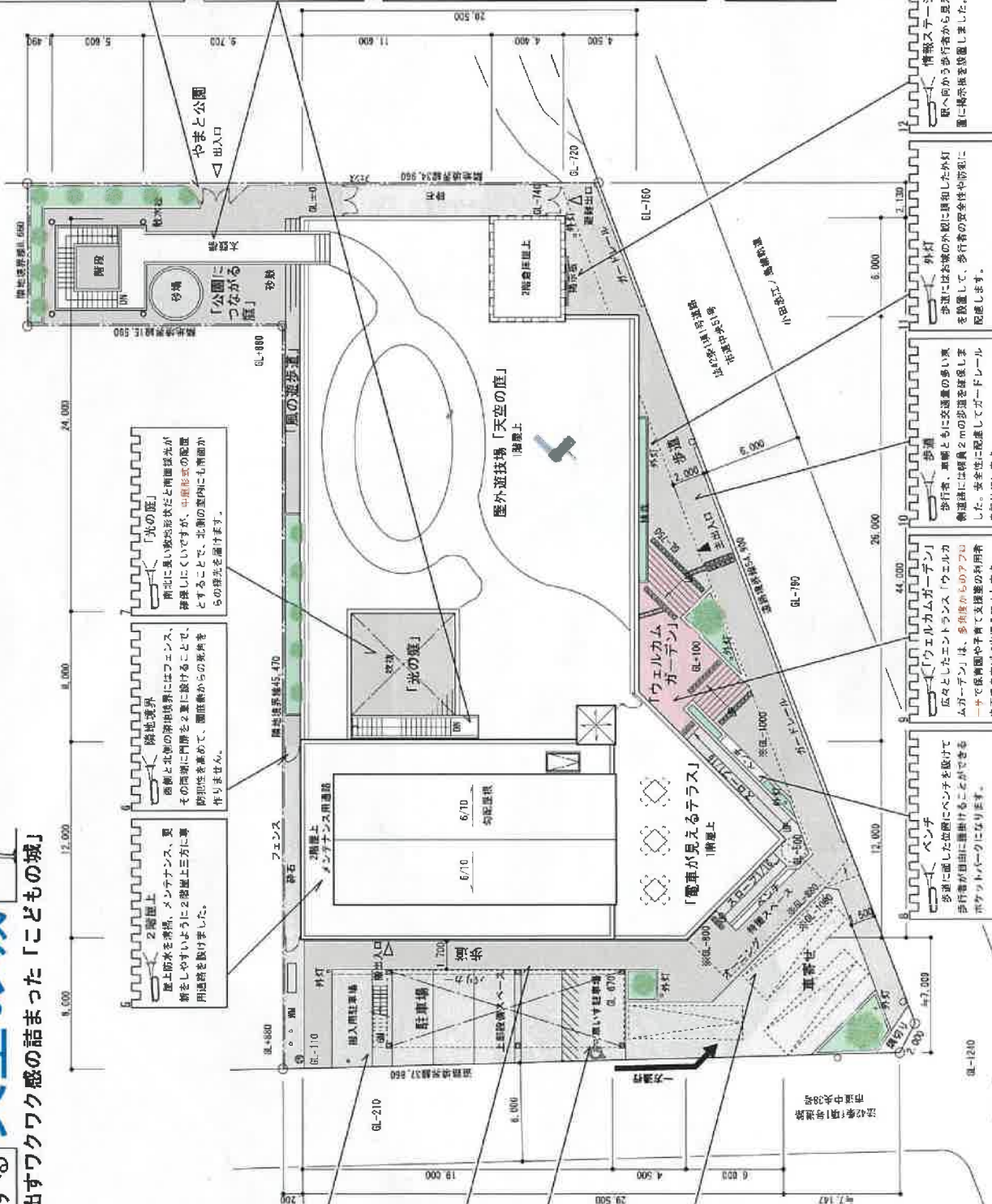
3、留意事項等

- （1）本市の子育て支援施策を象徴するようなデザインを取り入れた外観（屋根を含む）とすること。
- （2）内装については、「大和市屋内こども広場」や「大和市子育て支援施設」などと統一感のある仕様とすること。
- （3）将来的な市民ニーズの変動に対応しやすいなど、自由度のある室空間とすること。
- （4）児童や職員等が利用しやすく、様々な事業を実施する上で効率的かつ安全が確保された動線となるよう設計すること。
- （5）大規模な災害発生時にも施設機能を維持できるよう、防災設備を整えるとともに、建物自体の耐震性能や防火などの対策に加え、市民の安全を守る役割を果たす構造と機能を有する施設とすること。
- （6）近隣に及ぼす影響が最小限となるよう配慮しつつ、必要に応じて、近隣に対する事業説明会を開催する等、安全かつ円滑に業務を行う計画とすること。
- （7）採光や換気等、利用者の保健衛生に十分配慮した仕様とするため、適宜、窓や網戸等を設置すること。
- （8）消火器等の消火用具や非常警報器具など、非常災害に際して必要な設備を設けること。
- （9）事故防止のため、ドアや窓等に、指挟み防止・衝突防止・転落防止・ガラス飛散防止の措置を講ずるとともに、鍵やコンセントなどの数・位置等に配慮すること。
- （10）建具等の角面をとり、突起物には保護材を設置するなど、安全に配慮すること。
- （11）屋内・外の環境を良好に保つため、保育用品や清掃用品だけではなく、災害時の備蓄などのためにも、十分な収納スペースを設けること。
- （12）防犯対策として、園庭の周囲にはフェンス・外灯等を設置し、出入口には門扉を設けるとともに、死角の少ない設計とすること。
- （13）保育室等は、建築物の内法面積から固定された備品などの面積を控除して算定したものの有効面積が、「必要諸室一覧」に記載する面積基準を満たすこと。
- （14）児童の生活リズムや使用目的に応じた空間活用ができるよう、適宜、可動間仕切り等を設置すること。
- （15）北側に隣接するやまと公園についても、子どもたちの遊び場として施設や遊具のリニューアルを行うが、当該施設と一体的な計画となるよう努めること。
- （16）待機児童等の状況に応じて、定員以上の利用ができるよう、保育室等は余裕をもった面積を確保すること。
- （17）施設・設備に関して疑義が生じた場合には、原則、質疑期間内に指定の方法により確認を行うこと。
また、交渉期間以降にあっては、「2、必要諸室一覧」に示す事業が適切に実施できるよう、本市と誠意をもって協議すること。
- （18）事業を実施するにあたり、関係する補助金の有効活用など、積極的なコスト削減に努めること。

大きく和する

天空の城

自発的な行動を引き出すワクワク感の詰まった「こどもの城」



■内部仕上表

[illegible]

子育て支援室イメージ（写真提供がーネット・ド）

イベントやサークル活動など広く市民に利用されるように独立した施設とした子育て支援室。インターホンを設置し、確認して開門することも想定しています。

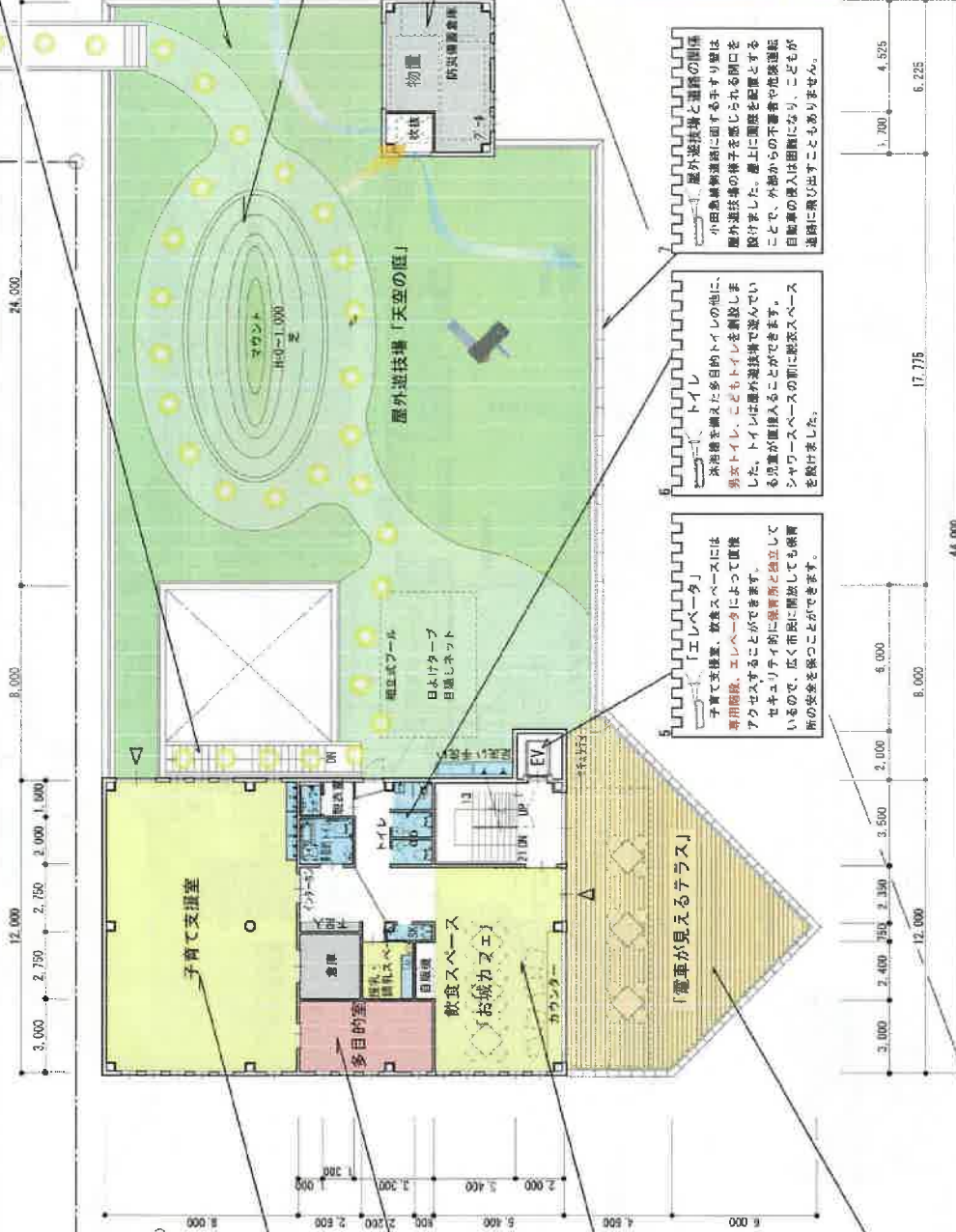
専用の倉庫を併設し、机、いすなどの
備品を収納できます。

多目的室
子育で支障室に隣接する多目的室。
相談室、職員会議室の利用ができます。

飲食スペース「お威力フェ」
100名の利用を想定する子育て支援室
に入る前のホワイエ的空間（土足エリ
ア）とすることで、入退室のスムーズな
を図ります。

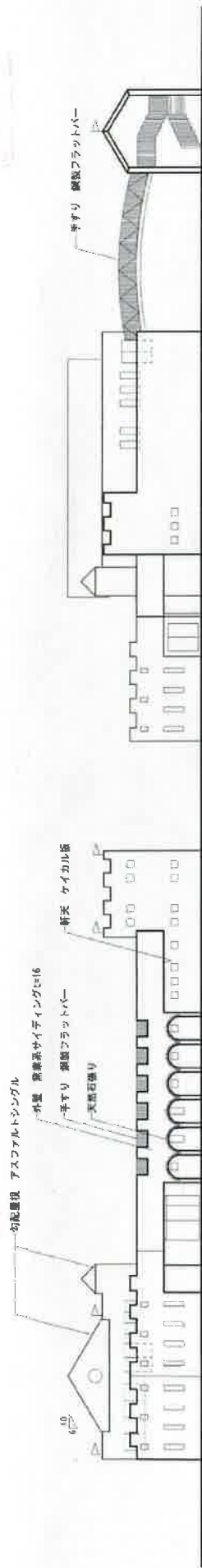
緊急時飲料提供ベンダー自動販売機、
災害時公用電話を設置できるスベ
ースを設けました。

飲食スペース「お城カフェ」イメー
「電車が見えるテラス」
飲食スペースから直接屋外に出るこ
とができる「電車が見えるテラス」
子育て支援施設に求めた市民がくつろぎな
がら、こどもたちはのびのびと遊
べることを目指す。



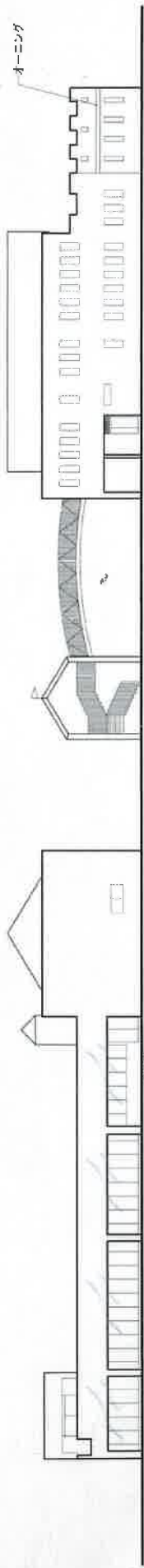
(五)ハニキ一米計重(五)ハース入燃焼上

國の通り道



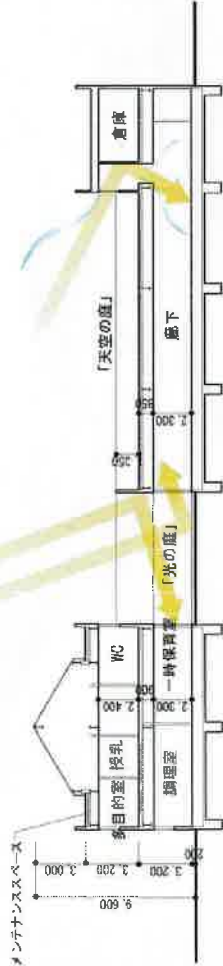
東側立面図 1/300

北側立面図 1/300



西側立面図 1/300

南側立面図 1/300



断面図 1/300

■ 外部仕上表

基礎 外壁 開口部 配管類 換気機 軒天 ドレン 駐とい 窓木 水設備 床下排水設備 オリーニング 内装	外周立上り コンクリート補修+重層防水 煉瓦系サイディング仕上 1時間耐火仕様 アルミサッシ アスファルトシングル FRP防水 ケイカル板te16 EP FRPルーフトレン VU6103 アルミ製 手すり 鋼製フラットバー 床 防汚ビニル系シート 出幅3,500 ロータアルミ製	ウェルカムガーデン スロープ 歩道 車寄せ・駐車場 北・西側通風熱 公園につながる庭 木の庭 光のテラス 遊具が置けるテラス 屋外遊技場 「天空の庭」 日よけタープ 日差しホット カーポート	建築資材 コンクリート アスファルト舗装 (カラー) アスファルト舗装 砕石 砕石 シート張り " " " " マウント 天然芝 スタイル下地H=1,000 平場 人工芝
--	--	--	---

